

有 価 証 券 報 告 書

事業年度 自 2018年4月1日
(第157期) 至 2019年3月31日

株式会社 A D E K A

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

第157期 有価証券報告書

【表紙】

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【沿革】	4
3【事業の内容】	6
4【関係会社の状況】	9
5【従業員の状況】	11
第2【事業の状況】	12
1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	12
2【事業等のリスク】	31
3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	34
4【経営上の重要な契約等】	41
5【研究開発活動】	42
第3【設備の状況】	44
1【設備投資等の概要】	44
2【主要な設備の状況】	45
3【設備の新設、除却等の計画】	47
第4【提出会社の状況】	48
1【株式等の状況】	48
2【自己株式の取得等の状況】	51
3【配当政策】	52
4【コーポレート・ガバナンスの状況等】	53
第5【経理の状況】	69
1【連結財務諸表等】	70
2【財務諸表等】	115
第6【提出会社の株式事務の概要】	128
第7【提出会社の参考情報】	129
1【提出会社の親会社等の情報】	129
2【その他の参考情報】	129
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	130

監査報告書

内部統制報告書

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年6月21日

【事業年度】 第157期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

【会社名】 株式会社A D E K A

【英訳名】 ADEKA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 城詰 秀尊

【本店の所在の場所】 東京都荒川区東尾久七丁目2番35号

【電話番号】 03(4455)2812

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役員 財務・経理部長 志賀 洋二

【最寄りの連絡場所】 東京都荒川区東尾久七丁目2番35号

【電話番号】 03(4455)2812

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役員 財務・経理部長 志賀 洋二

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社A D E K A 大阪支社
(大阪府大阪市北区曾根崎二丁目12番7号)
株式会社A D E K A 名古屋支店
(愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目20番12号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第153期	第154期	第155期	第156期	第157期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (百万円)	205,890	222,746	223,440	239,612	299,354
経常利益 (百万円)	16,506	19,569	21,846	22,337	26,602
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	11,183	13,259	15,325	15,346	17,055
包括利益 (百万円)	18,053	10,179	17,840	21,309	14,208
純資産額 (百万円)	163,233	170,586	187,956	205,088	244,500
総資産額 (百万円)	261,112	270,038	290,485	312,152	414,549
1株当たり純資産額 (円)	1,519.25	1,581.14	1,751.20	1,910.23	1,986.53
1株当たり当期純利益 (円)	108.28	128.38	149.03	149.18	165.78
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	60.10	60.48	61.99	62.99	49.35
自己資本利益率 (%)	7.47	8.28	8.93	8.15	8.50
株価収益率 (倍)	14.35	12.80	10.88	12.86	9.79
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	17,419	23,806	22,183	22,221	18,331
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△12,867	△10,673	△16,666	△19,139	△18,258
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△2,813	△4,566	△3,805	△5,825	8,995
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	41,697	49,981	50,762	48,902	56,504
従業員数 (名)	3,099	3,241	3,375	3,551	5,154

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれていません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

3. 第154期より、在外子会社の収益及び費用は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算する方法から、期中平均為替相場により円貨に換算する方法に変更し、第153期に関連する主要な経営指標等について、遡及処理後の数値を記載しています。

4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第157期の期首から適用しており、第156期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっています。

5. 当期より海外連結子会社3社の決算日を12月31日から3月31日に変更しています。この変更に伴い、第157期における当該海外連結子会社の業績は、2018年1月1日から2019年3月31日までの15ヶ月間を連結しています。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第153期	第154期	第155期	第156期	第157期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (百万円)	120,796	123,567	124,990	131,319	134,612
経常利益 (百万円)	10,605	13,449	14,365	15,447	15,767
当期純利益 (百万円)	7,462	9,626	10,964	11,618	12,493
資本金 (百万円)	22,899	22,899	22,899	22,944	22,944
発行済株式総数 (株)	103,651,442	103,651,442	103,651,442	103,651,442	103,651,442
純資産額 (百万円)	126,055	131,158	141,862	151,787	158,286
総資産額 (百万円)	184,891	189,543	203,213	218,715	235,007
1株当たり純資産額 (円)	1,218.19	1,267.52	1,370.96	1,466.13	1,527.98
1株当たり配当額 (円)	26.00	30.00	35.00	39.00	45.00
(内1株当たり 中間配当額)	(12.00)	(14.00)	(15.00)	(17.00)	(21.00)
1株当たり当期純利益 (円)	72.12	93.03	105.96	112.25	120.62
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	68.18	69.20	69.81	69.40	67.35
自己資本利益率 (%)	6.13	7.49	8.03	7.91	8.06
株価収益率 (倍)	21.55	17.66	15.31	17.09	13.46
配当性向 (%)	36.05	32.25	33.03	34.74	37.31
従業員数 (名)	1,545	1,561	1,593	1,639	1,702
株主総利回り (%)	132.8	142.8	143.9	172.1	151.1
(比較指標：配当込み TOPIX)	(130.7)	(116.5)	(133.7)	(154.9)	(147.1)
最高株価 (円)	1,594	1,887	1,678	2,066	2,115
最低株価 (円)	1,080	1,395	1,158	1,534	1,422

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれていません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第157期の期首から適用しており、第156期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっています。
4. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

(最近5年間の株主総利回りの推移)

	基準	最近5事業年度				
	5事業年度前	4事業年度前	3事業年度前	2事業年度前	1事業年度前	当事業年度
	2014年 3月期	2015年 3月期	2016年 3月期	2017年 3月期	2018年 3月期	2019年 3月期
① 期末日株価（終値）（円）	1,190	1,554	1,643	1,622	1,918	1,623
② 1株当たり配当（単年）（円）		26	30	35	39	45
③ 1株当たり配当累計（円）		26	56	91	130	175
④ ①+③		1,580	1,699	1,713	2,048	1,798
⑤ 株主総利回り =④/基準年の株価（%）		132.8	142.8	143.9	172.1	151.1
⑥ 比較株価指数：配当込みTOPIX	1,628.52	2,128.30	1,898.02	2,176.87	2,522.26	2,395.21
⑦ 株価指数における総利回り =⑥/基準年の株価指数（%） ※ 比較指標		130.7	116.5	133.7	154.9	147.1

2 【沿革】

- 1917年 1月 電解ソーダの製造を目的として、旭電化工業株式会社を資本金100万円で創立
- 1918年 1月 尾久工場を完成、操業開始
(1979年 3月、主要工程停止、鹿島・千葉両工場へ移転し、1990年 4月、尾久工場の生産を全面停止)
- 1928年11月 当社農業薬品部門を分離し、日本農薬㈱を設立
- 1947年 1月 当社製品の販売を目的として、陽光産業㈱(現 ADEKAケミカルサプライ㈱)を設立
- 1949年 5月 当社株式、東京証券取引所に上場
- 1959年10月 過酸化水素の製造・販売を目的として、当社と米国FMC社ほかとの合弁で、東海電化工業㈱を設立(1999年 4月、当社に吸収合併)
- 1961年 7月 当社及び関連各社の所有不動産の売買・管理並びに損害保険代理業等を目的として、旭友不動産㈱(現 ADEKAライフクリエイト㈱)を設立
- 1962年 1月 プラスチック用可塑剤、安定剤の製造・販売を目的として、米国アーガスケミカル社と合弁で、アデカアーガス産業㈱を設立(1990年10月、当社に吸収合併)
- 1966年 7月 当社食品製品の西日本地区における生産拠点として、明石工場が完成し、操業を開始
- 1967年10月 塩化ビニル用可塑剤の製造・販売を目的として、当社(当時、アデカ・アーガス化学㈱)、大日本インキ化学工業㈱ほか2社との合弁で、オキシラン化学㈱を設立
- 1968年 2月 鹿島臨海工業地区における石油化学コンビナート建設構想のもとに、当社、三菱油化㈱、旭硝子㈱ほかとの共同出資により、鹿島電解㈱、鹿島ケミカル㈱等を設立
(2012年12月、鹿島電解㈱、鹿島ケミカル㈱等から出資を引き揚げ)
- 1970年 7月 鹿島工場の第1期工事を完成、操業開始
- 1973年 4月 食器洗浄機用の洗剤市場に進出すべく、㈱アデカクリーンエイド(現 ADEKAクリーンエイド㈱)を設立
- 1975年 9月 エイエス化成㈱袖ヶ浦工場完成、操業開始(1984年 3月、同社解散、当社千葉工場)
- 1975年12月 当社のエンジニアリング技術を活かし、アデカエンジニアリング㈱を設立
(2000年 4月、旭総合工事㈱と合併し、解散)
- 1977年 9月 当社の分析技術、及び工場の安全衛生に関する豊富な経験を活かして㈱東京環境測定センターを設立
- 1988年 7月 食用油脂の海外生産拠点として、シンガポールにADEKA(SINGAPORE)PTE. LTD. を設立
- 1989年10月 樹脂添加剤の販売を目的として、台湾に当社(当時、アデカ・アーガス化学㈱)と長春人造樹脂廠股份有限公司等との合弁で、長江化学股份有限公司を設立
- 1991年11月 合成樹脂用添加剤の製造・販売を目的として、韓国に当社と韓農、韓精等の合弁で、ハンノンアデカCORP. を設立(1997年 3月にドンブアデカCORP. に商号変更)
- 1994年 3月 合成樹脂用添加剤の製造・販売を目的として、米国に当社と三菱商事㈱と米国MIC社との合弁で、AMFINE CHEMICAL CORP. を設立
- 1994年 3月 マヨネーズ・水産加工品等の製造を目的として、アサヒ・ファインフーズ㈱(現 ADEKAファインフーズ㈱)を設立
- 1995年11月 合成樹脂用添加剤の製造・販売を目的として、タイに当社とタイ三菱等の合弁で、アデカ(タイランド)CO., LTD. を設立
- 1996年 3月 国内5工場の工務課を統合して、旭総合工事㈱を設立して分社化
(2000年 4月、アデカエンジニアリング㈱と合併、アデカ総合設備㈱(現 ADEKA総合設備㈱)と改称)
- 1996年 3月 車輛向け省燃費潤滑油添加剤等の製造を目的として、相馬工場を完成、操業開始
- 1999年 4月 欧州での販売、開発を主目的として、アサヒデンカヨーロッパGmbH(現 ADEKA Europe GmbH)を設立
- 2000年 3月 アサヒデンカ코리아CORP. を設立(2008年 7月、ADEKA FINE CHEMICAL KOREA CORP. に合併し、解散)
- 2000年 4月 陽光産業㈱の食品事業を分離し、商流再編を目的として、旭食品販売㈱(現 ADEKA食品販売㈱)を設立
- 2000年 4月 物流部門を分社化してアデカ物流㈱(現 ADEKA物流㈱)を設立
- 2000年 4月 EBO手法により、国内5工場の末端加工工程を工場毎の加工サービス会社として分離設立
- 2000年 9月 ADEKA Europe GmbHがバルマロール社を買収し、フランスにADEKA PALMAROLE SAS(現 ADEKA POLYMER ADDITIVES EUROPE SAS)を設立
- 2001年11月 食品部門を強化するために、日本たばこ産業㈱より食品販売会社、㈱ヨンゴーを買収し、子会社化
- 2001年12月 中国での化学品販売を目的として、阿洒旭電化(上海)有限公司(現 艾迪科(中国)投資有限公司)を設立

2002年4月	国都化学(株)(韓国)との合弁により、中国にエポキシ樹脂・PPG・PUシステムなどの製造・販売を目的とする国都化工(昆山)有限公司を設立
2002年7月	中国での当社製品の製造・販売を目的として、阿洒旭精細化工(上海)有限公司(現 艾迪科精細化工(上海)有限公司)を設立
2003年1月	ドンブアデカCORP.の株式を合弁パートナーであるドンブグループより買収、子会社化しADEKA FINE CHEMICAL KOREA CORP.(現ADEKA KOREA CORP.)に社名変更
2003年5月	長春石油化学股份有限公司(台湾)との合弁により、中国における樹脂用添加剤の製造・販売を目的とする艾迪科精細化工(常熟)有限公司を設立
2003年9月	アセアン・オセアニアにおける化学品の販売会社として、シンガポールにADEKA (ASIA) PTE. LTD.を設立
2004年2月	米国市場を主対象に樹脂添加剤を除く化学品の販売を目的として、米国ニュージャージー州にアサヒデンカUSA, INC.(現 ADEKA USA CORP.)を設立
2004年5月	タイにおける樹脂用添加剤の製造・販売を目的として、ADEKA FINE CHEMICAL (THAILAND) CO., LTD.を設立(アデカ(タイランド)CO., LTD.は解散)
2004年5月	中国における油脂加工食品の製造・販売を目的として、阿洒旭食品(常熟)有限公司(現 艾迪科食品(常熟)有限公司)を設立
2004年11月	台湾における情報・電子化学品の製造・販売を目的として、台湾艾迪科精密化学股份有限公司を設立
2005年10月	食品部門を強化するために、食品製造・販売会社である上原食品工業(株)の全株式を取得
2006年5月	当社、旭電化工業株式会社は、新本社ビルの完成に伴い、2006年5月1日付で「株式会社ADEKA」へ社名変更するとともに、本社事務所を中央区日本橋より荒川区東尾久へ移転 当社の社名変更により、一部の子会社も同日、社名変更
2007年9月	インドにおける樹脂用添加剤を主としたADEKAグループ製品の輸入販売を目的として、ADEKA INDIA PVT. LTD.を設立
2008年5月	ADEKA PALMAROLE SAS が PALMAROLE COMPOUNDS SA の株式を 100 % 取得 (2008 年 7 月、ADEKA PALMAROLE SASがPALMAROLE COMPOUNDS SAを事業統合)
2008年7月	ADEKA FINE CHEMICAL KOREA CORP.がADEKA KOREA CORP.を合併、ADEKA KOREA CORP.に社名変更
2011年4月	中東地域における樹脂添加剤の製造販売を目的として、Al Ghurair Additives LLCに資本参加し、アラブ首長国連邦にADEKA Al Ghurair Additives LLCとして発足
2012年5月	米国での塩化ビニル用の安定剤の製造・販売を目的として、AMFINE CHEMICAL CORP.が米国インディアナ州にAM STABILIZERS CORP.を設立
2012年6月	AM STABILIZERS CORP.が米国Hammond Group Inc.から塩化ビニル用の安定剤事業(HALSTAB DIVISION)を買収
2012年7月	南米におけるADEKAグループ化学品製品の販売支援と市場開拓を目的として、ブラジルサンパウロ州にADEKA BRASIL LTDA.を設立
2012年11月	東アジアにおける加工油脂の製造・販売を目的として、マレーシアジョホール州にADEKA FOODS (ASIA) SDN. BHD.を設立
2016年8月	艾迪科(上海)貿易有限公司(設立時 阿洒旭電化(上海)有限公司)の会社形態を投資性会社とし、艾迪科(中国)投資有限公司に社名変更
2016年8月	食品部門を強化するために、食品販売会社である株式会社クラウンの株式を追加取得し、子会社化
2016年10月	化学品・食品の市場調査等を目的として、ベトナムホーチミン市に駐在員事務所を設立
2016年12月	化学品の専門商社である昭和興産株式会社の株式を追加取得し、持分法適用会社化
2017年1月	艾迪科(中国)投資有限公司が樹脂添加剤など化学品の製造・販売を目的として、艾迪科精細化工(浙江)有限公司を設立
2018年1月	ADEKA PALMAROLE SASの株式を追加取得し100%子会社化したことに伴い、ADEKA POLYMER ADDITIVES EUROPE SASに社名変更
2018年9月	日本農薬(株)株式に対する公開買付け及び第三者割当増資の引受けにより、日本農薬(株)を子会社化

3 【事業の内容】

当社及び当社の関係会社(当社、子会社55社及び関連会社22社(2019年3月31日現在)により構成)においては、化学品、食品、ライフサイエンス及びその他の4部門に関係する事業を主として行っており、その製品はあらゆる種類にわたっています。各事業における当社及び関係会社の位置付け等は以下の通りです。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しています。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」をご参照ください。

(1) 化学品事業

当事業は、大きく3種類の製品に分類しています。

樹脂添加剤
製品

ポリオレフィン用添加剤、塩ビ用安定剤・可塑剤、難燃剤等を製造・販売しています。

<主な関係会社>

(製造)AMFINE CHEMICAL CORP.、オキシラン化学(株)、ADEKA KOREA CORP.

艾迪科精細化工(上海)有限公司、艾迪科精細化工(常熟)有限公司

ADEKA FINE CHEMICAL (THAILAND) CO., LTD.、ADEKA POLYMER ADDITIVES EUROPE SAS

AM STABILIZERS CORP.、ADEKA Al Ghurair Additives LLC

艾迪科精細化工(浙江)有限公司

(販売)ADEKAケミカルサプライ(株)、長江化学股份有限公司

ADEKA Europe GmbH、艾迪科(中国)投資有限公司、ADEKA (ASIA) PTE. LTD.

ADEKA USA CORP.、ADEKA INDIA PVT. LTD.、ADEKA BRASIL LTDA.、昭和興産(株)

長連旭(上海)貿易有限公司

情報・電子
化学品製品

高純度半導体材料、電子回路基板エッチング装置及び薬剤、光硬化樹脂、光開始剤、画像材料等を製造・販売しています。

<主な関係会社>

(製造)台湾艾迪科精密化学股份有限公司、ADEKA KOREA CORP.

艾迪科精細化工(上海)有限公司

(販売)ADEKAケミカルサプライ(株)、ADEKA Europe GmbH、艾迪科(中国)投資有限公司

ADEKA (ASIA) PTE. LTD.、ADEKA USA CORP.、昭和興産(株)

機能化学品
製品

エポキシ樹脂、ポリウレタン原料、水系樹脂、界面活性剤、潤滑油添加剤、厨房用洗浄剤、化粧品原料、プロピレングリコール類、過酸化水素及び誘導品、水膨張性シール材等を製造・販売しています。

<主な関係会社>

(製造)AMFINE CHEMICAL CORP.、オキシラン化学(株)、艾迪科精細化工(上海)有限公司

(株)コープクリーン、関東珪曹硝子(株)

(販売)ADEKAケミカルサプライ(株)、ADEKA クリーンエイド(株)、台湾艾迪科精密化学股份有限公司

ADEKA Europe GmbH、艾迪科(中国)投資有限公司、ADEKA (ASIA) PTE. LTD.

ADEKA KOREA CORP.、ADEKA INDIA PVT. LTD.、昭和興産(株)

(2) 食品事業
食品製品

当事業においては、マーガリン類、ショートニング、チョコレート用油脂、フライ用油脂、ホイップクリーム、濃縮乳タイプクリーム、フィリング類、冷凍パイ生地、マヨネーズ・ドレッシング類、機能性食品素材等を製造・販売しています。

<主な関係会社>

(製造) ADEKA ファインフーズ(株)、ADEKA (SINGAPORE) PTE. LTD.、艾迪科食品(常熟)有限公司
上原食品工業(株)、ADEKA FOODS (ASIA) SDN. BHD.

(販売) ADEKA 食品販売(株)、(株)ヨンゴー、(株)クラウン

(3) ライフサイエンス事業

ライフサイエ
ンス製品 当事業においては、農薬、医薬品、医薬部外品、動物用医薬品、木材用薬品、医療材料等を製造・販売しています。

<主な関係会社>

(製造) 日本農薬(株)、(株)ニチノサービス、(株)ニチノ緑化、Nichino India Pvt.Ltd.
Nichino Chemical India Pvt.Ltd.、Sipcam Nichino Brasil S.A.
Agricultural Chemicals (Malaysia) Sdn.Bhd.

(販売) 日本農薬(株)、日本エコテック(株)、(株)アグリマート、Nichino America, Inc.、
日佳農薬股份有限公司、Nichino Europe Co.,Ltd.、日農(上海)商貿有限公司
Nichino do Brasil Agroquimicos Ltda.、Nichino Vietnam Co., Ltd.
Nihon Nohyaku Andica S.A.S.、Sipcam Europe S.p.A.

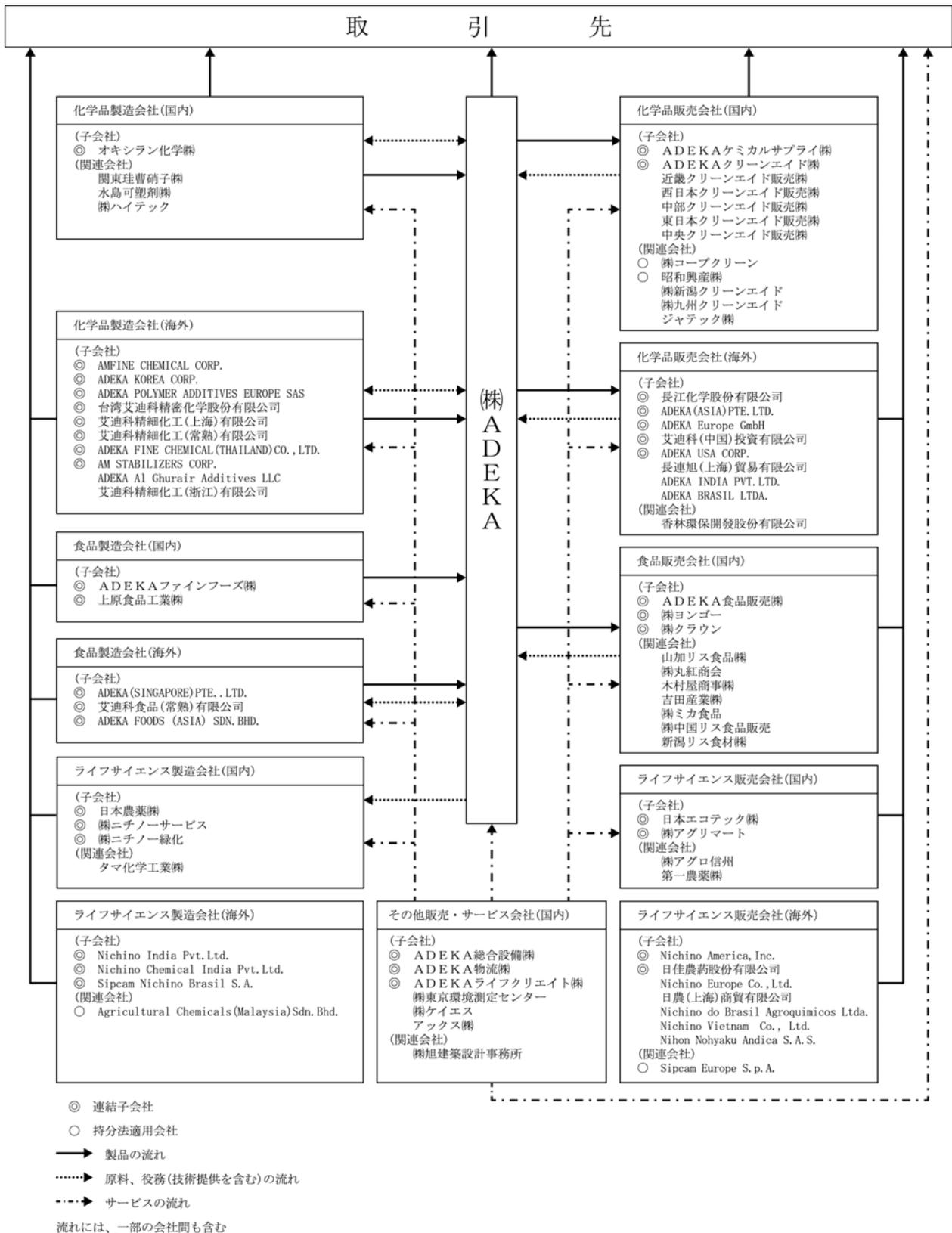
(4) その他

当事業においては、設備プラントの設計、工事及び工事管理、設備メンテナンス、物流業、倉庫業、車輛等リース、不動産業、保険代理業等を行っています。

<主な関係会社>

(設備プラントの設計、工事及び工事管理、設備メンテナンス) ADEKA 総合設備(株)
(物流業、倉庫業) ADEKA 物流(株)
(不動産業、保険代理業) ADEKA ライフクリエイト(株)
(分析業務) (株)東京環境測定センター

以上の結果、主な事業の系統図は以下の通りです。



4 【関係会社の状況】

名 称	住 所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
ADEKAケミカルサプライ㈱	東京都文京区	104	化学品事業	100.00 (5.57)	当社製品の販売 役員兼任あり
ADEKAクリーンエイド㈱	東京都荒川区	140	化学品事業	100.00	当社製品の販売 役員兼任あり
ADEKAファインフーズ㈱	鳥取県境港市	50	食品事業	100.00	当社製品の製造 役員兼任あり 土地の賃貸あり
ADEKA総合設備㈱	東京都荒川区	130	その他の事業	100.00	当社の設備メンテナ ンス及び修繕補修
AMFINE CHEMICAL CORP.	米国・ニュー ジャージー州	万US\$ 1,600	化学品事業	60.00	当社製品の製造、販売 役員兼任あり
ADEKA (SINGAPORE) PTE. LTD.	シンガポール	万S\$ 800	食品事業	90.00	当社製品の製造、販売 役員兼任あり
オキシラン化学㈱	東京都中央区	600	化学品事業	51.00	当社製品の製造、販売 製品の購入 役員兼任あり
ADEKA食品販売㈱	東京都千代田区	42	食品事業	100.00	当社製品の販売 役員兼任あり
ADEKA物流㈱	東京都荒川区	50	その他の事業	100.00	当社製品の運搬、保管
長江化学股份有限公司	台湾・台北市	百万NT\$ 30	化学品事業	50.50	当社製品の販売 役員兼任あり
㈱ヨンゴ	愛知県名古屋 市名東区	18	食品事業	92.14	当社製品の販売 役員兼任あり
ADEKA KOREA CORP.	韓国・ウオンジュ 市	百万WON 15,000	化学品事業	100.00	当社製品の製造、販売 役員兼任あり
ADEKA (ASIA) PTE. LTD.	シンガポール	万US\$ 80	化学品事業	100.00	当社製品の販売
ADEKA Europe GmbH	ドイツ・デュッセル ドルフ市	万Eur 50	化学品事業	100.00	当社製品の販売
台湾艾迪科精密化学 股份有限公司	台湾・台南市	百万NT\$ 200	化学品事業	100.00	当社製品の製造、販売 役員兼任あり
ADEKA POLYMER ADDITIVES EUROPE SAS	フランス・ミュー ルーズ市	万Eur 300	化学品事業	100.00 (100.00)	当社製品の製造、販売
艾迪科(中国) 投資有限公司(注)1	中国・上海市	万US\$ 3,100	化学品事業	100.00	当社製品の販売 役員兼任あり 資金援助あり
艾迪科精細化工(上海) 有限公司	中国・上海市	万US\$ 2,050	化学品事業	100.00	当社製品の製造、販売 役員兼任あり
艾迪科精細化工(常熟) 有限公司	中国・江蘇省 常熟市	万US\$ 2,154	化学品事業	50.00	当社製品の製造、販売 役員兼任あり
ADEKAライフクリエイト㈱	東京都荒川区	65	その他の事業	100.00 (20.00)	当社のビル管理等 役員兼任あり 資金援助あり
上原食品工業㈱	東京都荒川区	70	食品事業	100.00	当社製品の購入 資金援助あり
ADEKA FINE CHEMICAL (THAILAND) CO., LTD.	タイ・ラヨーン県	百万Baht 350	化学品事業	81.00	当社製品の製造、販売
艾迪科食品(常熟) 有限公司(注)1	中国・江蘇省 常熟市	万US\$ 2,300	食品事業	70.00	当社製品の製造、販売 資金援助あり 役員兼任あり
AM STABILIZERS CORP.	米国・インディア ナ州	万US\$ 850	化学品事業	100.00 (100.00)	当社製品の製造、販売
ADEKA FOODS (ASIA) SDN. BHD. (注)1	マレーシア・ジョ ホール州	百万RM 90	食品事業	60.00	当社製品の製造、販売 資金援助あり 役員兼任あり
ADEKA USA CORP.	米国・ニュー ジャージー州	万US\$ 100	化学品事業	100.00	当社製品の販売
㈱クラウン	大阪府大阪市北区	10	食品事業	100.00	当社製品の販売 役員兼任あり

名 称	住 所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
日本農薬(株) (注) 1, 4	東京都中央区	14,939	ライフサイエ ンス事業	51.0	役員兼任あり
(株)ニチノー緑化	東京都中央区	160	ライフサイエ ンス事業	100.00 (100.00)	—
(株)ニチノーサービス (注) 1	東京都中央区	3,400	ライフサイエ ンス事業	100.00 (100.00)	—
Nichino America, Inc.	米国・デラウェア 州	万US\$ 70	ライフサイエ ンス事業	100.00 (100.00)	—
日本エコテック(株)	東京都中央区	20	ライフサイエ ンス事業	100.00 (100.00)	—
日佳農薬股份有限公司	台湾・台北市	百万NT\$ 40	ライフサイエ ンス事業	51.00 (51.00)	—
(株)アグリマート	東京都中央区	50	ライフサイエ ンス事業	100.00 (100.00)	—
Nichino India Pvt. Ltd.	インド・テランガ ナ州	千INR 3,279	ライフサイエ ンス事業	99.94 (99.94)	—
Nichino Chemical India Pvt. Ltd.	インド・テランガ ナ州	千INR 10,500	ライフサイエ ンス事業	100.00 (100.00)	—
Sipcam Nichino Brasil S. A. (注) 1	ブラジル・ミナス ジェライス州	万R\$ 22,389	ライフサイエ ンス事業	50.00 (50.00)	—
(持分法適用関連会社)					
(株)コープクリーン	埼玉県蕨市	80	化学品事業	46.88	当社製品の販売 役員兼任あり
昭和興産(株)	東京都港区	550	化学品事業	20.81	当社製品の販売 役員兼任あり
Agricultural Chemicals (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア・ペナ ン市	万RM 205	ライフサイエ ンス事業	24.18 (24.18)	—
Sipcam Europe S. p. A.	イタリア・ミラノ 市	万Eur 3,694	ライフサイエ ンス事業	20.00 (20.00)	—

(注) 1. 特定子会社です。

2. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しています。

3. 議決権の所有割合欄の(内書)は間接所有です。

4. 有価証券報告書提出会社です。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
化学品事業	2,337
食品事業	980
ライフサイエンス事業	1,475
報告セグメント計	4,792
その他	220
全社(共通)	142
合計	5,154

(注) 1. 従業員数は就業人員です。

2. 2018年9月28日付で日本農薬株式会社の株式を追加取得したことにより、「ライフサイエンス事業」の従業員を新たに加えています。

(2) 提出会社の状況

2019年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
1,702	38.5	15.5	7,018,551

2019年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
化学品事業	1,160
食品事業	400
報告セグメント計	1,560
その他	—
全社(共通)	142
合計	1,702

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、関係会社等への出向者120名は含まれていません。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。

(3) 労働組合の状況

1. 当社グループには、ADEKA労働組合及び日本農薬労働組合があります。2019年3月31日現在の連結グループ内の組合員数は1,822名です。
2. ADEKA労働組合は上部団体のJEC連合に加入しています。日本農薬労働組合は上部団体のUAゼンセンに加入しています。
3. 労働条件その他の諸問題については、労使協議会において相互の意思疎通を図り、円満な協調を保っています。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

1. グループ戦略課題

世界経済は、米国の保護主義的な通商政策の影響や中国経済の下振れリスクが懸念されるものの、先進国を中心に景気の拡大が持続すると予想されています。

日本経済は、企業収益や雇用環境の改善等を背景に、企業の生産・設備投資や個人消費も緩やかな改善が続き、回復基調で推移するものと見込まれています。

このような状況のなか、当社グループは新中期経営計画『BEYOND 3000』の3つの基本戦略「3本柱の規模拡大」「新規領域への進出」「経営基盤の強化」を推進し、さらなる業績向上を目指します。

2. 中長期的な会社の経営戦略

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、社会の一員として、社会との調和を図りながら持続的に発展し、さらにステークホルダーの期待に積極的に応えていくことの重要性を強く認識しており、「新しい潮流の変化に鋭敏であり続けるアグレッシブな先進企業を目指す」「世界とともに生きる」を経営理念として、独自性のある優れた技術で、時代の先端をいく製品と顧客ニーズに合った製品を提供し、企業の社会的責任を果たしていくことを経営の基本方針としています。

(2) 目標とする経営指標、中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

当社グループは、中長期的な目指すべき方向性を示した2025年のありたい姿『ADEKA VISION 2025』を掲げ、現在の事業基盤である「化学品と食品」のみならず幅広い事業を世界中で展開し、メーカーとして世界の技術をリードしつつ、本業を通じて社会に貢献する「先端技術で明日の価値を創造し豊かなくらしに貢献するグローバル企業」を目指します。

中期経営計画『BEYOND 3000』では、最終年度(2020年度)に、『連結売上高3,000億円超(オーガニックグロス)、営業利益率 10%、ROE 10%』を目指し、3つの基本戦略のもと、「経営管理：グループ経営管理の強化」「グローバル：グローバル化の拡大とローカライゼーションの加速」「技術：イノベーションの創出と競争力の強化」「人財：グローバル人財、リーダー人財の拡充」「企業価値：CSRを推進し社会とともに発展」からなる5つの施策を実行してまいります。事業領域の拡大と新規事業の育成を目的としたM&Aグロースにつきましても、積極的に進めてまいります。ADEKAグループ一丸となって経営戦略を着実に実行し、株主をはじめとするステークホルダーの皆様の信頼に応える企業を目指していきます。

[中期経営計画 3つの基本戦略]

① 3本柱の規模拡大

『樹脂添加剤』『化学品』『食品』を事業の3本柱として、事業毎に定める戦略製品の販売をグローバルで拡大する。

② 新規領域への進出

ターゲットとする『ライフサイエンス』『環境』『エネルギー』分野において、ビジネスモデルを構築し、事業化を推進する。

③ 経営基盤の強化

CSRを推進し、社会への貢献と社会からの信頼を高める。

ADEKAグループの相互連携を強化し、総合力を発揮する。

3. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」)

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う大規模買付行為(下記(3)②(a)に定義されます。以下同じとします)がなされた場合、これが当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、大規模買付行為に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、近年の資本市場においては、対象会社の経営陣の同意を得ずに、一方的に大量の株式の買付を強行するような動きも見られます。こうした大規模買付行為の中には、その目的等からみて企業価値及び株主の皆様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、または、対象会社の取締役会や株主の皆様が大規模買付行為の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社株主の皆様共同の利益及び当社の企業価値を持続的に確保・向上させていくことを可能とする者である必要があると考えており、上記の例を含め、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えています。

(2) 当該株式会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

① 当社の企業価値の源泉

(a) 経営理念

当社グループは、「新しい潮流の変化に鋭敏であり続けるアグレッシブな先進企業を目指す」「世界とともに生きる」という経営理念の下、世界市場で競争力のある技術優位な製品群によるグローバルな事業展開を加速し、時代の先端を行く製品と、環境に優しく、顧客ニーズに合った製品を提供し続けています。

上記の経営理念の根底には、「本業を通じた社会貢献」というCSR(企業の社会的責任)の思想が流れています。すなわち、社会環境の変化を鋭敏にとらえ、当社の持つ先進技術を積極的に駆使することにより、新しい社会的課題への解決策を提供するとともに、株主及び投資家の皆様を始め、顧客、取引先、従業員、地域社会等、全てのステークホルダーの利益に配慮した経営活動を行うことにより、当社は、社会から信頼され、真に必要とされる企業となることを目指しています。

幅広いステークホルダーへの貢献を通じた企業価値の向上、ひいては、株主の皆様共同の利益の増大により、健全かつ持続的な成長・発展を続けることが、当社の経営の基本方針であり、創業以来、築き上げてきた、顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーとの良好な信頼関係こそが、当社の企業価値の源泉となっています。

(b) 当社の事業内容とその特徴

化学品事業と食品事業という2つのコアビジネスを擁するユニークな企業として事業活動を行っています。そして、化学品事業においては、樹脂添加剤・情報・電子化学品、機能化学品、食品事業においては、加工油脂製品、加工食品製品といった非常に多岐にわたる事業分野をもち、かつ、それらの事業が相互に有機的に結びついているという特徴を有しています。

当社は、新規技術の創造と得意技術の融合により、環境の保全や人々の健康で豊かな生活に役立つ先駆的な製品を持続的に開発・提供し、国際社会に貢献できる企業を目指し、化学品事業と食品事業の両分野で、お客様や取引先様をはじめとするビジネスパートナーの皆様との共創により、独自性の高い技術を開発し、新しい価値を創造し続けています。また、各事業分野で培ってきた得意技術を融合し、環境・エネルギー、ライフサイエンスといった新しい事業分野にも注力しています。

創業以来、今日まで、幅広い事業分野におけるビジネスパートナーの皆様との強い信頼関係の下、築き上げてきた、独自性の高い技術力もまた、当社の企業価値の源泉となっています。

② 中期経営計画について

当社グループは、2018年度から2020年度の中期経営計画『BEYOND 3000』を2018年4月からスタートしました。『BEYOND 3000』は、2025年の当社グループのありたい姿『ADEKA VISION 2025』の実現に向けたセカンドステージであり、この3年間でオーガニックグロース（自立的成長）により、売上高3,000億円を超え、さらなる拡大を目指してまいります。

[中長期ビジョン『ADEKA VISION 2025』]

先端技術で明日の価値を創造し豊かなくらしに貢献するグローバル企業

現在の事業基盤である「化学品と食品」のみならず幅広い事業を世界中に展開し、メーカーとして世界の技術をリードしつつ、本業を通じて社会（豊かなくらし）に貢献するグローバル企業を目指す。

[中期経営計画『BEYOND 3000』]

(a) 基本方針

「売上高3,000億円を超えるグッドカンパニーとなる。」

(b) 3つの基本戦略

i) 3本柱の規模拡大

『樹脂添加剤』『化学品』『食品』を事業の3本柱として、事業毎に定める戦略製品の販売をグローバルで拡大する。

ii) 新規領域への進出

ターゲットとする『ライフサイエンス』『環境』『エネルギー』分野において、ビジネスモデルを構築し、事業化を推進する。

iii) 経営基盤の強化

CSRを推進し、社会への貢献と社会からの信頼を高める。

当社グループの相互連携を強化し、総合力を発揮する。

[中期経営計画 5つの施策]

(a) 経営管理：グループ経営管理の強化

当社グループ共通の価値観の醸成や、制度・体制等の整備により、グループ経営管理の強化を図る。

(b) グローバル：グローバル化の拡大とローカライゼーションの加速

調達・生産・販売のグローバル展開をさらに拡大させるとともに、海外の各現地法人の成長を加速する。

(c) 技術：イノベーションの創出と競争力の強化

社会から求められる製品を永続的に創出していくため、研究開発の強化と新規事業化の推進、及び生産技術の深化・継承に取り組む。

(d) 人財：グローバル人財・リーダー人財の拡充

企業資産である人財への持続的な投資により、グローバル人財・リーダー人財を拡充する。

(e) 企業価値：CSRを推進し社会とともに発展

CSR推進体制のレベルアップを図り、事業を通じて社会の課題解決に貢献し、当社の持続的成長につなげていく。

〔経営目標〕

	2017年度実績	2018年度実績	2020年度 (中計最終年度)
連結売上高	2,396億円	2,993億円	3,000億円超
売上高営業利益率	8.9%	8.9%	10%
ROE	8.1%	8.5%	10%
配当性向	26.1%	27.1%	30%

〔連結売上高〕

オーガニックグロス（自立的成長）による連結売上高3,000億円超の達成が目標です。

このほかに、事業領域の拡大と新規事業の育成を目的とした、M&Aグロスも積極的に進めていきます。

〔投融资計画〕

3カ年総額：1,000億円（内訳：設備投資額 500億円、M&A資金 500億円）

〔配当・株主還元〕

当社は、経営基盤の強化、中長期的視野に立った成長事業領域への投資等による事業の拡大により企業価値の向上を図っていくとともに、安定した配当の継続を基本として、経営環境、業績、財務状況などを総合的に勘案して、適正な利益還元を行ってまいります。配当につきましては、中長期的水準の向上を目指しており、中期経営計画『BEYOND 3000』の最終年度である2020年度連結配当性向30%を目標とし、段階的に引き上げていく方針です。今後も、効率的な資本構成と資本運用を意識しながら製品の高付加価値化と差別化に取り組んでまいります。

当社グループは、本中期経営計画の実行を通じて、企業価値の向上と株主の皆様共同の利益の確保を図ってまいります。

③ ライフサイエンス事業の拡大

中期経営計画『BEYOND 3000』では、ライフサイエンス事業を、進出すべき新規領域の一つに掲げています。農業事業ビジネスをポートフォリオに加え、ライフサイエンス事業の拡大を加速させるため、当社は、日本農薬株式会社（以下「日本農薬」といいます）と資本業務提携契約を締結し、同社を連結子会社化しました。

日本農薬は、当社の農薬部門を分離し、1928年に設立された会社で、当社事業・組織文化との親和性が極めて高く、従前から、両社研究部門間で様々な技術交流を行ってきました。今回の資本業務提携を通じて、当社と日本農薬の有機合成技術や製剤技術のシナジー効果を追求すべく、人財交流、研究開発領域の相互補完、生産技術・生産拠点等の相互利用を進め、当社グループのライフサイエンス事業の拡大に取り組んでまいります。

特にライフサイエンス事業における新規薬剤・医療機器の開発には、長期的な視野に立った地道な研究開発活動と事業化に向けた多額の投資が必要であり、両社の強みを活かした安定的かつ持続的な研究開発体制と生産・販売体制の構築が求められます。

日本農薬との資本業務提携契約に基づき、新製品開発から市場投入に至る長期的・安定的な事業活動を進めていくためにも、短期的利益のみを追求するのではなく、中長期的な観点から企業価値及び株主の皆様共同の利益の向上を図っていく必要性は一層高まっているものと考えています。

④ コーポレートガバナンスの強化

以上の施策を推進していくにあたり、当社は、健全で透明性が高く、安定した経営の基盤となるコーポレートガバナンス、コンプライアンス及びリスクマネジメントの一層の強化に努めています。

コーポレートガバナンスの強化のため、当社は、監査役会設置会社制度の枠内で、監督と執行との分離を可

及的に進めるため、執行役員制度を導入し、経営の監督及び意思決定と執行の分離を図っています。また、職務執行の責任を明確化するため、取締役と執行役員の任期はそれぞれ1年としています。取締役会は月1回の定時取締役会と、臨時取締役会を随時開催し、月に数回行われる経営会議による審議と合わせ、機動的かつ十分な検討を経て、意思決定を行っています。

当社は、取締役会の承認を要する重要事項について事前審議を行い、業務執行に関する情報の共有化を図るとともに、取締役会の審議の迅速化を図る目的で、経営会議を設置しています。経営会議は、常勤取締役と執行役員で構成し、経営会議規則で定める事項について審議、決定します。取締役会の監督機能を強化し、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上の観点から助言を得るため、当社独自の独立性の基準を満たす独立社外取締役を2名、独立社外監査役を3名選任し、全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2017年6月に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しています。

取締役・監査役候補者の指名、執行役員の選任や、役員報酬の決定の透明性・公正性を高めるため、「ADEKAグループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」に基づき、代表取締役から独立社外取締役に事前説明を行い、独立社外取締役の意見・助言を踏まえて、取締役会の決議により決定しています。

大規模買付行為への対応に関しては、当社は、大規模買付者の出現時に本プラン（下記(3)に定義されます。以下同じとします）に基づき当社取締役会が行う意思決定手続の透明性・客観性を確保することを目的として、独立性の高い社外役員と社外有識者で構成される独立委員会を設置しています。独立委員会は、大規模買付者の出現時には、企業価値の向上と株主の皆様共同の利益の確保のため、客観的・独立的な立場で取締役会に対し勧告・提案を行います。また、平時においても独立委員会は年2回開催され、これを通じて、当社は独立委員に対して当社の経営に関する情報を更新的に提供し、また、独立委員会から当社に対して客観的・独立的な立場からのご意見・ご助言をいただくことで、当社が、常に適切な経営判断を行える環境を整えています。

なお、当社は、東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンス・コードへの対応として、当社グループの企業使命・経営理念を実現し、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図ることを目的に、コーポレートガバナンスの基本的な考え方と基本方針を定めた「ADEKAグループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」(<http://www.adeka.co.jp/ir/library/pdf/cgg.pdf>)を制定しています。今後も、コーポレートガバナンス・コードの趣旨・精神を踏まえ、当社グループ全体のコーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記(1)記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、2007年6月22日開催の当社第145回定時株主総会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を導入することについて株主の皆様のご承認をいただきました。その後、かかる対応方針は、3度の更新を経た後、2019年6月21日開催の当社第157回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）において、株主の皆様のご承認をいただき、効力を生じました（以下本定時株主総会においてご承認いただいた対応方針を「本プラン」といいます）。本プランは、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為への対応、及び、本プランの適正な運用を担保するための手続等を定めたものであり、その概要は以下の通りです。

① 本プランによる買収防衛策更新の目的について

当社は、上記(1)記載の基本方針に基づき、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式(以下「支配株式」といいます)の取得を目指す者及びそのグループの者(以下「買収者等」といいます)に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、買収者等に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者等に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えています。しかしながら、株主の皆様に必要な判断を行っていただくためには、その前提として、上記のような当社固有の事業特性や当社グループの歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。そして、買収者等による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者等から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様が適切な判断を行われるために、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報及び当該買収者等による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会によるそれを受けた新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

したがって、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えています。

以上の見地から、当社は、上記(1)の基本方針を踏まえ、大規模買付行為を行おうとし、または現に行っている者(以下「大規模買付者」といいます)に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・検討のための期間の確保を求めることによって、(i)当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、(ii)当社取締役会が、独立委員会(下記②(h)に定義されます。以下同じとします)の勧告を受けて、当該大規模買付行為に対する賛否の意見または大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等(以下「代替案」といいます)を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、(iii)株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者(具体的には下記②(k)に定義される例外事由該当者をいいます)によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本プランによる買収防衛策の更新が必要であるとの結論に達しました。

本プランによる買収防衛策の更新に際しましては、株主の皆様のご意思を確認することが望ましいことはいうまでもありません。そのため、当社取締役会は、本定時株主総会において本プランによる買収防衛策の更新に関する承認議案を付議することを通じて株主の皆様のご意思を確認させていただき、株主の皆様のご賛同が得られましたので、本プランとそれによる買収防衛策の更新が効力を発生しました。

なお、現時点において、当社株式について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

② 本プランの内容について

本プランに関する手続の流れの概要をまとめたフローチャートは後記「本プランの手続の流れ」の通りですが、本プランの具体的内容は以下の通りです。

(a) 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の i)ないし iii)のいずれかに該当する行為(ただし、当社取締役会が予め承認をした行為を除きます)若しくはその可能性のある行為(以下「大規模買付行為」と総称します)がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- i) 当社が発行者である株券等(注1)に関する当社の特定の株主の株券等保有割合(注2)が20%以上となる当該株券等の買付その他の取得(注3)
- ii) 当社が発行者である株券等(注4)に関する当社の特定の株主の株券等所有割合(注5)とその特別関係者(注6)の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付その他の取得(注7)
- iii) 上記 i)または ii)に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本 iii)において同じとします)との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者(注8)に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係(注9)を樹立する行為(注10)(ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り)

(注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに(ii)当社の特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当社の特定の株主の公開買付代理人及び主幹事証券会社(以下「契約金融機関等」といいます)は、当社の特定の株主の共同保有者とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

(注3) 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。

(注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本 ii)において同じとします。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

(注6) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。

(注7) 買付その他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

(注8) 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいいます。以下同じとします。

(注9) 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

(注10) 上記 iii)所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、当該 iii)の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(b) 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、(i)本プランに定める手続(以下「大規模買付ルール」といいます)を遵守することを当社取締役会に対して誓約する旨の大規模買付者代表者による署名または記名押印のなされた書面、及び(ii)当該署名または記名押印を行った代表者の資格証明書(以下、これらを併せて「意向表明書」といいます)を当社代表取締役社長宛に提出していただきます。

当社取締役会は、かかる意向表明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提出いたします。

意向表明書には、大規模買付ルールを遵守する旨の誓約のほか、大規模買付者の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先、提案する大規模買付行為の概要、大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社株式の取引状況及び企図する大規模買付行為の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書における使用言語は日本語に限ります。

当社は、大規模買付者から意向表明書が提出された場合、当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

(c) 大規模買付者による情報提供

大規模買付者には、当社取締役会が意向表明書を受領した日から5営業日(初日不算入とします)以内に、当社取締役会に対して、次のi)からix)までに掲げる情報(以下「大規模買付情報」と総称します)を提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に対して提供します。

なお、大規模買付ルールに基づく大規模買付情報の提供その他当社への通知、連絡における使用言語は日本語に限ります。

- i) 大規模買付者及びそのグループ会社等(主要な株主または出資者(直接であるか間接であるかを問いません。以下同じとします)並びに重要な子会社及び関連会社を含み、大規模買付者がファンドまたはその出資に係る事業体である場合は主要な組員、出資者その他の構成員並びに業務執行組員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じとします)の概要(具体的名称、資本構成、出資割合及び財務内容並びに役員の氏名、略歴及び過去における法令違反行為の有無(及びそれが存する場合にはその概要)等を含みます)
- ii) 大規模買付者及びそのグループの内部統制システムの具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況
- iii) 大規模買付行為の目的、方法及び内容(大規模買付行為の対象となる当社株券等の種類及び数、大規模買付行為の対価の種類及び価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます)
- iv) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡(当社に対して重要提案行為等(金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいいます)を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします)の有無及び意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容
- v) 大規模買付行為に係る買付等の対価の算定根拠及びその算定経緯(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定機関と当該算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの額及びその算定根拠を含みます)
- vi) 大規模買付行為に係る買付等の資金の裏付け(当該資金の提供者(実質的提供者(直接であるか間接であるかを問いません)を含みます)の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件及び資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容並びに関連する具体的取引の内容を含みます)

- vii) 大規模買付行為の完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等(大規模買付行為完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます)その他大規模買付行為完了後における当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針
- viii) 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無(直接的であるか間接的であるかを問いません)及び関連が存する場合にはその関連に関する詳細
- ix) その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断し、不備のない適式な意向表明書を当社取締役会が受領した日から5営業日(初日不算入とします)以内に書面により大規模買付者に対して要求した情報

(d) 大規模買付者に対する追加情報提供要求

当社取締役会が、大規模買付者から当初提供を受けた情報だけでは、(i)当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、(ii)当社取締役会及び独立委員会による当該大規模買付行為に対する賛否の意見形成(以下「意見形成」といいます)、または当社取締役会による代替案の立案(以下「代替案立案」といいます)を株主の皆様に対して適切に提示することが困難であると判断した場合には、独立委員会が同様の判断に達することを条件に、合理的な期間の提出期限(当社取締役会が意向表明書を受領した日から60日以内(初日不算入とします)で当社取締役会が定める一定の日とします)を定めた上で、当該定められた具体的期間及び合理的な期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示することにより、株主の皆様による適切な判断並びに当社取締役会及び独立委員会による意見形成及び取締役会による代替案立案のために必要な追加情報の提供を、随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。

ただし、この場合、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。

(e) 情報提供の完了及び情報の開示

当社取締役会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、その旨を適用ある法令等に従って適時適切に開示します。さらに、当社は、当社取締役会の決定に従い、大規模買付情報の受領後の適切な時期に、大規模買付情報のうち当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を、適用ある法令等に従って必要な範囲で適時適切に開示します。

ただし、当社取締役会は、かかる判断及び決定にあたって、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。

(f) 取締役会評価期間の設定及び延長

当社取締役会は、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じた下記 i) または ii) の期間(いずれも大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会が判断した旨を当社が開示した日から起算され、初日不算入とします)を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます)として設定します。

大規模買付行為は、本プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。なお、かかる取締役会評価期間は、当社の事業内容の評価、検討の困難さや、意見形成、代替案立案等の難易度などを勘案して設定されたものです。

i) 対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社の全ての株券等の買付が行われる場合：最長60日間

ii) i)を除く大規模買付行為が行われる場合：最長90日間

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に下記(i)記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の委員の全員一致に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最長30日間(初日不算入とします)延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

(g) 取締役会評価期間における取締役会による評価等

当社取締役会は、取締役会評価期間内(延長された場合はその期間も含まれます)において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとします。

当社取締役会が評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うにあたっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある外部専門家(フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等。以下同じとします)の助言を得るものとします。かかる費用は、合理的な範囲で全て当社が負担するものとします。

(h) 独立委員会の設置

当社は、既に本プランの発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役及び社外監査役(それらの補欠者を含みます)並びに社外有識者の中から3名以上で構成される独立委員会(以下「独立委員会」といいます)を設置いたしているところですが、本プランにおいてもそれを継続いたします。

独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した第三者的立場にある外部専門家の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、合理的な範囲で全て当社が負担するものとします。

本プランへの改定当初における独立委員会の各委員の氏名及び略歴は後記「独立委員会委員の氏名及び略歴」の通りです。

独立委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、本プランに特段の定めがある場合を除き、その過半数をもってこれを行います。ただし、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもって決議します。

(i) 独立委員会の勧告手続及び当社取締役会による決議等

i) 独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、次のアからウに定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。

ア 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合(例えば、大規模買付ルールに基づき、株主総会に諮るべきときにおいて、株主総会の決議を待つことなく大規模買付行為を開始する場合等、所定の手続の途中で大規模買付ルールに違反するに至った場合も含みます)で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内(初日不算入とします)に当該違反が是正されない場合には、独立委員会は、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

かかる勧告がなされた場合、当社は、独立委員会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。かかる再勧告が行われた場合も、当社は、独立委員会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

イ 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、独立委員会は、当該大規模買付者が次の(ア)から(キ)までのいずれかの事情を有していると認められる者(以下「濫用的買取者」と総称します)であり、かつ、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動が相当であると判断する場合には、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告するものとします。

なお、独立委員会は、大規模買付ルールが遵守された場合において、大規模買付者による大規模買付行為もしくはその提案の内容の検討、または大規模買付者との協議・交渉等の結果、独立委員会がその委員の全員一致により、対抗措置の不発動の勧告を行う旨の判断に至らなかったときは、本プランによる対抗措置の発動につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告するものとします。

(ア)真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価を上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買取を行っている場合(いわゆるグリーンメイラー)ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にある場合

(イ)当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合

(ウ)当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社株券等の取得を行っている場合

(エ)当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合

(オ)大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件(買付対価の種類、価額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限りませんが)、当社の企業価値に照らして不十分または不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合

(カ)大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、二段階買付(第一段階の買付で当社株券等の全てを買付けられない場合の、二段階目の買付の条件を不利に設定し、明確にせず、または上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付を行い、株主の皆様に対して買付に応じることを事実上強要するもの)等に代表される、構造上、株主の皆様の判断の機会または自由を制約するような強圧的な方法による買取である場合

(キ)大規模買付者による支配権取得により、株主の皆様はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の当社の利害関係者との関係が破壊または毀損され、その結果として当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益が著しく毀損することが予想されたり、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記アに準じるものとします。

ウ 独立委員会によるその他の勧告等

独立委員会は、当社取締役会に対して、上記のほか、適宜当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の最大化の観点から適切と思われる内容の勧告や一定の法令等で許容されている場合における対抗措置の中止または発動の停止の勧告等を行うことができるものとします。

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記アに準じるものとします。

ii) 当社取締役会による決議

当社取締役会は、上記 i) ア、イ及びウの独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動、不発動または中止その他必要な決議を行うものとします。

なお、独立委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、i) ア〔大規模買付ルールが遵守されなかった場合〕においては、対抗措置発動の決議を行うことができるものとし、i) イ〔大規模買付ルールが遵守された場合〕においては、対抗措置不発動の決議を行わず、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様にご意見を伺うべく当社株主総会を招集することができるものとします。

かかる決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

なお、大規模買付者は、当社取締役会が本プラン所定の手続に従って(すなわち、独立委員会の上記 i) に基づく対抗措置の不発動の勧告、または下記ウに基づく株主総会における対抗措置の発動の決議が得られなかったことを受けて)対抗措置を発動しない旨の決議を行った後でなければ、大規模買付行為を開始・実行してはならないものとさせていただきます。

iii) 当社株主総会の招集

当社取締役会は、上記 i) イに掲げる株主総会に諮るべきである旨の独立委員会の勧告がなされた場合、及び、上記 ii)) に基づき、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様にご意見を伺うべく当社株主総会を招集すべき旨の取締役会決議を行った場合には、本プランによる対抗措置の発動についての承認を議案とする株主総会の招集手続を速やかに実施するものとします。この場合には、当社取締役会は、かかる手続によって実施された株主総会の決議に従い、対抗措置の発動、不発動または中止その他必要な決議を行うものとします。

かかる決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

株主総会の招集を行うにあたり、当社取締役会は、大規模買付情報の概要、意向表明書に関する当社取締役会の意見及び独立委員会の勧告等の内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

なお、株主総会開催の前提として、当社取締役会は、大規模買付者から十分な情報を受領後速やかに、当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日(以下「承認総会議決権基準日」といいます)を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行うものとします。当該株主総会において議決権を行使することのできる株主は、承認総会議決権基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主とします。

当該株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によって決するものとします。当該株主総会の結果は、その決議後速やかに開示するものとします。

なお、当該株主総会の招集手続が執られた場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不発動の決議を行った場合には、当社は当社株主総会の招集手続を取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

(j) 大規模買付情報の変更

上記(e)の規定に従い、当社が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、当社取締役会が大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、その旨及びその理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。これにより、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為(以下「変更前大規模買付行為」といいます)について進めてきた本プランに基づく手続は中止されるものとします。この場合、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為は、変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として取り扱われ、本プランに基づく手続が改めて適用されるものとします。

ただし、当社取締役会は、かかる判断にあたって、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。

(k) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものを想定しています(以下、割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます)。

大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、後記「新株予約権の無償割当てをする場合の概要」に記載の通りですが、実際に本新株予約権の無償割当てを行う場合には、(i) 例外事由該当者(当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者、その共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として、独立委員会による助言を踏まえて当社取締役会が認定した者等をいいます。以下同じとします)による権利行使は認められないとの行使条件、または(ii)当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができること等を内容とする取得条項等を設けることがあります。

③ 本プランの有効期間並びに本プランの継続、廃止及び変更等について

(a) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、本定時株主総会において本プランによる買収防衛策の更新に関する承認議案が可決された時から、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、本プランは、株主の皆様のご意向に従い、随時これを廃止することが可能です。すなわち、かかる有効期間の満了前であっても、本定時株主総会において本プランによる買収防衛策の更新に関する承認議案が承認されなかった場合、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。

(b) 本プランの継続、廃止及び変更等

本プランについては、本定時株主総会後に行われる当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、その継続、廃止または変更の是非につき検討を行い、必要な場合には所要の決議を行います。

また、当社取締役会は、法令等またはそのガイドラインの改正等により合理的に必要と認められる範囲で、独立委員会の承認を得た上で、上記当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会以外の時機においても、必要に応じて本プランを見直し、または変更する場合があります。

本プランの廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

④ 株主及び投資家の皆様への影響について

(a) 本プランによる買収防衛策の更新時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランによる買収防衛策の更新時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。従って、本プランないし本改定がその効力発生時に株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(b) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会は、本プランに基づき、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保及び向上を目的として大規模買付行為に対する対抗措置を執ることがあるものの、現在想定されている対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においては、保有する当社株式1株当たりの価値の希薄化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希薄化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的及び具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

また、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主の皆様が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、または無償割当てがなされた本新株予約権を無償取得する場合には、結果として当社株式1株当たりの価値の希薄化は生じません。そのため、当社株式1株当たりの価値の希薄化が生じることを前提にして当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動等により不測の損害を被る可能性があります。

なお、無償割当てがなされた本新株予約権の行使及び取得の手続について株主の皆様に関する手続は、次の通りです。これらの手続の詳細につきましては、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令等に従って適時適切な開示を行いますので、当該内容をご確認下さい。

- i) 当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の割当てのための基準日を定め、法令及び当社定款に従い、これを公告します。この場合、当該基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権が割り当てられます。
- ii) 本新株予約権の無償割当てが行われる場合、基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日に、当然に新株予約権者となります。
- iii) 当社は、基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします(なお、行使請求書は当社所定の書式によるものとし、行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、株主の方ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約する文言、並びに当社普通株式の振替を行うための口座に関する情報を含むことがあります)。株主の皆様におかれましては、取締役会で別途定める金額(本新株予約権1個当たり1円以上)を払込取扱場所に払い込むとともに、当社取締役会が別途定める本新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出することにより、1個の本新株予約権につき1株の当社普通株式が発行されることとなります。ただし、例外事由該当者は、当該新株予約権を行使できない場合があります。
- iv) 他方、当社が本新株予約権を取得条項に基づき取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります(なお、この場合、株主の皆様には、別途、本人確認のための書類、当社普通株式の振替を行うための口座に関する情報を記載した書類のほか、ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を記載した書面をご提出いただくことがあります)。ただし、例外事由該当者については、前述した通り、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことがあります。

- (4) 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値、株主の皆様共同の利益に合致し、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断した理由

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を以下の通り充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が定める「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。

- ① 企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的とすること

本プランは、上記(3)①記載の通り、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・検討のための期間の確保を求めることによって、(i)当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、(ii)当社取締役会が、独立委員会の勧告を受けて、当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、(iii)株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

- ② 事前の開示を行うこと

当社は、株主及び投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等に従って必要に応じて適時適切な開示を行います。

- ③ 株主意思を重視すること

当社は、本プランによる買収防衛策の更新に関する承認議案を本定時株主総会に付議することにより、株主の皆様のご意思を確認させていただきます。

また、上記(3)②(i) ii)及びiii)記載の通り、当社取締役会は、本プランによる対抗措置の発動について、一定の場合に、当社の株主総会において株主の皆様意思を確認することとされています。

さらに、上記(3)③記載の通り、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様意思に係らしめられています。

- ④ 外部専門家の意見を取得すること

上記(3)②(g)記載の通り、当社取締役会は、対抗措置の発動に関しては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある外部専門家の助言を得た上で検討を行います。これにより当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。

- ⑤ 独立委員会を設置するとともにその勧告を最大限尊重すること

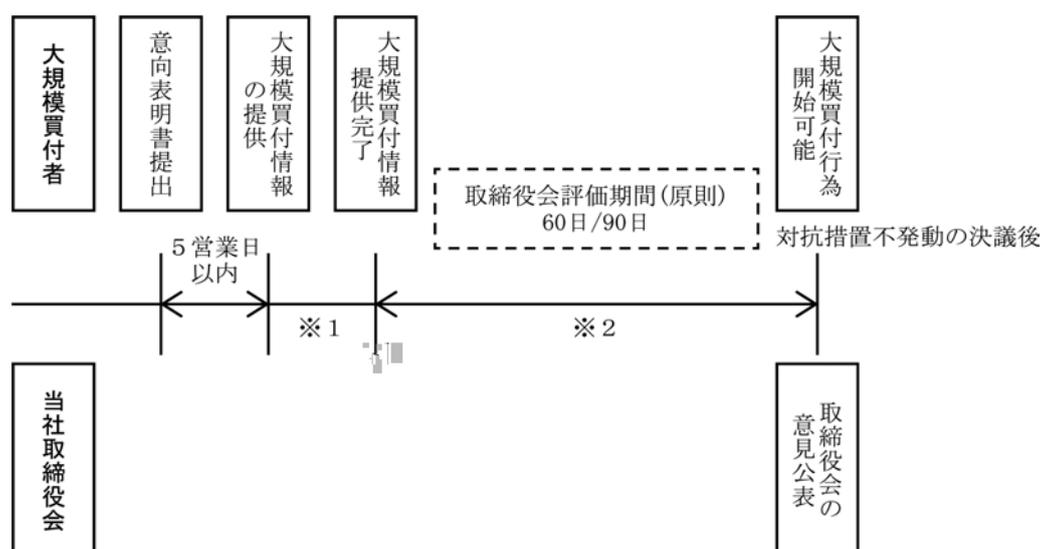
当社は、上記(3)②(h)記載の通り、本プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、且つ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

- ⑥ デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記(3)③記載の通り、当社の株主総会または株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によっていつでも廃止することができ、また、当社は期差任期制を採用していないため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)またはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)ではありません。

本プランの手の流れ

[大規模買付ルール]



大規模買付情報の提供

※1：当社取締役会は、①当初提供を受けた情報だけでは当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、②当社取締役会及び独立委員会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成し（以下「意見形成」といいます）、または取締役会が代替案を立案し（以下「代替案立案」といいます）株主の皆様に対して適切に提示することが困難であると判断した場合には、独立委員会が同様の判断に達することを条件に、合理的な期間の提出期限（当社取締役会が意向表明書を受領した日から60日以内（初日不算入とします）であって当社取締役会が定める一定の日とします）を定めた上で、当該定められた具体的期間及び合理的な期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示することにより、株主の皆様による適切な判断並びに当社取締役会及び独立委員会による意見形成及び取締役会による代替案立案のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。ただし、この場合、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。

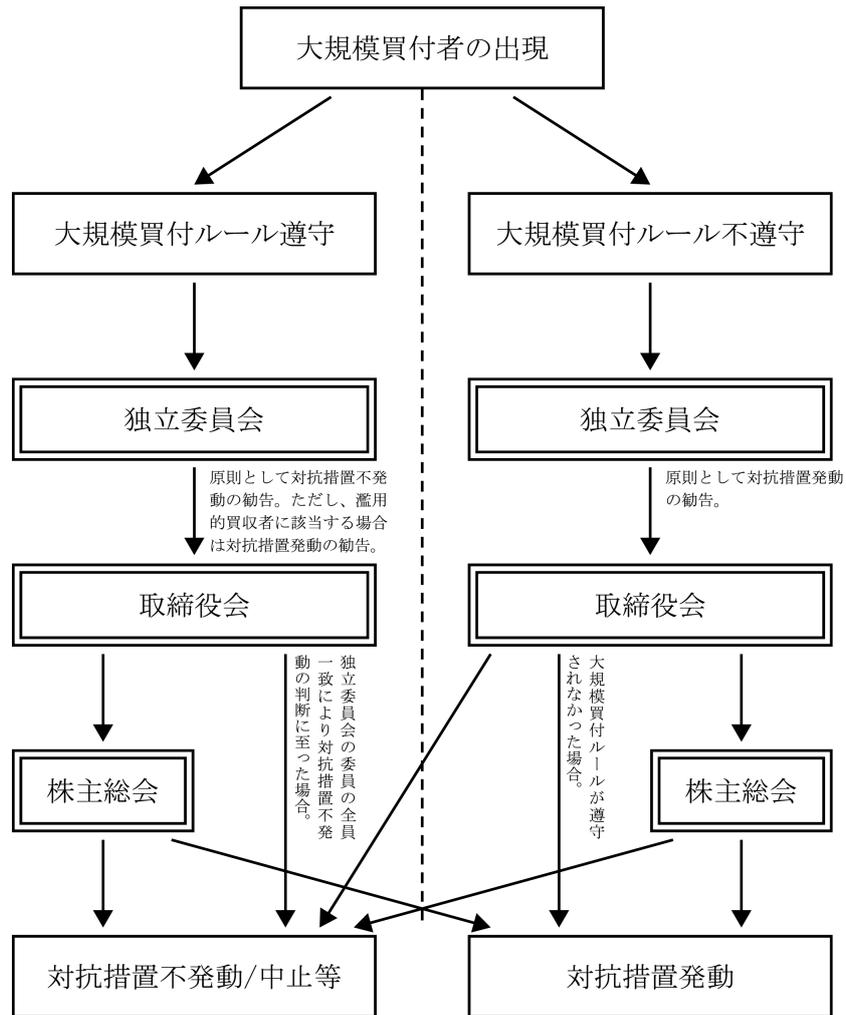
取締役会評価期間

※2：対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社株券等の全ての買付の場合には最長60日間（初日不算入とします）、その他の大規模買付行為の場合には最長90日間（初日不算入とします）です。なお、独立委員会が取締役会評価期間内に一定の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の委員の全員一致に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最長30日間（初日不算入とします）延長することができるものとします。

独立委員会の勧告手続等

- ・独立委員会は、当社取締役会に対し、必要に応じて勧告を行います。
- ・当社取締役会は、必要に応じ、当社取締役会として株主の皆様へ大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等の提示を行い、また、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行います。
- ・独立委員会は、大規模買付ルールが遵守された場合において、大規模買付者による大規模買付行為またはその提案の内容の検討や、大規模買付者との協議・交渉等の結果、独立委員会が委員の全員一致により対抗措置の不発動の勧告を行う旨の判断に至らなかった場合には、本プランによる対抗措置の発動につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告するものとします。その場合、当社取締役会は、本プランによる対抗措置の発動についての承認を議案とする株主総会の招集手続を速やかに実施するものとします。

[対抗措置発動に関する概要]



独立委員会委員の氏名及び略歴

〔氏名〕 永井 和之（当社 社外取締役、公益財団法人私立大学通信教育協会 会長、中央大学 名誉教授、弁護士）

〔略歴〕

1981年4月 中央大学 法学部教授(会社法)
1999年11月 同大学 法学部長
2004年5月 弁護士登録(現職)
2005年11月 中央大学 学長
2005年12月 同大学 総長
2010年6月 当社 社外取締役(現職)
2012年6月 公益財団法人私立大学通信教育協会 会長(現職)
2016年6月 中央大学 名誉教授(現職)

〔氏名〕 遠藤 茂（当社社外取締役、外務省参与、日揮株式会社社外取締役、飯野海運株式会社社外取締役）

〔略歴〕

1974年4月 外務省入省
2001年4月 同省中東アフリカ局審議官
2002年2月 同省領事移住部審議官
2003年8月 在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使 兼 在ジュネーブ日本国総領事館総領事
2007年3月 在チュニジア特命全権大使
2009年7月 在サウジアラビア特命全権大使
2012年10月 外務省退官
2013年6月 日揮株式会社社外取締役（現職）
飯野海運株式会社社外取締役（現職）
2014年4月 外務省参与（現職）
2018年6月 当社社外取締役（現職）

〔氏名〕 奥山 章雄（当社 社外監査役、日本製粉株式会社 社外監査役、信金中央金庫 監事、公認会計士）

〔略歴〕

1968年12月 監査法人中央会計事務所入所
1983年3月 同監査法人(後のみすず監査法人)代表社員
2001年7月 日本公認会計士協会 会長
2005年5月 中央青山監査法人(後のみすず監査法人)理事長
2006年4月 早稲田大学大学院 会計研究科客員教授
2007年2月 奥山会計事務所 所長(現職)
2009年6月 当社 社外監査役(現職)
2010年6月 日本製粉株式会社 社外監査役(現職)
2014年6月 信金中央金庫 監事(現職)

なお、社外取締役 永井和之氏、遠藤 茂氏及び社外監査役 奥山章雄氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として、同取引所に届け出ています。

以 上

新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要

1. 割当対象株主

取締役会で別途定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式(ただし、当社の有する当社普通株式を除く)1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをする。

2. 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1株とする。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会において別途定める。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は取締役会において別途定める金額(金1円以上)とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は取締役会において別途定めるものとする(なお、取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者、その共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、またはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として、独立委員会による助言を踏まえて取締役会が認定した者等(以下「例外事由該当者」という)による権利行使は認められないとの行使条件を付すこともあり得る)。

7. 当社による新株予約権の取得

当社は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反をした日その他の一定の事由が生じることまたは取締役会が別に定める日が到来することのいずれかを条件として、取締役会の決議に従い、新株予約権の全部または例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項を取締役会において付すことがあり得る。

8. 新株予約権の無償取得事由(対抗措置の廃止事由)

以下の事由のいずれかが生じたときは、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとする。

- (a) 株主総会において大規模買付者の買収提案について普通決議による賛同が得られた場合
- (b) 独立委員会の全員一致による決定があった場合
- (c) その他取締役会が別途定める場合

9. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、取締役会において別途定めるものとする。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、当連結グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は以下のようなものです。

なお、ここに記載しました事項は、当連結会計年度末現在において、当連結グループがリスクと判断したものであり、当連結グループに関する全てのリスクを網羅したものではありません。

1. 経済状況等

当連結グループは、国内のみならず、海外に多数の生産・販売拠点を有しており、当連結グループが製品を販売する国、または地域の経済状況、地政学的リスク、天候等の影響を受けます。

また、当社の提供している製品の多くが、幅広い業界で産業用中間素材として使用される製品であることから、当社の関連需要業界における景気や市場動向、公的規制等による需要の減少と、それに伴う取引先の倒産による貸倒れリスクやたな卸資産の長在化リスク等、直接的、間接的な影響を受けます。

2. 原材料の価格変動について

当連結グループの事業で用いる主要原材料である石油化学原料及び油脂原料の購入価格は、国内・国外の市況、為替相場の変動の影響を受けます。

業績に及ぼす影響は、販売価格への転嫁、為替リスクヘッジ等により極力回避していますが、予期せぬ異常な変動が生じた場合には、販売価格への転嫁の時間的ギャップ等により、業績に影響を及ぼす可能性があります。

- ① 産油国の地政学的リスクにより、投機資金が原油相場へ大量流入すると、原油価格、ナフサ価格及び天然ガス価格が影響を受け、石油化学原料にも大きな影響を及ぼす可能性があります。
- ② 油糧作物、穀物の価格は天候により大きな影響を受けますが、温暖化、エルニーニョ現象の発生等、異常気象（早魃・豪雨等）が頻発しています。また、パーム油や大豆油等の油脂原料も穀物生産国の地政学的リスク（米中貿易摩擦等）、中国・インドといった大口需要国の動向による影響を受けます。昨今は地球温暖化、人口増加等により動きも激しくなりつつあります。
- ③ TPP、日欧EPAによる国産乳製品原料、動物油脂の価格動向も今後注視していく必要があると考えています。TPP、日欧EPA参加により日本の畜産・酪農がシュリンクしてしまうような事態に至れば、国産品の価格上昇に繋がると考えています。

3. 為替の変動について

当連結グループの事業には、全世界における製品の生産と販売が含まれています。各地域における売上、費用、資産を含む現地通貨建ての項目は、連結財務諸表の作成のために円換算されています。換算時の為替レートにより、これらの項目は元の現地通貨における価値が変わらなかったとしても、円換算後の価値が影響を受ける可能性があります。

4. 新製品開発

当連結グループは、新製品開発力の強化に注力しており、成長事業として位置づけている情報・電子化学品事業は、半導体やデジタル関連製品等に用いられる革新的な新材料の占める割合が多くなっています。

当連結グループは、継続して当社独自の技術優位のある新製品を開発し提供できると考えていますが、関連需要業界は、技術的進歩、変化が著しく、それに伴うメーカー間の技術競争が激しくなっています。また、近年は、製造技術の進歩により、新興国をはじめとする海外のコンペティターによる追従の速度が速まっています。

従って、次のようなリスクが想定されます。

- ① ユーザーとの共同研究開発により新製品開発を進めるケースが増えており、共同研究開発のパートナーである当社ユーザーの最終製品の技術が業界で優位となれば、当社製品の売上も増大しますが、逆の場合には、当社製品の需要が実現しない可能性もあります。
- ② 技術の急速な進歩により、当社製品・技術の一部が陳腐化する可能性があり、また、技術の急速な普及や国内外のコンペティターの新規参入に伴う価格競争の激化により、製品価格が想定以上に下落する可能性があります。

- ③ 新製品の開発や生産、販売を行うにあたり、他者の知的財産権を侵害することがないように、事前に調査しています。しかしながら見解の相違などにより、他者に知的財産権侵害を主張される可能性が否定できません。その場合、当該製品を販売できなくなる可能性や、損害賠償責任や訴訟費用が発生する可能性があります。

上記のリスクをはじめとして、当連結グループが、業界と市場の変化を十分に予測できず、顧客のニーズにあった魅力ある新製品を開発できない場合には、将来の成長と収益性に影響を及ぼす可能性があります。

5. 製品の欠陥

当連結グループは、人体や環境への安全性に配慮して、製品の品質規格と安全審査基準を定めており、新製品を開発・販売する際に厳しくチェックしています。また、化学品ではSDSを作成し、食品では製品規格書により、安全な使用と取扱いのための情報提供を行っています。加えて、工場は、ISO9001、HACCP、ISO22000、FSSC22000、トレーサビリティ・システム等の品質管理システムを導入し、製造を行っています。

しかし、全ての製品について欠陥がなく、将来的にリコールが発生しないという保証はありません。また、製造物責任賠償については保険に加入していますが、この保険が最終的に負担する賠償額を十分にカバーできるという保証はありません。

6. 災害・事故等のトラブル

当連結グループを取り巻くステークホルダーに安全・安心を提供すべく、「4つの安全(労働安全、設備安全、環境安全、品質安全)」活動を推進しており、ISO9001、ISO14001、HACCP、ISO22000、FSSC22000、OHSAS18001等の国際標準に基づくマネジメントシステムを導入し、運営しています。近年、化学品生産工場での爆発や火災事故が頻発しており、当社では2014年度より、保安力の向上活動に注力し、生産工場における事故災害の予防を図っています。また、災害、パンデミック等のインシデントによる予期せぬ事業停止に備えた、事業継続マネジメントシステム(BCMS)の構築に取り組み、2010年に国内の化学工業として初めて、当社化学品の一部製品の製造について、BCMS規格 BS25999-2の認証を取得しました。さらに、ISO22301:2012を取得、2015年に適用範囲に物流関係会社を加え、顧客への供給体制を強化しました。

国内外の食品企業にて異物の混入事件が発生していることを受け、2014年度は食品生産工場を中心にフード・ディフェンス活動を推進し、予防力を高めることに注力しました。2011年度の鹿島西製造所に続き、2014年度は鹿島東工場と明石工場、2015年度からは国内外の関連会社工場で食品安全マネジメントシステムであるFSSC22000の認証取得を順次拡大して来しました。保安力向上やフード・ディフェンス活動は当社の重点テーマとし、重大なリスクを低減するよう努めてまいります。

しかし、当連結グループまたはサプライチェーンにおいて以下のトラブルが発生した場合には、工場停止または稼働率低下による供給不能または供給困難、製品の品質・環境・地域住民や従業員の安全への影響が発生する可能性があります。

- ① 無差別テロによる食品への異物・毒物混入、化学品の危険物漏洩
- ② 天災による工場破損、製品在庫の滅失・毀損
- ③ 爆発・火災・人為的ミスによる事故災害
- ④ 集団食中毒や伝染病・感染症の蔓延による操業停止
- ⑤ コンビナート関連企業、公共機関の事故災害による影響
- ⑥ 単一工場での工場トラブルによる生産停止
- ⑦ 原料サプライヤー、外注先、OEM依頼先における工場トラブル等による製品停止
- ⑧ 物流事故

上記のリスクの回避策として、パトロール、入出管理の強化、安全教育と技術継承、設備点検とメンテナンス、緊急時対応訓練、海外拠点、OEMを含めた併産工場の確保及び取引先事業者への監督指導の強化に努めています。

7. システムトラブル

(1) ソフトウェアの更新・改良に伴うトラブル

多様化する業務に対応すること等を目的として、ソフトウェアの更新・改良を行う場合があります。ソフトウェアの更新・改良にあたっては、システム保守体制等の万全を期していますが、更新・改良に伴う予期せぬ障害等によりシステムトラブルが発生した場合には、当連結グループの業務に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 災害等によるシステムトラブル

データセンター等に設置しているシステムが災害等により稼働できなくなった場合に備え、遠隔地へのデータ複製のほかバックアップ用回線等の整備を行っていますが、予期せぬ災害等によりシステムトラブルが発生した場合には、当連結グループの業務に影響を及ぼす可能性があります。

8. 公的規制

事業を取り巻く様々な政府規制、法規制に対し、コンプライアンス推進委員会その他の各種委員会の活動を通じて、コンプライアンス強化に努めています。特に近年は欧州REACH規則をはじめとして世界各国で化学物質規制法が大幅に改定され始めているため、情報収集力の強化と法規制対応に注力しています。規制に関する重大な変更がなされた場合には、当連結グループの活動が制限され、あるいはコストが増加し、当連結グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績等の概要

当期における世界経済は、堅調な米国経済に支えられ、全体としては緩やかな回復基調で推移しましたが、米中貿易摩擦の長期化や中国、欧州の景気減速への懸念が一層強まるなど、予断を許さない状況が続きました。国内は、夏場に相次いだ自然災害の影響を受けたものの、企業収益や雇用環境の着実な改善が続き、緩やかな回復基調で推移しました。

当社グループ事業の主要対象分野である自動車関連分野は、当期の後半に入り、中国、米国、欧州市場での自動車販売が減速し、前期の販売台数を下回りました。IT・デジタル家電分野は、これまで成長を続けてきた半導体、液晶ディスプレイや国内のプリント基板関連の市場成長に陰りが見え始め、第4四半期に入り需要が鈍化しました。製パン・製菓関連分野は、記録的な猛暑や自然災害の影響もあり、パン等の消費が落ち込みました。

このような状況のなか、当社グループは、2018年度から3カ年の中期経営計画『BEYOND 3000』をスタートし、基本戦略として掲げる「3本柱の規模拡大（樹脂添加剤、化学品、食品）」「新規領域への進出」「経営基盤の強化」のもと、さらなる成長に向けた投資を実行しました。樹脂添加剤では、三重工場でもポリオレフィン用添加剤の設備増強を進めています。機能化学品では、千葉工場で化粧品原料の設備を増強しました。食品では、中国の艾迪科食品(常熟)有限公司で加工食品の新製造棟が完成しました。

また、事業領域の拡大と新規事業の早期育成を図るべく、持分法適用会社であった日本農薬株式会社の株式を追加取得し、2018年9月28日付で同社及びその子会社9社を連結の範囲に含め、第3四半期連結会計期間から当社の連結業績に算入しています。この影響により、売上高は344億18百万円、営業利益は33億24百万円それぞれ増加しています。

当社グループの業績をより適切に管理するために、海外連結子会社3社（ADEKA KOREA CORP.、ADEKA POLYMER ADDITIVES EUROPE SAS、ADEKA FOODS (ASIA) SDN. BHD.）の決算日を12月31日から3月31日に変更しました。これに伴い、当該3社の会計期間は2018年1月1日から2019年3月31日までの15カ月間となっています。この影響により、売上高は98億98百万円、営業利益は9億64百万円それぞれ増加しています。

(2) 当連結会計年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー等の状況の分析

① 財政状態の状況

(資産)

当連結会計年度の総資産は前連結会計年度に比べ、1,023億97百万円(前連結会計年度比+32.8%)増加の4,145億49百万円となりました。

主な要因は、以下の通りです。

流動資産は前連結会計年度に比べ、681億34百万円(同比+41.3%)増加の2,330億87百万円となりました。

これは、主に日本農薬株式会社の連結子会社化によるものです。

固定資産は前連結会計年度に比べ、342億63百万円(同比+23.3%)増加の1,814億62百万円となりました。

有形固定資産は前連結会計年度に比べ、231億26百万円(同比+27.0%)増加の1,086億72百万円となりました。

これは、主に日本農薬株式会社の連結子会社化によるものです。

無形固定資産は前連結会計年度に比べ、135億15百万円(同比+331.2%)増加の175億96百万円となりました。

これは、技術資産及び顧客関連資産の増加によるものです。

投資その他の資産は前連結会計年度に比べ、23億78百万円(同比△4.1%)減少の551億93百万円となりました。

(負債)

当連結会計年度の負債は前連結会計年度に比べ、629億85百万円(同比+58.8%)増加の1,700億49百万円となりました。

流動負債は前連結会計年度に比べ、313億40百万円(同比+41.3%)増加の1,071億56百万円となりました。

これは、主に日本農薬株式会社の連結子会社化によるものです。

固定負債は前連結会計年度に比べ、316億45百万円(同比+101.3%)増加の628億93百万円となりました。

これは、主に社債の増加及び日本農薬株式会社の連結子会社化によるものです。

有利子負債の詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 ⑤ 連結附属明細表」に記載しています。

(純資産)

当連結会計年度の純資産は前連結会計年度に比べ、394億12百万円(同比+19.2%)増加の2,445億円となりました。

これは、主に日本農薬株式会社の連結子会社化により、非支配株主持分が増加したことによるものです。

その結果、自己資本比率は前連結会計年度63.0%に比べ、13.6ポイント減少の49.4%となりました。

② 経営成績の状況

(売上高及び営業利益)

2018年9月28日付で日本農薬株式会社及びその子会社9社を連結の範囲に含め、第3四半期連結会計期間から当社の連結業績に算入いたしました。また、海外連結子会社3社(ADEKA KOREA CORP.、ADEKA POLYMER ADDITIVES EUROPE SAS、ADEKA FOODS(ASIA)SDN.BHD.)の決算日を12月31日から3月31日に変更したことに伴い、当該3社の会計期間は2018年1月1日から2019年3月31日までの15カ月間となっています。

売上高は前連結会計年度に比べ、597億42百万円(前連結会計年度比+24.9%)増収の2,993億54百万円となりました。

売上原価は前連結会計年度に比べ、429億93百万円(同比+23.6%)増加し、2,248億28百万円となりました。

販売費及び一般管理費は前連結会計年度に比べ、114億45百万円(同比+31.4%)増加し、478億88百万円となりました。

営業利益は前連結会計年度に比べ、53億3百万円(同比+24.9%)増益の266億38百万円となりました。

(営業外損益及び経常利益)

営業外収益から営業外費用を控除した営業外損益は、前連結会計年度の収益(純額)10億2百万円に比べ、10億38百万円(同比△103.6%)費用額が増加し、35百万円の損失となりました。

これは、支払利息及び為替差損の増加によるものです。

経常利益は前連結会計年度に比べ、42億65百万円(同比+19.1%)増益の266億2百万円となりました。

(特別損益及び税金等調整前当期純利益)

特別利益から特別損失を控除した特別損益は前連結会計年度の損失(純額)5億90百万円に比べ、5億26百万円損失額が減少し、63百万円の損失となりました。

これは、主に負ののれん発生益の発生、固定資産廃棄損の減少によるものです。

この結果、税金等調整前当期純利益は前連結会計年度に比べ、47億92百万円(同比+22.0%)増益の265億39百万円となりました。

(法人税等及び非支配株主に帰属する当期純利益)

法人税等は前連結会計年度に比べ、16億37百万円(同比+29.8%)増加し、71億40百万円となりました。

非支配株主に帰属する当期純利益は、日本農薬株式会社の連結子会社化により、前連結会計年度に比べ、14億45百万円(同比+161.1%)増加し、23億42百万円となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

上記要因の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度に比べ、17億8百万円(同比+11.1%)増益の170億55百万円となりました。

③ 報告セグメントの状況

セグメントの状況は、以下の通りです。なお、第2四半期連結会計期間より、株式を追加取得した日本農薬株式会社及びその子会社を連結の範囲に含めたことにより、事業セグメントの区分方法を見直し、報告セグメントを従来の「化学品事業」「食品事業」に「ライフサイエンス事業」を加えています。

(化学品事業)

イ. 樹脂添加剤

自動車、家電及び食品包装容器等を主用途とするポリオレフィン用添加剤は、欧州、中東、南米での販路拡大により、汎用酸化防止剤などの販売が好調に推移しました。また光安定剤の販売が欧州の自動車部材向け等で堅調でした。

家電筐体向けエンジニアリングプラスチック用難燃剤は、安定供給を強みとしたビジネスを展開し、中国を中心に販売が好調に推移しました。

安定剤・可塑剤は自動車部材向けにゴム用可塑剤の販売が好調に推移しましたが、北米での競争激化により、建材等に使用される塩ビ用安定剤の販売が低調に推移し、全体としては前期を僅かに下回りました。

樹脂添加剤全体では、原材料価格上昇の影響や設備投資による固定費の増加により、前連結会計年度に比べ増収減益となりました。

ロ. 情報・電子化学品

情報化学品は、大型液晶ディスプレイの高精細化が進むなか、光学フィルムやフォトレジスト向けに高い機能性を備えた光硬化樹脂、重合開始剤の販売が好調に推移しました。また、光酸発生剤など半導体リソグラフィ用の材料が期を通じて伸長しました。

電子材料は、第4四半期に入りデータセンター向け等のメモリ需要が鈍化したものの、期を通じてはDRAMや3D-NANDに使用される誘電材料の販売が好調に推移しました。また、液晶ディスプレイ関連向けにエッチング薬液等の販売が堅調でした。

情報・電子化学品全体では、前連結会計年度に比べ増収増益となりました。

ハ. 機能化学品

界面化学品は、自動車の燃費向上やCO₂排出低減に寄与する潤滑油添加剤の販売が国内外で好調に推移しました。また、化粧品向け特殊界面活性剤の販売が海外を中心に好調でした。

機能性樹脂は、塗料等に使用される水系樹脂の販売が国内外で好調に推移しました。また、電子機器の接着用途でエポキシ樹脂関連製品の販売が好調でした。

工業用薬剤は、トイレットリー、化粧品等の日用品用途向けにプロピレングリコールの販売が好調に推移しました。また、過酸化製品の販売が底堅く推移し、前連結会計年度並みとなりました。

機能化学品全体では、原材料価格上昇の影響や設備投資による固定費の増加により、前連結会計年度に比べ増収減益となりました。

以上の結果、当事業の売上高は前連結会計年度に比べ221億87百万円(前連結会計年度比+14.0%)増収の1,807億84百万円となり、営業利益は前連結会計年度に比べ18億77百万円(同比+9.5%)増益の215億94百万円となりました。

(食品事業)

国内では、猛暑、豪雨、地震の影響を受けましたが、戦略製品を中心とした販売に注力し、製パン・製菓向けに、食感、風味の向上や省力化に貢献する機能性マーガリン等の販売が堅調に推移しました。一方で、クリーム類の販売は低調でした。

海外では、販売体制の強化と現地ニーズにあった製品の開発などにより、中国、東南アジアで製パン・製菓向けにマーガリン、ショートニング類の販売が好調に推移しました。

食品事業全体では、乳原料などの原材料価格上昇の影響を受け、採算は正に努めましたが、前連結会計年度に比べ増収減益となりました。

以上の結果、当事業の売上高は前連結会計年度に比べ18億80百万円(同比+2.7%)増収の717億52百万円となり、営業利益は前連結会計年度に比べ1億29百万円(同比△9.3%)減益の12億58百万円となりました。

(ライフサイエンス事業)

農薬は、国内で主力製品の殺ダニ剤「ダニコング」や新製品の園芸用殺菌剤「パレード」などを中心に販売が堅調に推移しました。海外では、ブラジル市場の回復による需要増加を受け、南米地域での販売が堅調でした。一方で、アジア地域は、前年の天候不順等を要因とする顧客の在庫調整が長引いたことなどから、販売が低調でした。また、農薬にかかるノウハウ技術料収入は、技術導出先による対象品目の販売増加などから好調に推移しました。

医薬品は、爪白癬分野で外用抗真菌剤「ルリコナゾール」の販売が好調に推移しました。

以上の結果、当事業の売上高は344億18百万円(同比-)となり、営業利益は33億24百万円(同比-)となりました。

④ キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は、前連結会計年度末の資金残高に比べ76億2百万円(前連結会計年度末比+15.5%)増加し、565億4百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、以下の通りです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金収入は、前連結会計年度に比べ38億89百万円(同比△17.5%)減少し、183億31百万円となりました。

これは主に、売上債権の増加によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金支出は、前連結会計年度に比べ8億81百万円(同比△4.6%)減少し、182億58百万円となりました。

これは主に、有価証券の取得による支出の減少によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金収入は、前連結会計年度に比べ148億21百万円増加し、89億95百万円となりました。

これは主に、社債の発行による収入の増加によるものです。

(キャッシュ・フロー関連指標の推移)

	2015年 3月期	2016年 3月期	2017年 3月期	2018年 3月期	2019年 3月期
自己資本比率(%)	60.1	60.5	62.0	63.0	49.4
時価ベースの自己資本比率(%)	61.5	62.8	57.4	63.2	40.3
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(年)	1.9	1.3	1.4	1.4	3.3
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	40.6	51.6	59.7	56.0	27.2

(注) 1. 自己資本比率: 自己資本/総資産

時価ベースの自己資本比率: 株式時価総額/総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率: 有利子負債/営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ: 営業キャッシュ・フロー/利払い

2. 各指標は、いずれも連結ベースの財務数値により算出しています。

3. 株式時価総額は、期末株価終値×期末発行済株式総数により算出しています。

営業キャッシュ・フローは、連結キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを使用しています。有利子負債は、連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としています。また、利払いについては、連結キャッシュ・フロー計算書の支払額を使用しています。

4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を2019年3月期の期首から適用しており、2018年3月期に係るキャッシュ・フロー関連指標の推移については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標となっています。

⑤ 生産、受注及び販売の状況

イ. 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次の通りです。

(単位：百万円)

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	前年同期比(%)
化学品事業	113,044	9.1
食品事業	51,259	2.7
ライフサイエンス事業	19,657	—
報告セグメント計	183,961	19.8
その他	—	—
合計	183,961	19.8

- (注) 1. 金額は、販売価格によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっています。
 2. その他については、生産は行っていません。
 3. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。
 4. 当期より海外連結子会社3社の決算日を12月31日から3月31日に変更しています。この変更に伴い、当該海外連結子会社の生産実績は、2018年1月1日から2019年3月31日までの15ヶ月間の生産実績を反映していません。
 5. 当連結会計年度より報告セグメントを従来の「化学品事業」「食品事業」の2区分から、「ライフサイエンス事業」を加えた3区分としています。

ロ. 受注実績

その他の一部で受注生産を行っていますが、金額僅少のため省略しています。

ハ. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次の通りです。

(単位：百万円)

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	前年同期比(%)
化学品事業	180,784	14.0
食品事業	71,752	2.7
ライフサイエンス事業	34,418	—
報告セグメント計	286,955	25.6
その他	12,399	11.3
合計	299,354	24.9

- (注) 1. セグメント間の取引については、相殺消去しています。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。
 3. 販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上である販売先はありません。
 4. 当期より海外連結子会社3社の決算日を12月31日から3月31日に変更しています。この変更に伴い、当該海外連結子会社の販売実績は、2018年1月1日から2019年3月31日までの15ヶ月間の業績を反映しています。
 5. 当連結会計年度より報告セグメントを従来の「化学品事業」「食品事業」の2区分から、「ライフサイエンス事業」を加えた3区分としています。

(3) 経営者の視点による経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次の通りです。

なお、文中の将来に関する事項は当連結会計年度末現在において判断したものです。

① 重要な会計方針及び見積り

当連結グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して作成されています。この連結財務諸表の作成にあたって、貸倒引当金、賞与引当金、退職給付に係る負債、税金費用等の見積りはそれぞれ適正であると判断しています。

② 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

イ. 経営成績に重要な影響を与える要因について

当連結グループを取り巻く事業環境は、情報・電子化学品をはじめ世代交代が激しい分野が多く、研究開発力が大きなポイントとなります。研究開発について従来から積極的に経営資源を投入し、技術優位な製品の開発に注力しています。

また、石油化学原料、原料油脂を多く使用しており、原料価格相場の変動や為替相場の変動等の影響を受けますが、コストダウンや製品販売価格の改定により極力吸収するようにしています。

ロ. 次期の見通しについて

世界経済は、全体としては緩やかな回復が続くと見込まれますが、中国経済の減速に加え、米国経済も貿易摩擦の影響や財政刺激策の効果一巡に伴い、景気回復の勢いが鈍化することが予想されています。また、英国のEU離脱問題をめぐる欧州情勢の動向が懸念されるなど、先行き不透明な状況が続くことが予想されます。

日本経済は、海外経済の減速や消費税率引き上げの影響などから一時的に景気が停滞することが予想されるものの、政府主導の需要喚起策や企業収益、雇用環境の改善のもとで、景気は緩やかに拡大していくと見込まれます。

このような状況のなか、当社グループは3カ年の中期経営計画『BEYOND 3000』の2年目を迎え、引き続き、基本戦略として掲げる「3本柱の規模拡大」「新規領域への進出」「経営基盤の強化」に基づく施策を国内外のグループ会社と連携して推進していくことにより、さらなる業績向上を目指します。

ハ. 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは、社会の一員として、社会との調和を図りながら持続的に発展し、さらにステークホルダーの期待に積極的に応えていくことの重要性を強く認識しており、「新しい潮流の変化に鋭敏であり続けるアグレッシブな先進企業を目指す」「世界とともに生きる」を経営理念として、独自性のある優れた技術で、時代の先端をいく製品と顧客ニーズに合った製品を提供し、企業の社会的責任を果たしていくことを経営の基本方針としています。

当社グループは、中長期的な目指すべき方向性を示した2025年のありたい姿『ADEKA VISION 2025』を掲げ、現在の事業基盤である「化学品と食品」のみならず幅広い事業を世界中で展開し、メーカーとして世界の技術をリードしつつ、本業を通じて社会に貢献する「先端技術で明日の価値を創造し豊かなくらしに貢献するグローバル企業」を目指します。

中期経営計画『BEYOND 3000』では、最終年度(2020年度)に、『連結売上高3,000億円超(オーガニックグロース)、営業利益率10%、ROE10%』を目指し、3つの基本戦略のもと、「経営管理：グループ経営管理の強化」「グローバル：グローバリゼーションの拡大とローカライゼーションの加速」「技術：イノベーションの創出と競争力の強化」「人財：グローバル人財、リーダー人財の拡充」「企業価値：CSRを推進し社会とともに発展」からなる5つの施策を実行してまいります。事業領域の拡大と新規事業の育成を目的としたM&Aグロースにつきましても、積極的に進めてまいります。ADEKAグループ一丸となって経営戦略を着実に実行し、株主をはじめとするステークホルダーの皆様の信頼に応える企業を目指していきます。

[中期経営計画3つの基本戦略]

・3本柱の規模拡大

『樹脂添加剤』『化学品』『食品』を事業の3本柱として、事業毎に定める戦略製品の販売をグローバルで拡大する。

・新規領域への進出

ターゲットとする『ライフサイエンス』『環境』『エネルギー』分野において、ビジネスモデルを構築し、事業化を推進する。

・経営基盤の強化

CSRを推進し、社会への貢献と社会からの信頼を高める。

ADEKAグループの相互連携を強化し、総合力を発揮する。

また、当社グループは、コーポレートガバナンスの強化、コンプライアンスの推進、震災・災害を踏まえたリスクマネジメント体制の再構築・強化、環境保全・品質安全の徹底等を通して、企業の社会的責任を果たしていくとともにステークホルダーの皆様からの期待に応え、本業を通じた社会貢献を基本としたCSR経営に取り組んでまいります。

③ 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資金調達と流動性マネジメント

当連結グループは、事業活動のための適切な資金確保、流動性の維持、並びに健全な財政状態を常に目指し、安定的な資金調達手段の確保に努めています。当連結グループの成長を維持するために将来必要な運転資金及び設備投資・投融資資金は、主に手元のキャッシュと営業活動からのキャッシュ・フローに加え、借入及び社債により調達しています。

当連結会計年度末現在において、当連結グループの流動性は十分な水準にあり、資金調達手段は分散されていることから、財務の柔軟性は高いと考えています。

当連結会計年度末の現金及び現金同等物の総額は565億4百万円となっています。

4 【経営上の重要な契約等】

会社名	契約締結先	契約年月日	内容	技術料	契約期間
当社	AMFINE CHEMICAL CORP. (アメリカ)	1994年 4月1日	樹脂添加剤の製造・販売追加技術供与	頭金及び販売金額に対し一定率のロイヤリティー(収入)	販売開始日から10年間(継続中)
	ADEKA POLYMER ADDITIVES EUROPE SAS(フランス)	2002年 11月1日	樹脂添加剤粉碎の製造・販売技術供与	販売金額に対し一定率のロイヤリティー(収入)	販売開始日から10年間(継続中)
	ADEKA KOREA CORP. (韓国)	2003年 10月1日	樹脂添加剤の製造・販売追加技術供与	販売金額に対し一定率のロイヤリティー(収入)	販売開始日から10年間(継続中)
	ADEKA FINE CHEMICAL (THAILAND) CO., LTD. (タイ)	2004年 6月15日	安定剤の製造・販売技術供与	頭金・販売金額に対し一定率のロイヤリティー(収入)	販売開始日から10年間(継続中)
	台湾艾迪科精密化学股份有限公司(台湾)	2004年 12月1日	情報化学品の製造・販売技術供与	頭金・販売金額に対し一定率のロイヤリティー(収入)	販売開始日から10年間(継続中)
	艾迪科食品(常熟)有限公司(中国)	2004年 7月1日	マーガリン、ショートニング等の製造・販売技術供与	頭金・販売金額に対し一定率のロイヤリティー(収入)	販売開始日から10年間(継続中)
	ADEKA KOREA CORP. (韓国)	2006年 7月1日	誘電材料の製造・販売技術供与	販売金額に対し一定率のロイヤリティー(収入)	販売開始日から10年間(継続中)
	艾迪科精細化工(上海)有限公司(中国)	2013年 1月1日	精密化学品の製造・販売技術供与	販売金額に対し一定率のロイヤリティー(収入)	販売開始日から10年間
	艾迪科精細化工(常熟)有限公司(中国)	2015年 4月1日	酸化防止剤、エポキシ化大豆油、難燃剤の製造・販売技術供与	販売金額に対し一定率のロイヤリティー(収入)	2015年4月1日から6年間
日本農薬(株)	全国農業協同組合連合会	2003年 12月11日	農薬製品の売買に関する売買基本契約(更改)	—	2003年10月1日から1年間とし、文書による別段の意思表示なき時は1年ごとの自動延長(継続中)
	全国農業協同組合連合会	2019年 2月28日	売買基本契約に基づく2019農薬年度の売買に関する契約	—	2018年12月1日から1年間

日本農薬株式会社との資本業務提携等

当社は、2018年8月21日開催の取締役会において、日本農薬株式会社との資本業務提携等を締結することを決議し、同日付で締結しています。

当該資本業務提携等に基づき、当社は、日本農薬株式会社の普通株式を金融商品取引法に定める公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2018年8月22日より公開買付けを実施、本公開買付けの決済が2018年9月27日をもって終了しました。

さらに当該資本業務提携等に基づき、当社は、本公開買付けの決済完了後の2018年9月28日付で、当社を割当先とする第三者割当による新株発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）について、払い込みを完了しました。

本公開買付けの決済が行われ、かつ本第三者割当増資の払い込みが完了し、日本農薬株式会社は当社の連結子会社となりました。

詳細は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（企業結合等関係）」をご覧ください。

5 【研究開発活動】

当社の研究開発体制は、現事業に密着した6つの開発研究所(樹脂添加剤開発研究所、情報化学品開発研究所、電子材料開発研究所、機能化学品開発研究所、機能高分子開発研究所、食品開発研究所)、将来の柱となる事業探索を担う2つのコーポレート研究所(ライフサイエンス材料研究所、環境・エネルギー材料研究所)、及びこれらを支援する研究企画部により構成されています。

国内の連結子会社である日本農薬㈱、㈱ADEKAクリーンエイド、ADEKAケミカルサプライ㈱、及びADEKA総合設備㈱でも、独自の研究開発を行っています。また、海外拠点における研究開発のローカライゼーションも推進しており、国内の研究所から人的支援や技術支援を行っています。

なお、当連結会計年度の研究開発費の総額は、11,829百万円です。

(1) 化学品事業

当社の基盤技術を活用し、市場環境の変化に対応した研究開発を行っています。単に素材を提供するだけでなく、ユーザーにおける課題を解決できるソリューションとして提案すべく、評価技術の向上を図るとともに、グループ内の技術連携にも務めています。また、成長が期待される新規分野や先端素材の研究開発では、外部機関との連携も積極的に推進しています。

主な成果は以下の通りです。

① 樹脂添加剤

環境配慮型製品など独創性・新規性のある核剤/透明化剤、光安定剤、難燃剤などの開発を推進しています。難燃剤では、エンジニアリングプラスチック向けに環境配慮型リン系難燃剤を開発し、市場に投入しました。市場ニーズの大きい永久帯電防止剤の開発に取り組み、競争力のある新製品を開発しました。

② 情報・電子化学品

半導体デバイス向けケミカル素材や光学フィルム、半導体レジスト向け高機能感光性材料など、先端技術の急速な進展に対応し、世界に通用する新製品の開発を進めています。半導体メモリ用高誘電成膜材料では、次世代DRAM向けに新規材料が採用されました。紫外線やLED光源による硬化が可能で、有機溶剤を使用しない「水溶性UV硬化材料」を開発し、本成果に対して「第27回ポリマー材料フォーラム」(11月21日開催)において、高分子学会広報委員会パブリシティ賞を受賞しました。

③ 機能化学品

界面化学技術を利用した潤滑油添加剤や機能性化粧品原料、コーティング材料の開発、機能性樹脂材料の電子部品・自動車・建設インフラ用途等への応用を推進しています。反応性乳化剤は食品接触材料の接着用途で米国FDAの上市前届出認可(FCN)を取得、食品接触用途への新規展開を進めています。エポキシ樹脂接着剤は採用が拡大し、新たな用途への横展開も進展しています。

(2) 食品事業

当社食品部門では、ユーザーの「商品価値」(おいしさ、安心、安全)を高め、「作業性、生産性」の向上に貢献できる新製品の開発を行っています。また海外関係会社でも中国や東南アジア諸国など、各国の嗜好性や流行に合致した製品開発を進めています。

① 加工油脂

明瞭な内層のデニッシュ生地が作れる折込油脂「オリンピアエフィーユシート」、パンの歯切れや口溶けを向上させる機能性練込油脂「コンツェル」を上市しました。ベーカリー製品のおいしさ、お客様の作業性を改善する効果が好評をいただいています。

② 加工食品

パンのしっとり感に着目した機能性練込用クリーム「ピオラモイスト」を上市しました。パンの水分を保持し、焼きたての食感を持続させる機能が好評をいただいています。

クリームチーズ風味ペースト「フロマクリエ ガトー」を上市しました。自然な風味を持ち、生食、練り込み、包餡、焼き込みなど、あらゆる洋菓子用途に使用できるため、お客様の多彩なメニュー開発に貢献できる素材として市場展開を進めています。

今後もお客様の「商品価値」や「作業性、生産性」の向上に貢献する製品開発に取り組んでまいります。

(3) ライフサイエンス事業

連結子会社である日本農薬㈱では、持続的な新規剤創出を目指してパイプラインの早期拡充に取り組むとともに、既存剤の維持・拡大を目指し全社的な連携による戦略的な研究開発を推進しています。

当連結会計年度における主な成果は以下のとおりです。

日本・インド同時開発を進めている新規水稲用殺虫剤ベンズピリモキサンは、2019年2月に両国における登録申請を完了しました。本剤は日本で2021年、インドで2022年の登録取得を見込んでいます。

2018年3月に国内登録を取得し、同年4月より販売を開始した新規汎用性殺菌剤ピラジフルミド（国内商品名「パレード」）は、2019年3月より国内芝生分野において「ディサイド」の商品名で販売を開始したほか、新規処理分野での開発を推進しています。

殺虫剤ピリフルキナゾン（国内商品名「コルト」）は、2018年11月に米国食用登録を取得し、本分野での販売を開始しました。

(4) 新規事業の推進

注力分野として「ライフサイエンス」、「環境」、「エネルギー」を掲げ、研究開発体制を強化して新規事業の創出に取り組んでいます。ライフサイエンス分野では、アルキルリン脂質（プラズマローゲン前駆体）含有の機能性食品素材を開発中です。岩手大学で実施された乾燥肌誘導マウスの抗皮膚炎試験では、摂餌により皮膚の保湿に関する脂質であるセラミド合成系が変化して炎症が改善されることを見出し、2018年度栄養食糧学会で発表しました。環境・エネルギー分野では、次世代二次電池用活物質「硫黄変性ポリアクリロニトリル（SPAN）」を開発し、2020年度の製品化を目指してサンプル提供を開始しました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結グループの設備投資は、経営戦略に基づいた各事業計画の一環として編成することを基本原則としています。

当連結会計年度の設備投資については、2018年よりスタートしました中期経営計画の設備投資計画をベースに業容拡大の方針に見合う設備投資を計画しています。

なお、当連結会計年度の設備投資額は17,419百万円です。

セグメントの設備投資について示すと、以下の通りです。

(1) 化学品事業

当連結会計年度の化学品事業の設備投資金額は、12,519百万円であり、主としてADEKA KOREA CORP.の半導体材料生産設備増設、当社千葉工場の化粧品原料生産設備増設等です。

(2) 食品事業

当連結会計年度の食品事業の設備投資金額は、4,337百万円であり、主として当社鹿島工場及び艾迪科食品（常熟）有限公司の食品製造設備増設等です。

(3) ライフサイエンス事業

当連結会計年度のライフサイエンス事業の設備投資金額は、783百万円であり、主として日本農薬株式会社の福島事業所、総合研究所の既存設備更新等です。

(4) その他の事業

当連結会計年度の設備投資額は、27百万円です。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
鹿島工場 (茨城県神栖市)	化学品事業 食品事業	生産設備	4,453	10,037	4,042 (276,439)	91	563	19,188	244
千葉工場 (千葉県袖ヶ浦市)	化学品事業	生産設備	2,917	7,472	111 (4,064)	19	439	10,960	179
三重工場 (三重県員弁郡東員町)	化学品事業	生産設備	3,407	5,121	1,446 (146,074)	—	165	10,140	186
明石工場 (兵庫県加古郡稲美町)	食品事業	生産設備	971	1,350	2,995 (44,231)	7	32	5,356	45
相馬工場 (福島県相馬市)	化学品事業	生産設備	682	877	1,469 (237,288)	—	50	3,082	26
富士工場 (静岡県富士市)	化学品事業	生産設備	134	1,227	3,411 (132,644)	—	42	4,816	67
本社事務所及び尾久研究所 (東京都荒川区)	化学品事業 食品事業	本社 研究所	4,482	22	2,962 (17,402)	118	1,442	9,027	722
大阪支社 (大阪市北区)	化学品事業 食品事業	支社	21	—	— (—)	0	20	41	47
浦和研究所 (さいたま市南区)	化学品事業	研究所	1,091	0	911 (4,942)	—	293	2,296	104
久喜研究所 (埼玉県久喜市菖蒲町)	化学品事業	研究所	577	0	512 (12,140)	—	294	1,385	59

(注) 土地の帳簿価額については、2002年3月31日に土地再評価を行っています。

(2) 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
オキシラン 化学㈱	工場 (三重県員弁郡 東員町)	化学品事業	生産設備	331	348	190 (38,700)	—	4	875	28
上原食品 工業㈱	工場 (千葉県東金市)	食品事業	生産設備	63	181	68 (9,055)	—	15	329	45
日本農薬㈱	本社他 (東京都中央区)	ライフサイ エンス事業	本社・生 産設備	4,048	2,279	5,170 (449,637)	38	306	11,843	407
㈱ニチノー サービス	本社他 (東京都中央区)	ライフサイ エンス事業	本社・生 産設備	375	0	3,857 (21,577)	21	2	4,256	173

(注) 現在休止中の主要な設備は、ありません。

(3) 在外子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
ADEKA (SINGAPORE) PTE. LTD.	本社・工場 (シンガポール)	食品事業	本社・ 生産設備	591	314	— [10,463]	—	74	980	89
AMFINE CHEMICAL CORP.	工場 (米国・ケンタッキー 州)	化学品事業	生産設備	601	723	85 (173,962)	33	7	1,451	53
AM STABILIZERS CORP.	本社・工場 (米国・インディアナ 州)	化学品事業	本社・ 生産設備	355	956	37 (34,398)	—	64	1,414	42
ADEKA KOREA CORP.	本社・工場 (韓国・ウオンジュ市)	化学品事業	本社・ 生産設備	1,413	1,185	584 (71,788)	—	258	3,442	173
艾迪科精細化工 (上海)有限公司	本社・工場 (中国・上海市)	化学品事業	本社・ 生産設備	473	658	— [75,552]	—	46	1,179	177
艾迪科精細化工 (常熟)有限公司	本社・工場 (中国・江蘇省常熟市)	化学品事業	本社・ 生産設備	59	933	— [51,430]	—	416	1,409	81
艾迪科食品 (常熟)有限公司	本社・工場 (中国・江蘇省常熟市)	食品事業	本社・ 生産設備	1,087	1,072	— [74,949]	—	69	2,229	186
ADEKA FINE CHEMICAL (THAILAND) CO.,LTD.	本社・工場 (タイ・ラヨン県)	化学品事業	本社・ 生産設備	252	114	168 (38,720)	—	11	547	60
ADEKA POLYMER ADDITIVES EUROPE SAS	工場 (フランス・ルーセッ ト市)	化学品事業	生産設備	62	77	— [22,136]	271	14	425	82
ADEKA FOODS (ASIA)SDN. BHD.	本社・工場 (マレーシア・ジョホ ール州)	食品事業	本社・ 生産設備	1,011	468	— [34,398]	—	23	1,502	94
Sipcam Nichino Brasil S.A.	本社他 (ブラジル・ミナスジ ェライス州)	ライフサイ エンス事業	本社・ 生産設備	523	314	112 (254,049)	—	58	1,008	172

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備は、ありません。
2. 土地面積の[]欄は賃借契約です。
3. 上記の他、連結会社以外からの主要な賃借設備の内容は、以下の通りです。

(イ) 提出会社

事業所名	セグメントの 名称	名称	台数	内容	年間賃借料 (百万円)	リース 契約残高 (百万円)
千葉工場	化学品事業	工場用地	—	面積92,432㎡	100	—
本社事務所	化学品事業・ 食品事業	大型電子計算 機システム	1式	レンタル契約	139	—
			1式	リース契約	111	260
各事業所	化学品事業	製品タンク	8基	—	117	—
	化学品事業・ 食品事業	パーソナル コンピュータ	1,020台	リース契約	32	100

(ロ) 国内子会社

重要な賃借設備は、ありません。

(ハ) 外国子会社

重要な賃借設備は、ありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当連結会計年度末現在において、確定している重要な設備計画は次の通りです。

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び 完了予定年月		完成後の 増加能力 (注)
				総額	既支払額		着手	完了	
当社 三重工場	三重県 員弁郡東員町	化学品事業	ポリオレフ イン用高機 能添加剤生 産設備の増 設	百万円 2,445	百万円 1,053	自己資金	2018年 5月	2019年 7月	—
AMFINE CHEMICAL CORP.	アメリカ ニュージャー ジー州	化学品事業	ポリオレフ イン用高機 能添加剤生 産設備の増 設	万USD 438	万USD 234	自己資金	2019年 2月	2019年 10月	—
ADEKA KOREA CORP.	韓国 ウォンジュ市	化学品事業	半導体材料 生産設備の 新設・増設	百万WON 2,100	—	自己資金	2019年 10月	2020年 1月	14 t /年 増産
当社 相馬工場	福島県 相馬市	化学品事業	潤滑油添加 剤生産設備 の増設	百万円 3,160	百万円 882	自己資金	2018年 10月	2019年 8月	—
当社 千葉工場	千葉県 袖ヶ浦市	化学品事業	水系ウレタ ン生産設備 の増設	百万円 284	—	自己資金	2019年 5月	2019年 7月	—
艾迪科食品 (常熟)有限 公司	中国 江蘇省常熟市	食品事業	食品製造設 備の増設	万RMB 8,400	万RMB 1,710	借入金及び 自己資金	2019年 3月	2019年 8月	—

(注) 当社三重工場及びAMFINE CHEMICAL CORP. のポリオレフィン用高機能添加剤生産設備、当社相馬工場の潤滑油添加剤生産設備、当社千葉工場の水系ウレタン生産設備、艾迪科食品（常熟）有限公司の食品製造設備については、完成後の増加能力の合理的な算定が困難なため記載を省略しています。

(2) 重要な設備の除却等

2019年3月31日現在、当連結グループにおいては、重要な設備の除却、売却の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種 類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
合 計	400,000,000

② 【発行済株式】

種 類	事業年度末 現在発行数(株) (2019年3月31日)	提出日 現在発行数(株) (2019年6月21日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	103,651,442	103,651,442	東京証券取引所 (市場第1部)	単元株式数100株
計	103,651,442	103,651,442	—	—

(注) 発行済株式のうち、52,800株は、現物出資(金銭報酬債権 89百万円)によるものです。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年8月9日 (注)1	52,800	103,704,242	44	22,944	44	19,970
2017年8月9日 (注)2	△52,800	103,651,442	—	22,944	—	19,970

(注) 1 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行

発行価格 1,703円

資本組入額 851.5円

割当先 当社の取締役、執行役員 計17名

(注) 2 2017年7月19日開催の取締役会決議により、2017年8月9日付で自己株式の消却を実施したことによるものです。

(5) 【所有者別状況】

2019年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	合計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	56	32	243	205	12	4,886	5,434	—
所有株式数(単元)	—	437,371	6,756	213,511	272,952	393	105,210	1,036,193	32,142
所有株式数の割合(%)	—	42.21	0.65	20.61	26.34	0.04	10.15	100.00	—

(注) 自己株式59,454株は、「個人その他」に594単元、「単元未満株式の状況」に54株含めて記載しています。

(6) 【大株主の状況】

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	6,418	6.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	5,783	5.58
朝日生命保険相互会社(常任代理人)資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6番1号(常任代理人住所) 東京都中央区晴海一丁目8番12号	4,053	3.91
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番12号	3,770	3.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,914	2.81
ADEKA取引先持株会	東京都荒川区東尾久七丁目2番35号	2,866	2.77
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町一丁目13番2号	2,244	2.17
日本ゼオン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番2号	2,188	2.11
全国共済農業協同組合連合会(常任代理人)日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都千代田区平河町二丁目7番9号(常任代理人住所) 東京都港区浜松町二丁目11番3号	2,049	1.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,892	1.83
合計	—	34,180	33.00

(注) 1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、以下の通りです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,418	千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,783	〃
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	3,770	〃
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2,914	〃
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,892	〃

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 59,400	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 423,300	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 103,136,600	1,031,366	—
単元未満株式	普通株式 32,142	—	—
発行済株式総数	103,651,442	—	—
総株主の議決権	—	1,031,366	—

(注) 「単元未満株式」欄には、当社の自己保有株式及び相互保有株式が次の通り含まれています。

自己保有株式	54株
相互保有株式 (株)丸紅商会、吉田産業(株)、日本農薬(株)	124株

② 【自己株式等】

2019年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) (株)A D E K A	東京都荒川区東尾久 七丁目2番35号	59,400	—	59,400	0.1
(相互保有株式) (株)旭建築設計事務所	東京都荒川区東日暮里 五丁目48番2号	1,200	—	1,200	0.0
(株)丸紅商会	大阪府堺市堺区寺地町東 三丁目2番2号	16,200	—	16,200	0.0
吉田産業(株)	京都府京都市南区上鳥羽 角田町35番地	11,100	—	11,100	0.0
(株)ミカ食品	神奈川県横浜市鶴見区江 ヶ崎町3番82号	5,600	—	5,600	0.0
日本農薬(株)	東京都中央区京橋 一丁目19番8号	389,200	—	389,200	0.4
合計	—	482,700	—	482,700	0.5

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	365	640,485
当期間における取得自己株式	86	144,394

(注) 当期間における取得自己株式には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれていません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(譲渡制限付株式報酬による自己株式の処分)	63,000	61,813,760	—	—
保有自己株式数	59,454	—	59,540	—

(注) 当期間における保有自己株式には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれていません。

3 【配当政策】

当社は、財務体質と経営基盤の強化・拡充を図りながら、財務状況と業績を勘案して、適正な利益の還元を行うことを基本方針としています。

また、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会です。

内部留保資金につきましては、経営基盤の強化、中長期的視野に立った成長事業領域への投資などに優先的に活用してまいります。

上記基本方針のもと、当期の期末配当金につきましては、業績、財務状況などを総合的に勘案し、1株につき24円といたしました。年間配当金につきましては、既の実施した中間配当金21円と合わせまして1株につき45円(前期39円)といたしました。

当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めています。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下の通りです。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当金 (円)
2018年11月14日 取締役会決議	2,175	21
2019年6月21日 定時株主総会決議	2,486	24

なお、業務執行に関する役割と責任を明確にするため、執行役員の任期は1年としています。

・経営会議

経営会議（議長：代表取締役社長 城詰秀尊）は、常勤取締役と執行役員で構成し、経営会議規則で定める付議事項について審議、決定します。

機関・委員会の名称 (事務局)	機関の長	目的	メンバー構成
取締役会 (秘書室)	代表取締役会長 郡 昭夫	経営に関する重要な意思決定	取締役12名 監査役5名
経営会議 (経営企画部)	代表取締役社長 城詰 秀尊	経営会議規則で定める付議事項の審議・決定	取締役10名 常勤監査役2名 執行役員9名
内部統制推進委員会 (財務・経理部、法務・広報部)	取締役兼専務執行役員 富安 治彦	内部統制システムの構築と整備、運用状況のモニタリング	取締役7名 法務・広報部長 情報システム部長 業務監査室長
コンプライアンス推進委員会 (法務・広報部)	取締役兼常務執行役員 田島 興司	コンプライアンス基本方針・大綱の立案と実施、教育・啓発、モニタリング	各担当役員、本部長、 人事部長 弁護士
危機管理委員会 (法務・広報部)	取締役兼専務執行役員 富安 治彦	リスクの洗い出しと評価、危機管理体制の運用とチェック	環境・安全対策本部長 主要なスタッフ部門長

ロ. 上記の企業統治の体制を採用する理由

当社の事業内容は、化学品・食品の両分野で、非常に多岐にわたっており、かつ、それらの事業が有機的に結びついているという特徴を持っています。そのため、役員は当連結グループの事業全体や業界の事情に精通し、かつ、役員相互で情報交換を行い、連携することが求められます。

当社では、取締役会の合議による意思決定と監査役制度によるコーポレート・ガバナンスが、経営機能を有効に発揮・機能する最適なシステムだと認識しています。

重要な意思決定については、取締役会及び経営会議での審議を通すことにより、取締役全員が業務執行の状況、透明性、適法性を把握、共有し、取締役の相互監視機能を確保しています。

監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席することにより、取締役の業務執行を十分に監視できる体制になっています。監査役5名のうち独立社外監査役は3名であり、客観的な見地から経営監視の役割を担っています。

ハ. 内部統制システムの整備の状況

・業務の適正を確保する体制(内部統制システム)に関する基本方針

会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、「業務の適正を確保する体制(内部統制システム)に関する基本方針」を定めています。

・内部統制推進委員会

内部統制システムの構築及び運用に特化した具体的な取組みを行う組織として、2007年3月に内部統制推進委員会（委員長：取締役兼専務執行役員 社長補佐 富安治彦）を設置しました。金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価及び監査制度への対応と、会社法に基づく「業務の適正を確保する体制(内部統制システム)に関する基本方針」の運用を行っています。

・コンプライアンス推進委員会

コンプライアンス担当役員（取締役兼常務執行役員 田島興司）を委員長、法務・広報部を事務局とし、役員、各本部長、社外弁護士をメンバーとするコンプライアンス推進委員会を設置しています。

また、監査役、業務監査室、内部統制推進委員会及びコンプライアンス推進委員会の相互の連携と情報交換を緊密に行うことにより、コンプライアンス体制の強化・充実を図っています。さらに内部通報窓口を設置し、コンプライアンス違反行為の早期発見と情報の確保に努め、公益通報者保護法に対応した内部通報制度の一層の強化・機能充実のため、2006年5月1日付で、通報義務、通報手順及び通報者保護等を明確化したコンプライアンス内部通報規程を制定しています。

ニ. リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、以下の通りです。

・危機管理委員会の設置及び危機管理マニュアルに基づく体制整備

危機管理担当役員（取締役兼専務執行役員 富安治彦）を委員長、法務・広報部を事務局とし、主要なスタッフ部門の部門長により構成される危機管理委員会を組織し、各部のリスクの洗い出しと評価、危機管理体制の運用とチェック等を行っています。

危機管理委員会は、平時における事前のリスクの予防、抑制を目的としたリスクマネジメントと、有事における緊急時対応、事態収束・復旧を目的としたクライシスマネジメントについて定めた『ADEKAグループ危機管理マニュアル』を策定し、運用を行っています。

・緊急対策本部の設置

有事で、特に緊急度・重要度の高いケースでは、ADEKAグループ危機管理マニュアルに基づき、当該事項の主管部署の担当役員を本部長とする緊急対策本部を設置し、組織的に対応します。

・リスク管理の監査

業務監査室は、部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役に報告します。

ホ. 子会社の業務の適正を確保するための体制

・子会社から当社への業務の執行の報告に関する体制

当社の代表取締役は、各子会社の代表取締役から、週報・月報制度により、定期的に、経営企画部を通じて報告を受けているほか、当社が主催するADEKAグループ社長会、グローバル戦略会議等において、各社の事業の状況や経営課題について報告を求めています。

また、各子会社の株主総会に出席し事業報告を受けるほか、当社から各子会社への派遣取締役・監査役を通じて、各社の取締役会で業務の執行状況の報告を求め、情報収集に努めています。

・子会社の危機管理に関する体制

当社は、ADEKAグループ危機管理マニュアルに基づき、各子会社に危機管理に関する組織の設置や責任者の選任等、その業態及び規模に応じた体制の構築・整備と、その運用状況の報告を求めています。

また、当社は子会社での事故・災害・法令違反等が発生し、またはその恐れがある場合、速やかに当社に報告することを求めています。

子会社で発生した緊急事態により、当社または他の子会社への重大な影響が懸念される場合、当社は、当該子会社と合同の緊急対策チームを組織し、両社協力して対応にあたり、被害を最小限に止める体制を取っています。

・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は管理会計の手法を用いて子会社の予算の進捗、達成状況をレビューし、その結果を当該子会社にフィードバックします。

また、当社は、グローバル経営管理システムを通じて、子会社との間で経営管理分析のためのデータを共有し、即時の情報収集を可能とすることで、経営判断に有効な情報を提供し、業務の効率化を図っています。

・グループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ共通の倫理綱領や、各種規程・マニュアル等を定め、これらを各子会社と共有することにより、グループ一体となったコンプライアンス体制を取っています。

当社は、各子会社に、コンプライアンス推進部署の設置や推進責任者の選任等、その業態及び規模に応じた体制の構築・整備と、その運用状況の報告を求め、各子会社の社長及びコンプライアンス推進責任者で構成されるグループ・コンプライアンス協議会を開催し、各社のコンプライアンスの課題を協議し、意識と情報の共有化を図っています。

さらに、当社からの派遣役員、当社監査役、業務監査室によるモニタリングと、グループ共通の内部通報窓口により、コンプライアンス違反の早期発見に努めています。

ヘ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、法令が規定する額としています。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について

て善意かつ重大な過失がないときに限られます。

③ 取締役に関する事項

イ. 取締役の定数

当社は、取締役は15名以内とする旨定款に定めています。

ロ. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めています。また、取締役の選任は累積投票によらない旨定款に定めています。

④ 株主総会決議に関する事項

i) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

イ. 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨定めています。

ロ. 中間配当金

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準として、中間配当を行うことができる旨定款に定めています。

ii) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めています。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 16名 女性 1名 (役員のうち女性の比率5.9%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役会長 執行役員	郡 昭夫	1948年12月21日生	1971年4月 2005年6月 2007年6月 2008年6月 2010年6月 2012年6月 2018年6月	当社入社 当社執行役員 食品企画部長 当社執行役員 食品本部副本部長 当社取締役兼執行役員 食品本部 長 兼中国食品事業推進部長 当社取締役兼常務執行役員 経営 企画部長兼 新規事業推進室担当兼設備投資 委員長 当社代表取締役社長 当社代表取締役会長(現)	(注)3	72
代表取締役社長 執行役員	城詰 秀尊	1961年11月10日生	1985年4月 2014年6月 2015年6月 2016年6月 2017年6月 2018年6月	当社入社 当社執行役員 化学品企画部長 当社執行役員 大阪支社長 当社取締役兼執行役員 大阪支社 長 当社取締役兼常務執行役員 経営 企画部長兼設備投資委員長 当社代表取締役社長(現)	(注)3	26
取締役 専務執行役員 社長補佐 秘書室担当 人事部担当 購買・物流部担当 内部統制推進委員長	富安 治彦	1956年7月7日生	1979年4月 2005年7月 2007年6月 2009年6月 2010年6月 2012年6月 2014年6月 2015年6月 2018年6月	㈱第一勧業銀行(現㈱みずほ銀 行)入行 ㈱みずほ銀行管理部長 当社常勤監査役 当社取締役兼執行役員 法務・広 報部担当兼財務・経理部担当兼 内部統制推進委員長(現) 当社取締役兼執行役員 情報シス テム部担当 当社取締役兼執行役員 人事部担 当(現) 当社取締役兼常務執行役員 当社取締役兼常務執行役員 購 買・物流部担当(現) 当社取締役兼専務執行役員(現) 社長補佐(現)秘書室担当(現)	(注)3	28
取締役 常務執行役員 生産本部長	荒田 亮三	1956年5月17日生	1980年4月 1990年10月 2011年6月 2012年6月 2014年6月 2018年6月	アデカ・アーガス化学㈱入社 当社入社 当社執行役員 三重工場長 当社執行役員 生産管理部長 当社取締役兼執行役員 生産本部 長(現) 当社取締役兼常務執行役員(現)	(注)3	20
取締役 常務執行役員 法務・広報部担当 経営企画部担当 情報システム部担当 コンプライアンス推進委員 長 設備投資委員長 化学品中国事業担当	田島 興司	1955年5月20日生	1980年4月 1990年10月 2010年6月 2014年6月 2015年6月 2017年1月 2017年6月 2018年6月	アデカ・アーガス化学㈱入社 当社入社 AMFINE CHEMICAL CORP. 社長 当社執行役員 経営企画部長 当社取締役兼執行役員 経営企画 部長 秘書室担当兼法務・広報部 担当(現)兼情報システム部担当 (現)兼コンプライアンス推進委 員長(現)兼設備投資委員長 艾迪科精細化工(浙江)有限公司 董事長(現) 当社取締役兼執行役員 化学品中 国事業担当(現) 当社取締役兼常務執行役員(現) 経営企画部担当(現)兼設備投資 委員長(現)	(注)3	23

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 常務執行役員 樹脂添加剤本部長	幸野 俊則	1955年5月10日生	1979年4月 1990年10月 2010年6月 2014年6月 2014年9月 2015年6月 2016年4月 2016年6月 2018年6月	アデカ・アーガス化学(株)入社 当社入社 当社執行役員 樹脂添加剤開発研究所長 当社執行役員 樹脂添加剤本部副本部長 ADEKA INDIA PVT.LTD. 代表取締役会長(現) 当社上席執行役員 樹脂添加剤本部副本部長 艾迪科精細化工(常熟)有限公司 董事長(現) ADEKA Al Ghurair Additives LLC 代表取締役社長(現) 長江化学股份有限公司 董事長(現) 当社取締役兼執行役員 樹脂添加剤本部長(現) オキシラン化学(株) 代表取締役社長(現) 当社取締役兼常務執行役員(現)	(注)3	27
取締役 執行役員 食品本部長 東アジア食品事業プロジェクトチームリーダー	小林 義昭	1962年5月7日生	1985年4月 2016年6月 2017年6月 2018年3月	当社入社 当社執行役員 食品本部副本部長兼東日本食品営業部長 当社取締役兼執行役員(現) 食品本部長(現)兼東アジア食品事業プロジェクトチームリーダー(現) 艾迪科食品(常熟)有限公司 董事長(現)	(注)3	14
取締役 執行役員 化学品営業本部長	藤澤 茂樹	1963年5月26日生	1987年4月 2016年6月 2017年3月 2017年6月	当社入社 当社執行役員 化学品営業本部副本部長兼化学品企画部長 艾迪科精細化工(上海)有限公司 董事長(現) 台湾艾迪科精密化学股份有限公司 董事長(現) 当社取締役兼執行役員(現) 化学品営業本部長(現)	(注)3	12
取締役 執行役員 財務・経理部長	志賀 洋二	1962年8月3日生	1985年4月 2014年6月 2018年6月	当社入社 当社執行役員 財務・経理部長(現) 当社取締役兼執行役員(現)	(注)3	15
取締役 執行役員 研究開発本部長	芳仲 篤也	1963年2月10日生	1985年4月 2014年6月 2015年6月 2018年6月	当社入社 当社執行役員 電子材料開発研究所長 当社執行役員 研究企画部長 当社取締役兼執行役員(現) 研究開発本部長(現)(株)東京環境測定センター代表取締役社長(現)	(注)3	11
社外取締役	永井 和之	1945年9月24日生	1981年4月 1999年11月 2004年5月 2005年11月 2005年12月 2010年6月 2012年6月 2016年4月	中央大学法学部教授(会社法) 中央大学法学部長 弁護士登録(東京第一弁護士会所属)(現) 中央大学学長 中央大学総長 当社取締役(現) 公益財団法人私立大学通信教育協会 会長(現) 中央大学名誉教授(現)	(注)3	7

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
社外取締役	遠藤 茂	1948年10月16日生	1974年4月 2001年4月 2002年2月 2003年8月 2007年3月 2009年7月 2013年6月 2014年4月 2018年6月	外務省入省 同省中東アフリカ局 審議官 同省領事移住部 審議官 在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使兼 在ジュネーブ日本国総領事館総領事 在チュニジア特命全権大使 在サウジアラビア特命全権大使 日揮㈱ 社外取締役(現) 飯野海運㈱ 社外取締役(現) 外務省参与(現) 当社取締役(現)	(注) 3	—
監査役 (常勤)	林 義人	1953年11月7日生	1976年4月 2012年6月 2014年6月	当社入社 当社執行役員 食品企画部長 当社常勤監査役(現)	(注) 7	20
監査役 (常勤)	矢島 明政	1953年1月1日生	1987年4月 2009年6月 2009年9月 2011年6月 2013年6月 2013年12月 2018年6月	当社入社 当社執行役員 電子材料開発研究所長 当社執行役員 研究企画部長 ㈱東京環境測定センター代表取締役社長 当社取締役兼執行役員 当社取締役兼執行役員 研究開発本部長 当社常勤監査役(現)	(注) 6	24
監査役	奥山 章雄	1944年10月10日生	1968年12月 1971年3月 1983年3月 2001年7月 2005年5月 2006年4月 2007年2月 2009年6月 2010年6月 2014年6月	監査法人中央会計事務所入所 公認会計士登録(現) 監査法人中央会計事務所(後のみずぎ監査法人)代表社員 日本公認会計士協会会長 中央青山監査法人(後のみずぎ監査法人)理事長 早稲田大学大学院会計研究科客員教授 奥山会計事務所所長(現) 当社監査役(現) 日本製粉㈱ 社外監査役(現) 信金中央金庫 監事(現)	(注) 5	—
監査役	竹村 葉子	1952年4月7日生	1990年4月 1997年1月 2004年6月 2005年10月 2011年6月	弁護士登録(東京弁護士会所属)(現) 三宅・今井・池田法律事務所パートナー(現) ㈱西洋フードシステムズ(現西洋フード・コンパスグループ㈱)社外監査役(現) ㈱ワコール(現㈱ワコールホールディングス)社外監査役 当社監査役(現)	(注) 7	6

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	佐藤 美樹	1949年12月5日生	1972年4月 朝日生命保険相互会社入社 2004年7月 同社取締役 常務執行役員 営業企画統括部門長 2008年7月 同社代表取締役社長 2011年6月 横浜ゴム㈱ 社外監査役 2012年6月 当社監査役(現) 2012年6月 富士電機㈱ 社外監査役(現) 2015年6月 富士急行㈱ 社外取締役(現) 2017年4月 朝日生命保険相互会社 代表取締役会長 2019年4月 同社取締役会長(現)	(注) 4	—
計					310

- (注) 1. 取締役永井和之及び遠藤茂は、社外取締役であり、監査役奥山章雄、竹村葉子及び佐藤美樹は、社外監査役です。
2. 有価証券報告書提出日現在の執行役員は19名で、内10名は取締役を兼務しています。
3. 2019年6月21日開催の定時株主総会の終結から1年間
4. 2016年6月24日開催の定時株主総会の終結から4年間
5. 2017年6月23日開催の定時株主総会の終結から4年間
6. 2018年6月22日開催の定時株主総会の終結から4年間
7. 2019年6月21日開催の定時株主総会の終結から4年間

② 社外取締役及び社外監査役

・社外取締役及び社外監査役が企業統治に果たす機能・役割

当社は、2名の独立社外取締役と、3名の独立社外監査役を選任しています。

当社は、社外役員（社外取締役・社外監査役）が企業統治に果たす機能・役割として、社外取締役には、一般株主の利益代表としての独立的な視点で、経営の意思決定の妥当性と透明性の確保・向上のために、取締役の業務執行を監督・評価する（モニタリング機能）とともに、社外有識者としての豊富な専門知識・経験に基づき、第三者的な視点から経営陣に適切で有益な助言を行うこと（アドバイザー機能）を期待しており、社外監査役には、より独立した立場で、取締役の業務執行の法令・定款違反や著しい不当性の有無をチェックし、指摘することにより、経営の透明性と公正性の向上につながることを（監査の独立性の強化）を期待しています。

これらの機能・役割の発揮を通じて、株主価値の向上、不祥事の防止及び一般株主の利益保護、すなわち、企業統治の強化につながることを期待して、当社では、社外取締役及び社外監査役を選任しています。

・社外取締役及び社外監査役の独立性判断基準

上記の、社外取締役及び社外監査役に期待する機能・役割を踏まえ、当社取締役会は、当社との人的関係、資本的関係や、取引関係の有無及びその規模等から判断して、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者を、独立社外取締役及び独立社外監査役の候補者として指名しています。

以下に定める要件を満たすと判断される場合、十分な独立性を有する者と判定することとしています。

1. 本人が、当社グループの業務執行者または出身者でないこと。

また、過去5年間に本人の近親者等（注1）が当社グループの業務執行者でないこと。

2. 本人が、現在または過去5年間において、以下に掲げる者に該当しないこと。

- (1) 当社の大株主（注2）の業務執行者
- (2) 当社の主要な取引先（注3）の業務執行者、または当社を主要な取引先とする会社の業務執行者
- (3) 当社グループの主要な借入先（注4）の業務執行者
- (4) 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
- (5) 当社から役員報酬以外に多額（注5）の金銭等を得ている者
- (6) 当社の役員相互就任先の業務執行者
- (7) 当社から多額の寄付または助成を受けている団体（注6）の業務を執行する者

3. 本人の近親者等が、現在、2 (1) ないし (7) に該当しないこと。

注1 近親者等とは、本人の配偶者又は二親等内の親族もしくは同居の親族をいう。

2 大株主とは、事業年度末における議決権所有割合が10%以上である者をいう。

- 3 主要な取引先とは、当社の取引先であって、過去3事業年度の年間取引金額が当社の連結総売上高または相手方の連結総売上高の2%を超える者をいう。
- 4 主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その総借入金残高が事業年度末において当社または当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。
- 5 多額とは、個人として当社から収受している金銭等の額が過去3事業年度の平均で年間1千万円を超える場合、または、その所属する団体に対し当社が支払う対価が、過去3事業年度の平均で当該団体の売上高または総収入金額の2%を超える場合をいう。
- 6 多額の寄付または助成を受けている団体とは、当社から年間1千万円を超える寄付または助成を受けている団体をいう。

なお、社外取締役及び社外監査役を選任するにあたり、会社からの独立性以外の要素として、人格や識見に優れ、経営・法律や会計等に関する高度な専門知識や実務経験を有していること等を、候補者の要件としています。

・社外取締役及び社外監査役と会社との関係

当社の社外取締役である永井和之氏及び遠藤茂氏と当社との間には、取引関係、資本関係その他の利害関係はありません。

3名の社外監査役のうち、社外監査役 奥山章雄氏及び竹村葉子氏と当社との間には、取引関係、資本関係その他の利害関係はありません。社外監査役 佐藤美樹氏は、当社株主である朝日生命保険相互会社の代表取締役会長であり、同社と当社との間には借入等の取引がありますが、その取引規模は、当社社外監査役としての職務遂行に影響を及ぼすものではなく、一般株主と実質的に利益相反が生じるおそれのないものと判断しています。

社外取締役及び社外監査役による当社株式の保有状況は、(2)「役員状況」の「所有株式数(千株)」欄に記載の通りです。

なお、当社は社外役員全員について、東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき、独立役員として届出を行っています。

・社外取締役及び社外監査役と内部統制部門及び監査との連携

業務監査室による内部監査結果やコンプライアンス推進委員会・内部統制推進委員会等の活動状況は、都度、社長及び常勤監査役に報告され、また、取締役会にも定期的に報告されています。社外役員は、定期的に行われる社長との会合や取締役会及び監査役会で、適宜、その内容の報告を受け、意見を述べています。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

監査の独立性と透明性強化の観点から、監査役5名のうち3名が独立社外監査役、2名が社内監査役という構成となっています。

各監査役は、監査役会が定めた監査方針・業務分担に基づいて、取締役会出席、業務・財産状況の調査等により取締役の職務遂行の監査を行い、内部統制の整備状況と運用状況を監視しています。

監査役 林義人氏は、執行役員として、営業部門を中心に業務執行に携わってきた経歴・実務経験があり、当社の業務に精通しています。また、自ら子会社の代表取締役や監査役を務めるなど、企業経営や監査業務に関する相当程度の知見を有しています。

監査役 矢島明政氏は、研究開発部門を中心に業務執行に携わってきた経歴・実務経験があり、当社の業務に精通しています。また、子会社の代表取締役として経営に携わり、2013年6月からは、取締役として当社経営に携わってきたことから、企業経営全般に関する相当程度の知見を有しています。

監査役 奥山章雄氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

監査役 竹村葉子氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

監査役 佐藤美樹氏は、金融機関の代表取締役会長であり、企業経営全般並びに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

② 内部監査の状況

当社の内部監査の組織及び活動状況は、以下の通りです。

・業務監査室

業務監査室（人員数 3名）は、監査計画に基づいて、公正で独立的な立場で、全部門の業務遂行の適正性と妥当性についての内部監査を行い、経営トップに対し監査結果の報告と改善の提言等を行っています。

監査役、業務監査室及び会計監査人は、相互に緊密な連携を図り、それぞれの監視機能の向上に役立っています。

③ 会計監査の状況

イ. 業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
指定有限責任社員 業務執行社員	前田 隆 夫	EY新日本有限責任監査法人
	鈴木 達 也	

ロ. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 21名 その他 27名

ハ. 監査公認会計士等を選定した理由

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

会社法第340条、第344条及び弊社で定めた監査役監査基準に基づいた会計監査人の選任基準により総合的に評価をした結果、問題は無くEY新日本監査法人を再任しています。

ニ. 監査役及び監査役会による監査公認会計士等又は会計監査人の評価（評価を行った場合）

会計監査人の選任基準に基づいた評価では会計監査人は職業的懐疑心をもって不正リスクを適切に評価し計画に則り監査を実行しているとの評価をしています。また業務執行部門からの評価でも監査を十分に実行しておりコミュニケーションも良好で内部統制の評価も適正であり、監査品質にも問題ないと評価をしています。

監査役との会合も必要に応じて実施し、緊密なコミュニケーションを行っており、問題ないと評価をしています。

④ 監査報酬の内容等

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（平成31年1月31日内閣府令第3号）による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意（56）d（f）i からiiiの規定に経過措置を適用しています。

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	67	51	77	68
連結子会社	—	—	—	—
計	67	51	77	68

当社における非監査業務の内容は、決算早期化検討支援業務等です。

b. その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

c. 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、監査項目や監査日程等を勘案したうえで決定しています。

d. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認したうえ、当期の監査予定時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬は、職務執行の対価としての役員報酬、当該事業年度における会社と個人の業績に連動した役員賞与及び、中長期的な業績や株価向上へのインセンティブとしての株式報酬で構成されており、その決定に関する方針を、以下のとおり定めています。

i) 役員報酬

取締役の報酬については、取締役会で決定した報酬基準を基礎として、株主総会で決議された限度額の範囲内において、代表取締役社長が報酬案を策定し、独立社外取締役に事前説明を行い、独立社外取締役の意見・助言を踏まえて決定します。監査役報酬については、監査役協議により決定します。

ii) 役員賞与

取締役（社外取締役を除く。）の賞与については、各事業年度の業績、従来の役員賞与額、その他諸般の事情を総合的に勘案して、株主総会で決議された限度額の範囲内で、代表取締役社長が報酬案を策定し、取締役会での審議に先立ち、独立社外取締役に事前説明を行い、独立社外取締役の意見・助言を踏まえて取締役会決議により決定します。社外取締役及び監査役に対しては、賞与を支給せず、職務執行の対価としての役員報酬のみを支払っています。

iii) 株式報酬

取締役（社外取締役を除く。）の株式報酬については、株主総会で決議された限度額の範囲内で、代表取締役社長が報酬案を策定し、取締役会での審議に先立ち、独立社外取締役に事前説明を行い、独立社外取締役の意見・助言を踏まえて取締役会決議により決定します。また、中長期的な業績や株価向上へのインセンティブにつなげるため、付与する株式については、別途会社と取締役との間で期間3年以上の譲渡制限契約を締結します。社外取締役及び監査役は、その役割を考慮し、株式報酬の対象とはしていません。

iv) 執行役員の報酬

執行役員の報酬については、取締役会で承認された報酬基準を基礎として、代表取締役社長が決定する額を支給しています。

v) 報酬基準

取締役及び執行役員の報酬基準は、当社の事業規模及びグローバル人財確保の観点から業界水準を勘案して設定し、適宜、見直しを図るものとしています。

vi) 持株基準

中長期的な業績や株価向上へのインセンティブにつなげるため、業務執行取締役及び執行役員には、各職位に応じた当社株式の保有数の基準（持株基準）を設定し、これらの役員等は、報酬の一部の役員持株会への抛出や市場での購入等により、持株基準数以上を取得し、在任期間中、継続保有するよう努めるものとしています。

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日及び決議の内容は、報酬区分別に、以下のとおりです。

決議日	株主総会回次	決議内容
2008年6月23日	第146回 定時株主総会	取締役報酬：年額336百万円（うち社外取締役は年額30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない） 監査役報酬：年額70百万円
2017年6月23日	第155回 定時株主総会	上記報酬枠とは別枠で、社外取締役を除く取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権年額150百万円以内を支給

② 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	株式 報酬	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	350	199	90	60	—	11
監査役 (社外監査役を除く。)	42	42	—	—	—	3
社外役員	33	33	—	—	—	6

③ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする純投資目的である投資株式と、中長期的に当社の事業展開に資する可能性のある企業に限定し、保有する純投資目的以外の目的である投資株式を区分しています。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、投資先企業との資本提携、新技術等の共同研究開発等の事業提携、取引関係の強化や、持続的・友好的かつ安定的な協力関係の維持等を通じて、当社の業績及び企業価値の向上並びに財務基盤の強化につながるが見込まれ、中長期的に当社の事業展開に資する可能性のある企業の株式を保有するものとしています。

新たに取引先の株式を取得する場合には、当該取引先の現時点及び将来の収益性等を踏まえ、同社との取引関係の強化が当社の業績及び企業価値の向上に資するかどうかという観点から、保有の適否を判断するものとしています。

当社が保有する取引先の株式については、毎年、全銘柄につき、株価動向、配当額、最近の主要決算数値等から保有の合理性を総合的に考慮して保有の適否を検証し、取締役会に検証結果を報告するとともに、保有の合理性が認められなくなった銘柄は、適宜、売却を行うなど、政策保有株式の縮減に努めるものとしています。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	36	1,664
非上場株式以外の株式	70	21,453

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	9	234	当社の意思決定手続きに従い追加購入を行ったためです 継続的な取引関係強化の為に取引先持株会に加入しています

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	1	4
非上場株式以外の株式	1	128

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
日本ゼオン(株)	2,381,000	2,381,000	企業間取引の強化	有
	2,678	3,628		
三菱商事(株)	679,500	679,500	企業間取引の強化	無
	2,145	1,975		
ハウス食品グループ本社(株)	458,100	458,100	企業間取引の強化	有
	2,048	1,600		
横浜ゴム(株)	686,400	555,000	企業間取引の強化 当社の意思決定手続きに従い追加購入を行ったためです	有
	1,434	1,371		
アイカ工業(株)	261,100	261,100	企業間取引の強化	有
	980	1,015		
古河機械金属(株)	663,800	377,200	事業上の関係維持 当社の意思決定手続きに従い追加購入を行ったためです	有
	953	777		
富士電機(株)	284,000	1,420,000	事業上の関係維持	有
	944	1,073		
江崎グリコ(株)	163,521	163,366	継続的な取引関係強化の為に取引先持株会に加入しています	有
	938	880		
関東電化工業(株)	1,148,000	1,148,000	企業間取引の強化	有
	905	1,299		
(株)みずほフィナンシャルグループ	4,710,600	4,710,600	企業間取引の強化	無
	814	913		
エスビー食品(株)	143,000	71,500	企業間取引の強化	有
	595	757		
(株)日本触媒	80,000	80,000	企業間取引の強化	有
	595	593		
ソーダニッカ(株)	972,000	972,000	企業間取引の強化	有
	558	700		
理研ビタミン(株)	124,000	124,000	企業間取引の強化	有
	449	504		
横河電機(株)	171,900	171,900	企業間取引の強化	有
	379	366		
山崎製パン(株)	200,000	200,000	企業間取引の強化	無
	366	428		
岡部(株)	320,000	320,000	企業間取引の強化	有
	313	312		
日本パーカライジング(株)	216,000	216,000	企業間取引の強化	有
	313	385		
レンゴー(株)	294,000	294,000	企業間取引の強化	無
	293	275		
高砂香料工業(株)	78,600	78,600	企業間取引の強化	有
	272	249		
古河電気工業(株)	82,400	82,400	企業間取引の強化	有
	250	475		
リケンテクノス(株)	510,000	510,000	企業間取引の強化	有
	226	263		
日糧製パン(株)	105,200	105,200	企業間取引の強化	無
	214	224		
長瀬産業(株)	123,500	123,500	企業間取引の強化	有
	197	223		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	44,400	44,400	企業間取引の強化	無
	184	193		
王子ホールディングス(株)	250,000	250,000	企業間取引の強化	無
	169	172		
日本水産(株)	174,000	174,000	企業間取引の強化	有
	139	93		
正栄食品工業(株)	43,000	43,000	企業間取引の強化	有
	134	167		
明治ホールディングス(株)	15,034	15,034	企業間取引の強化	有
	133	117		
(株)中村屋	30,500	30,500	企業間取引の強化	有
	132	143		
凸版印刷(株)	75,761	141,803	企業間取引の強化	無
	127	125		
住友化学(株)	237,000	237,000	企業間取引の強化	有
	126	145		
富士通(株)	15,370	153,705	企業間取引の強化	有
	118	97		
日本特殊塗料(株)	91,000	91,000	企業間取引の強化	有
	110	189		
森六ホールディングス(株)	40,000	40,000	企業間取引の強化	有
	105	118		
森永製菓(株)	20,000	20,000	企業間取引の強化	無
	98	95		
(株)東京きらぼしフィナンシャルグループ	54,464	54,464	企業間取引の強化	無
	93	139		
(株)ラクト・ジャパン	10,000	10,000	企業間取引の強化	有
	82	36		
オカモト(株)	12,400	62,000	企業間取引の強化	無
	71	66		
(株)不二家	31,817	31,703	継続的な取引関係強化の為に取引先持株会に加入しています	無
	70	79		
日本化学工業(株)	31,900	31,900	企業間取引の強化	有
	67	106		
東京海上ホールディングス(株)	12,500	12,500	企業間取引の強化	無
	66	61		
大王製紙(株)	50,820	50,352	継続的な取引関係強化の為に取引先持株会に加入しています	無
	66	75		
(株)ブルボン	34,438	33,900	継続的な取引関係強化の為に取引先持株会に加入しています	有
	64	104		
三井化学(株)	18,668	17,734	継続的な取引関係強化の為に取引先持株会に加入しています	無
	51	58		
(株)めぶきフィナンシャルグループ	162,630	162,630	企業間取引の強化	無
	47	67		
堺化学工業(株)	19,000	19,000	企業間取引の強化	有
	46	55		
レオン自動機(株)	30,000	30,000	企業間取引の強化	無
	46	65		
日本マクドナルドホールディングス(株)	6,816	6,676	継続的な取引関係強化の為に取引先持株会に加入しています	無
	34	31		
中国塗料(株)	33,000	33,000	企業間取引の強化	無
	32	35		
双日(株)	48,600	48,600	企業間取引の強化	有
	19	16		
住友理工(株)	17,608	16,898	継続的な取引関係強化の為に取引先持株会に加入しています	無
	16	17		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
太陽化学(株)	10,900	10,900	企業間取引の強化	有
	16	18		
澁澤倉庫(株)	8,600	8,600	企業間取引の強化	有
	14	15		
タキロンシーアイ(株)	23,000	23,000	企業間取引の強化	有
	14	16		
井村屋グループ(株)	5,000	5,000	企業間取引の強化	無
	12	19		
日本製紙(株)	5,000	5,000	企業間取引の強化	無
	11	10		
(株)りそなホールディングス	20,500	20,500	企業間取引の強化	無
	10	11		
伯東(株)	6,300	6,300	企業間取引の強化	無
	7	10		
カンロ(株)	2,000	2,000	企業間取引の強化	無
	6	6		

(注) 当社は、特定投資株式における定量的な保有効果の記載が困難であるため、保有の合理性を検証した方法について記載いたします。当社は、毎期、個別の政策保有株式について政策保有の意義を検証しており、2019年3月31日を基準とした検証の結果、現状保有する政策保有株式はいずれも保有方針に沿った目的で保有していることを確認しています。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しています。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しています。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けています。

なお、新日本有限責任監査法人は2018年7月1日付をもって名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しています。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っています。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、定期的に当機構開催のセミナーを受講しています。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	49,669	※2 58,585
受取手形及び売掛金	55,397	※2 93,416
有価証券	7,763	3,006
商品及び製品	22,833	※2 40,330
仕掛品	4,928	6,395
原材料及び貯蔵品	18,452	※2 23,379
その他	6,250	8,420
貸倒引当金	△341	△447
流動資産合計	164,953	233,087
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※2 64,255	※2 83,826
減価償却累計額	△39,151	△51,484
建物及び構築物（純額）	※2 25,104	※2 32,341
機械装置及び運搬具	135,376	※2 160,760
減価償却累計額	△105,493	△124,519
機械装置及び運搬具（純額）	29,882	※2 36,240
土地	※2, ※3 21,282	※2, ※3 29,802
リース資産	2,017	2,342
減価償却累計額	△1,155	△1,559
リース資産（純額）	861	782
建設仮勘定	3,733	4,829
その他	28,010	※2 33,002
減価償却累計額	△23,329	△28,325
その他（純額）	4,681	※2 4,676
有形固定資産合計	85,546	108,672
無形固定資産		
技術資産	—	9,450
顧客関連資産	—	3,131
のれん	29	—
ソフトウェア	1,208	1,771
リース資産	227	179
その他	2,615	3,063
無形固定資産合計	4,080	17,596
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 46,123	※1 37,293
長期貸付金	1,194	4,328
退職給付に係る資産	—	431
繰延税金資産	3,904	4,438
その他	※1 6,589	※1 9,251
貸倒引当金	△240	△551
投資その他の資産合計	57,571	55,193
固定資産合計	147,198	181,462
資産合計	312,152	414,549

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	38,599	56,296
1年内償還予定の社債	300	—
短期借入金	15,567	※2 21,718
リース債務	332	401
未払法人税等	3,040	4,197
賞与引当金	2,355	3,079
役員賞与引当金	75	85
環境対策引当金	—	595
その他	※2 15,545	※2 20,782
流動負債合計	75,815	107,156
固定負債		
社債	—	11,812
長期借入金	※2 7,349	※2 19,617
リース債務	781	843
繰延税金負債	388	4,940
再評価に係る繰延税金負債	※3 3,424	※3 3,414
役員退職慰労引当金	274	225
退職給付に係る負債	16,959	18,853
その他	2,068	3,185
固定負債合計	31,248	62,893
負債合計	107,063	170,049
純資産の部		
株主資本		
資本金	22,944	22,944
資本剰余金	19,985	20,023
利益剰余金	135,988	148,630
自己株式	△554	△825
株主資本合計	178,363	190,772
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	12,002	10,098
土地再評価差額金	※3 4,276	※3 4,253
為替換算調整勘定	4,346	1,867
退職給付に係る調整累計額	△2,368	△2,411
その他の包括利益累計額合計	18,256	13,807
非支配株主持分	8,468	39,919
純資産合計	205,088	244,500
負債純資産合計	312,152	414,549

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	239,612	299,354
売上原価	※1, ※3 181,834	※1, ※3 224,828
売上総利益	57,777	74,526
販売費及び一般管理費	※2, ※3 36,442	※2, ※3 47,888
営業利益	21,335	26,638
営業外収益		
受取利息	252	342
受取配当金	548	628
持分法による投資利益	555	419
その他	607	728
営業外収益合計	1,963	2,117
営業外費用		
支払利息	372	666
為替差損	128	468
その他	460	1,018
営業外費用合計	961	2,153
経常利益	22,337	26,602
特別利益		
段階取得に係る差益	—	67
負ののれん発生益	—	205
特別利益合計	—	272
特別損失		
固定資産廃棄損	※4 590	※4 336
特別損失合計	590	336
税金等調整前当期純利益	21,747	26,539
法人税、住民税及び事業税	5,729	6,888
法人税等調整額	△226	252
法人税等合計	5,503	7,140
当期純利益	16,244	19,398
非支配株主に帰属する当期純利益	897	2,342
親会社株主に帰属する当期純利益	15,346	17,055

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純利益	16,244	19,398
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,099	△1,999
為替換算調整勘定	1,885	△2,906
退職給付に係る調整額	108	△59
持分法適用会社に対する持分相当額	971	△223
その他の包括利益合計	※ 5,065	※ △5,190
包括利益	21,309	14,208
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	20,281	12,630
非支配株主に係る包括利益	1,027	1,578

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	22,899	19,926	124,520	△590	166,755
当期変動額					
新株の発行	44	44			89
剰余金の配当			△3,827		△3,827
親会社株主に帰属する当期純利益			15,346		15,346
連結範囲の変動					—
土地再評価差額金の取崩					—
自己株式の取得				△73	△73
自己株式の処分		22		58	80
自己株式の消却			△51	51	—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△8			△8
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	44	58	11,467	36	11,607
当期末残高	22,944	19,985	135,988	△554	178,363

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	8,919	4,276	2,604	△2,477	13,321	7,879	187,956
当期変動額							
新株の発行					—		89
剰余金の配当					—		△3,827
親会社株主に帰属する当期純利益					—		15,346
連結範囲の変動					—		—
土地再評価差額金の取崩					—		—
自己株式の取得					—		△73
自己株式の処分					—		80
自己株式の消却					—		—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					—		△8
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,083	—	1,741	109	4,934	589	5,523
当期変動額合計	3,083	—	1,741	109	4,934	589	17,131
当期末残高	12,002	4,276	4,346	△2,368	18,256	8,468	205,088

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	22,944	19,985	135,988	△554	178,363
当期変動額					
新株の発行					—
剰余金の配当			△4,436		△4,436
親会社株主に帰属する当期純利益			17,055		17,055
連結範囲の変動				56	56
土地再評価差額金の取崩			22		22
自己株式の取得				△787	△787
自己株式の処分		△0		459	458
自己株式の消却					—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		39			39
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	38	12,642	△271	12,409
当期末残高	22,944	20,023	148,630	△825	190,772

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	12,002	4,276	4,346	△2,368	18,256	8,468	205,088
当期変動額							
新株の発行					—		—
剰余金の配当					—		△4,436
親会社株主に帰属する当期純利益					—		17,055
連結範囲の変動					—		56
土地再評価差額金の取崩					—		22
自己株式の取得					—		△787
自己株式の処分					—		458
自己株式の消却					—		—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					—		39
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,904	△22	△2,478	△43	△4,448	31,451	27,002
当期変動額合計	△1,904	△22	△2,478	△43	△4,448	31,451	39,412
当期末残高	10,098	4,253	1,867	△2,411	13,807	39,919	244,500

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	21,747	26,539
減価償却費	9,666	11,659
受取利息及び受取配当金	△818	△970
支払利息	389	666
持分法による投資損益 (△は益)	△555	△419
固定資産廃棄損	590	336
売上債権の増減額 (△は増加)	△4,219	△16,143
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△4,337	△4,780
仕入債務の増減額 (△は減少)	4,774	6,185
その他	500	1,283
小計	27,737	24,356
利息及び配当金の受取額	1,080	1,188
利息の支払額	△396	△674
法人税等の支払額	△6,200	△6,538
営業活動によるキャッシュ・フロー	22,221	18,331
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△17,500	△10,600
有価証券の売却及び償還による収入	15,601	15,198
有形固定資産の取得による支出	△13,616	△16,425
無形固定資産の取得による支出	△839	△916
投資有価証券の取得による支出	△216	△825
関係会社株式の取得による支出	△268	△7
長期貸付けによる支出	△2	△3,159
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	※2 △1,543
関係会社出資金の払込による支出	△3,517	—
その他	1,218	19
投資活動によるキャッシュ・フロー	△19,139	△18,258
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△2,349	2,924
長期借入れによる収入	2,431	9,421
長期借入金の返済による支出	△1,792	△7,956
社債の発行による収入	—	10,100
配当金の支払額	△3,826	△4,433
非支配株主への配当金の支払額	△369	△724
その他	80	△335
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,825	8,995
現金及び現金同等物に係る換算差額	883	△1,465
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,860	7,602
現金及び現金同等物の期首残高	50,762	48,902
現金及び現金同等物の期末残高	※1 48,902	※1 56,504

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社(37社)

- ・ ADEKAケミカルサプライ(株)
- ・ ADEKAクリーンエイド(株)
- ・ ADEKAファインフーズ(株)
- ・ ADEKA総合設備(株)
- ・ AMFINE CHEMICAL CORP.
- ・ ADEKA (SINGAPORE) PTE. LTD.
- ・ オキシラン化学(株)
- ・ ADEKA食品販売(株)
- ・ ADEKA物流(株)
- ・ 長江化学股份有限公司
- ・ (株)ヨンゴ
- ・ ADEKA KOREA CORP.
- ・ ADEKA (ASIA) PTE. LTD.
- ・ ADEKA Europe GmbH
- ・ 台湾艾迪科精密化学股份有限公司
- ・ ADEKA POLYMER ADDITIVES EUROPE SAS
- ・ 艾迪科(中国)投資有限公司
- ・ 艾迪科精細化工(上海)有限公司
- ・ 艾迪科精細化工(常熟)有限公司
- ・ ADEKAライフクリエイト(株)
- ・ 上原食品工業(株)
- ・ ADEKA FINE CHEMICAL (THAILAND) CO., LTD.
- ・ 艾迪科食品(常熟)有限公司
- ・ AM STABILIZERS CORP.
- ・ ADEKA FOODS (ASIA) SDN. BHD.
- ・ ADEKA USA CORP.
- ・ (株)クラウン
- ・ 日本農薬(株)
- ・ (株)ニチノー緑化
- ・ (株)ニチノーサービス
- ・ Nichino America, Inc.
- ・ 日本エコテック(株)
- ・ 日佳農薬股份有限公司
- ・ (株)アグリマート
- ・ Nichino India Pvt. Ltd.
- ・ Nichino Chemical India Pvt. Ltd.
- ・ Sipcarn Nichino Brasil S.A.

日本農薬(株)及びその子会社である(株)ニチノーサービス他8社は、2018年9月28日に日本農薬(株)の株式を追加取得したことに伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。

(2) 非連結子会社

主な非連結子会社は以下の通りです。

(株)東京環境測定センター

非連結子会社18社の合計の総資産、売上高、純損益及び利益剰余金等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため連結の範囲から除外しています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法の適用範囲

関連会社(22社)のうち4社

Agricultural Chemicals (Malaysia) Sdn.Bhd.、Sipcam Europe S.p.A.、(株)コープクリーン、昭和興産(株)

持分法を適用していない非連結子会社18社(株)東京環境測定センター他)及び関連会社18社(関東珪曹硝子(株)他)は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しています。

このうちSipcam Europe S.p.A.他1社は、日本農薬(株)を連結の範囲に含めたことに伴い持分法の範囲に含めています。

なお日本農薬(株)を連結の範囲に含めたことに伴い、同社を持分法適用の範囲から除外しています。

(2) 持分法適用会社の事業年度等に関する事項

昭和興産(株)他2社の決算日は12月31日、(株)コープクリーンの決算日は3月20日であり、それぞれ持分法適用上必要な調整を行っています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社のうち、Sipcam Nichino Brasil S.A.の決算日は6月30日であり、連結財務諸表の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく決算財務諸表を使用しています。

(2) 日本農薬(株)他6社の決算日は9月30日であり、連結財務諸表の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく決算財務諸表を使用しています。

(3) AMFINE CHEMICAL CORP.他12社の決算月は12月31日であり、連結財務諸表の作成にあたっては、12月31日の決算財務諸表を使用しています。

(4) ADEKAケミカルサプライ(株)他15社の決算日は3月31日です。

連結財務諸表の作成にあたり、連結決算日との間に生じた取引については、連結上必要な調整を行っています。

当連結会計年度においてADEKA KOREA CORP.、ADEKA POLYMER ADDITIVES EUROPE SAS、ADEKA FOODS(ASIA) SDN.BHD.は、決算日を12月31日から3月31日に変更し、連結決算日と同一となっています。なお、当該子会社の2019年1月1日から2019年3月31日までの3カ月の損益について連結損益計算書を通じて調整する方法を採用しており、当連結会計年度における会計期間は15カ月間となっています。当該子会社の2019年1月1日から2019年3月31日までの売上高は9,898百万円、営業利益は964百万円、経常利益は1,006百万円、税引前当期純利益は1,006百万円です。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

主に移動平均法による原価法によっています。

② その他有価証券

・ 時価のあるもの

株式については、主に決算期末前1ヶ月の市場価格等の平均、それ以外については決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主に移動平均法により算定)によっています。

・ 時価のないもの

主に移動平均法による原価法によっています。

(ロ) デリバティブ

時価法によっています。

(ハ) たな卸資産

製品・商品

主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっています。

仕掛品

主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっています。

原料・貯蔵品

主として移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産(リース資産を除く)

建物(建物附属設備を除く)及び機械装置は主として定額法、その他は主として定率法によっています。ただし、2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物及び構築物	3年～60年
機械装置及び運搬具	3年～20年
その他	3年～20年

(ロ) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっています。

なお主な耐用年数は次の通りです。

ソフトウェア(自社利用)……………	5年(社内における見込可能利用期間)
技術資産……………	10年
顧客関連資産……………	20年

(ハ) リース資産

(所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しています。

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

受取手形、売掛金、貸付金等の債権に対する貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(ロ) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

(ハ) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

(ニ) 役員退職慰労引当金

役員の退職により支給する役員退職慰労金に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しています。

(ホ) 環境対策引当金

所有土地の再開発に伴う土壌調査等に対する支出に備えるため、当連結会計年度末に必要と認められた合理的な見積額を計上しています。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

(ロ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年及び17年)による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年及び17年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

(ハ) 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、主として収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めています。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、適用要件を満たすため、特例処理を採用しています。なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を行っています。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ

為替予約

ヘッジ対象……借入金の利息

外貨建売掛債権、外貨建買掛債務

(ハ) ヘッジ方針

長期借入金の金利変動リスクの回避を目的として、個別契約毎に金利スワップ取引を行い、また、外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っています。外貨建債権債務につきましては、ヘッジ対象の識別を個別契約ごとに行っています。

(ニ) ヘッジの有効性評価の方法

特例処理の適用要件を満たしており有効性が保証されているため、また、為替予約については振当処理を行っているため、有効性の評価を省略しています。

(7) のれんの償却方法及び期間

のれんの償却については、6年間の均等償却を行っています。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

(9) その他重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(未適用の会計基準等)

- ・ 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・ 「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされています。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日 以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しました。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」1,887百万円及び「固定負債」の「繰延税金負債」のうち767百万円を「投資その他の資産」の「繰延税金資産」3,904百万円に含めて表示し、「固定負債」の「繰延税金負債」は388百万円として表示しています。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しています。ただし、当該内容のうち前連結会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載していません。

(連結貸借対照表関係)

(注) 1

※1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次の通りです。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
投資有価証券(株式)	20,578百万円	10,909百万円
その他(出資金)	3,476 "	3,375 "

※2 担保資産

担保に供している資産は、次の通りです。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
現金及び預金	－百万円	54百万円
受取手形及び売掛金	－ "	4,104 "
商品及び製品	－ "	1,170 "
原材料及び貯蔵品	－ "	542 "
建物及び構築物	807 "	912 "
機械装置及び運搬具	－ "	979 "
土地	808 "	1,528 "
その他	－ "	8 "
合 計	1,615 "	9,300 "

担保付債務は、次の通りです。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
短期借入金	－百万円	313百万円
長期借入金	793 "	2,641 "
1年内返済予定の長期借入金	857 "	644 "
合 計	1,650 "	3,598 "

※3 土地再評価法の適用

当社は、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号、平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- ・再評価の方法…「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行い算出しています。
- ・再評価を行った年月日…2002年3月31日

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△4,723百万円	△4,776百万円

(注) 2 売上債権の流動化

売上債権の一部を譲渡し、債権の流動化を行っており、手形債権流動化取引による買戻し義務があります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
手形債権流動化取引による買戻し義務	220百万円	170百万円
合 計	220 "	170 "

(連結損益計算書関係)

※1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれていません。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
	443百万円	555百万円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下の通りです。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
販売運賃	7,947百万円	8,947百万円
給与及び賞与	7,719 "	10,366 "
開発研究費	6,140 "	7,169 "
賞与引当金繰入額	790 "	1,353 "
退職給付費用	463 "	584 "
貸倒引当金繰入額	107 "	21 "
役員賞与引当金繰入額	69 "	83 "
役員退職慰労引当金繰入額	53 "	56 "

※3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
	9,327百万円	11,829百万円

※4 固定資産廃棄損の内容は以下の通りです。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
建物及び構築物	57百万円	47百万円
機械装置及び運搬具	245 "	102 "
その他	286 "	186 "
計	590 "	336 "

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	3,095百万円	△2,815百万円
組替調整額	△79 "	129 "
税効果調整前	3,015 "	△2,686 "
税効果額	△915 "	686 "
その他有価証券評価差額金	2,099 "	△1,999 "
為替換算調整勘定：		
当期発生額	1,885 "	△2,906 "
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	△246 "	△432 "
組替調整額	401 "	346 "
税効果調整前	155 "	△85 "
税効果額	△47 "	25 "
退職給付に係る調整額	108 "	△59 "
持分法適用会社に対する 持分相当額：		
当期発生額	1,014 "	△302 "
組替調整額	△43 "	78 "
持分法適用会社に対する 持分相当額	971 "	△223 "
その他の包括利益合計	5,065 "	△5,190 "

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式数				
普通株式(注1)	103,651,442	52,800	52,800	103,651,442
合計	103,651,442	52,800	52,800	103,651,442
自己株式数				
普通株式(注2)	820,217	1,239	99,855	721,601
合計	820,217	1,239	99,855	721,601

(注1) 普通株式の株式数の増加52,800株は、譲渡制限付株式報酬としての新株発行です。減少52,800株は、2017年7月19日開催の取締役会決議により、2017年8月9日付で自己株式の消却を実施したことによるものです。

(注2) 普通株式の自己株式の株式数の増加1,239株は、単元未満株式の買取、持分法適用会社の持分変動による増加及び持分法適用会社による親会社株式の取得です。減少99,855株は、自己株式の消却、連結会社保有親会社株式の売却による減少です。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,069	20	2017年3月31日	2017年6月26日
2017年11月2日 取締役会	普通株式	1,759	17	2017年9月30日	2017年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月22日 定時株主総会	普通株式	2,277	利益剰余金	22	2018年3月31日	2018年6月25日

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式数				
普通株式	103,651,442	—	—	103,651,442
合計	103,651,442	—	—	103,651,442
自己株式数				
普通株式(注1)	721,601	212,920	267,000	667,521
合計	721,601	212,920	267,000	667,521

(注1) 普通株式の自己株式の株式数の増加212,920株は、単元未満株式の買取、持分法適用会社の持分変動による増加及び持分法適用会社による親会社株式の取得です。減少267,000株は、自己株式の処分、連結会社保有親会社株式の売却による減少です。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月22日 定時株主総会	普通株式	2,277	22	2018年3月31日	2018年6月25日
2018年11月14日 取締役会	普通株式	2,175	21	2018年9月30日	2018年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	2,486	利益剰余金	24	2019年3月31日	2019年6月24日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
現金及び預金勘定	49,669百万円	58,585百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	△932 "	△2,087 "
有価証券勘定に含まれるMMF等 の内、現金及び現金同等物となる もの	164 "	6 "
現金及び現金同等物	48,902 "	56,504 "

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たに日本農薬㈱を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに日本農薬㈱株式の取得価額と日本農薬㈱取得のための支出(純増)との関係は次のとおりです。

流動資産	64,652	百万円
固定資産	45,588	"
負ののれん発生益	△205	"
流動負債	△27,711	"
固定負債	△19,815	"
非支配株主持分	△30,729	"
同社株式の取得価額	31,778	百万円
支配獲得時までの株式取得額	△12,927	"
現金及び現金同等物	△17,307	"
差引：取得のための支出	1,543	百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として化学品事業における生産設備(機械装置)です。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアです。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載の通りです。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
1年内	402	390
1年超	1,295	1,116
合計	1,698	1,507

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当連結グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を調達(借入金及び社債)しています。一時的な余資は主に短期的な預金・債券等により運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しています。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されています。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式等であり、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日です。外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されていますが、外貨建て営業債務の一部につきましては、先物為替予約を利用してヘッジしています。

借入金及び社債は、主に設備投資・投融資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は概ね決算日後5年以内です。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしています。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引及び借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、販売債権管理基準及び与信管理基準に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。連結子会社についても、当社の販売債権管理基準等に準じて、同様の管理を行なっています。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しています。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則としてマリーによるヘッジを行っています。また、外貨建て営業債務の一部につきましては、先物為替予約を利用してヘッジしています。

有価証券及び投資有価証券については、定期的到时価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行なっています。

なお、連結子会社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用し、また、為替変動に対するリスクを回避するために為替予約を利用してしています。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しています。連結子会社においても同様の管理を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていません((注)2. 参照)。

前連結会計年度(2018年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	49,669	49,669	—
(2) 受取手形及び売掛金	55,397	55,397	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	31,620	31,620	—
子会社株式及び関連会社株式	13,057	9,982	△3,074
資産計	149,744	146,670	△3,074
(1) 支払手形及び買掛金	38,599	38,599	—
(2) 短期借入金	15,567	15,567	—
(3) 社債	300	299	△0
(4) 長期借入金 (1年内返済予定含む)	13,844	13,931	87
負債計	68,311	68,398	86
デリバティブ取引(*)	4	4	—

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しています。

当連結会計年度(2019年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	58,585	58,585	—
(2) 受取手形及び売掛金	93,416	93,416	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	27,465	27,465	—
子会社株式及び関連会社株式	—	—	—
資産計	179,467	179,467	—
(1) 支払手形及び買掛金	56,296	56,296	—
(2) 短期借入金	21,718	21,718	—
(3) 社債	11,812	11,826	14
(4) 長期借入金 (1年内返済予定含む)	26,218	26,425	207
負債計	116,045	116,267	221
デリバティブ取引(*)	△57	△57	—

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目について

ては()で示しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は合理的に算定された価額によっています。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照下さい。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 社債並びに(4) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の社債の発行、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
非上場株式	9,209	12,834

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2018年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	49,621	—	—	—
受取手形及び売掛金	55,397	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 公社債等	2,098	86	—	—
(2) その他	5,510	—	—	—
合計	112,627	86	—	—

当連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	58,539	—	—	—
受取手形及び売掛金	93,416	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 公社債等	36	51	—	—
(2) その他	3,000	—	—	—
合計	154,992	51	—	—

4. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2018年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
短期借入金	15,567	—	—	—
社債	300	—	—	—
長期借入金	6,495	4,646	2,703	—
合計	22,362	4,646	2,703	—

当連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
短期借入金	21,718	—	—	—
社債	—	11,812	—	—
長期借入金	6,600	17,188	2,429	—
合計	28,319	29,000	2,429	—

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2019年3月31日)

該当事項はありません。

2. その他有価証券

前連結会計年度(2018年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	23,347	9,923	13,423
	(2) 債券	96	90	6
	(3) その他	164	160	3
	小計	23,607	10,174	13,433
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	413	532	△119
	(2) 債券	2,598	2,598	—
	(3) その他	5,000	5,000	—
	小計	8,012	8,131	△119
合計		31,620	18,306	13,313

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 1,688百万円)については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めていません。

当連結会計年度(2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	21,695	10,628	11,066
	(2) 債券	51	50	1
	(3) その他	6	5	0
	小計	21,752	10,684	11,068
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	2,675	3,386	△710
	(2) 債券	536	537	△0
	(3) その他	2,500	2,500	—
	小計	5,712	6,423	△710
合計		27,465	17,107	10,357

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 1,897百万円)については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めていません。

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	300	96	0
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	73	2	36
(3) その他	—	—	—
合計	374	99	36

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	19	13	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	19	13	—

4. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について142百万円(その他有価証券の株式142百万円)減損処理を行っています。

なお、その他有価証券の減損処理にあたっては、時価が取得原価に比して50%超下落した場合は、時価の回復可能性がないものとして一律に減損処理を実施し、下落率が30%超50%以下の場合には、時価の回復可能性の判定を行い、減損処理の可否を決定しています。

また、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式の減損処理にあたっては、財政状態の悪化があり、かつ実質価額が取得原価に比して50%超下落した場合は一律に減損処理を行っています。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(2018年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	買 建				
	シンガポールドル	795	—	5	5
	円	92	—	△0	△0
	アメリカドル	359	—	△2	△2
	合 計	1,248	—	3	3

(注) 時価の算定方法
為替予約取引
先物為替相場によっています。

当連結会計年度(2019年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	買 建				
	シンガポールドル	159	—	1	1
	円	67	—	1	1
	アメリカドル	2,501	—	△55	△55
	通貨スワップ取引				
	受取日本円・支払 伯リアル	1,955	—	△6	△6
受取アメリカド ル・支払伯リアル	554	—	2	2	
	合 計	5,238	—	△57	△57

(注) 時価の算定方法
為替予約取引
先物為替相場によっています。

(2) 金利関連

前連結会計年度(2018年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	211	211	1	1
	合 計	211	211	1	1

(注) 時価の算定方法

金利スワップ取引

取引金融機関から提示された価格によっています。

当連結会計年度(2019年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	211	—	78	78
	合 計	211	—	78	78

(注) 時価の算定方法

金利スワップ取引

取引金融機関から提示された価格によっています。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2019年3月31日)

ヘッジ会計 の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の 振当処理	為替予約取引				
	売 建				
	アメリカドル	売掛金	4,533	—	(注)
	ユーロ		103	—	
	英ポンド		1,268	—	
買 建					
アメリカドル	買掛金	40	—		

(注) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金又は買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該ヘッジ対象の時価に含めて記載しています。

(2) 金利関連

前連結会計年度(2018年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	長期借入金	1,850	793	(注)
	合 計		1,850	793	

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しています。

当連結会計年度(2019年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	長期借入金	10,199	7,994	(注)
	合 計		10,199	7,994	

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しています。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しています。

また、従業員の退職等に際して支払時に割増退職金を支払う場合があります。

当社及び一部の連結子会社は、退職給付制度にポイント制を採用しており、従業員の職能と勤続年数に応じて付与されるポイントの累計数に基づいて、給付額が計算されます。

その他の国内子会社は、中小企業退職共済制度に加入していますが、一部の子会社については確定拠出制度と併用しています。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 確定給付制度(簡便法を適用した制度を含む。)

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付債務の期首残高	15,910百万円	16,959百万円
勤務費用	1,041 "	1,515 "
利息費用	43 "	48 "
数理計算上の差異の発生額	246 "	420 "
退職給付の支払額	△296 "	△718 "
連結範囲の変動	— "	4,075 "
その他	13 "	△127 "
退職給付債務の期末残高	16,959 "	22,173 "

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「勤務費用」に計上しています。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
年金資産の期首残高	— 百万円	— 百万円
期待運用収益	— "	46 "
数理計算上の差異の発生額	— "	△11 "
事業主からの拠出額	— "	63 "
退職給付の支払額	— "	△91 "
連結範囲の変動	— "	3,745 "
年金資産の期末残高	— "	3,751 "

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	－百万円	3,320百万円
年金資産	－ ”	△3,751 ”
	－ ”	△431 ”
非積立型制度の退職給付債務	16,959 ”	18,853 ”
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	16,959 ”	18,421 ”
退職給付に係る負債	16,959 ”	18,853 ”
退職給付に係る資産	－ ”	△431 ”
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	16,959 ”	18,421 ”

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
勤務費用	1,041百万円	1,515百万円
利息費用	43 ”	48 ”
期待運用収益	－ ”	△46 ”
数理計算上の差異の費用処理額	269 ”	216 ”
過去勤務費用の費用処理額	132 ”	130 ”
確定給付制度に係る退職給付費用	1,487 ”	1,863 ”

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は「勤務費用」に計上しています。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次の通りです。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
過去勤務費用	132百万円	130百万円
数理計算上の差異	23 ”	△216 ”
合計	155 ”	△85 ”

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次の通りです。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
未認識過去勤務費用	638百万円	504百万円
未認識数理計算上の差異	2,725 ”	2,487 ”
合計	3,363 ”	2,991 ”

(7) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次の通りです。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
債券	- %	35%
株式	- "	49 "
その他	- "	16 "
合 計	- "	100 "

(注) 当連結会計年度の年金資産の合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が40%含まれています。

②長期期待運用収益の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
割引率	0.4%	主として0.2%
長期期待運用収益率	- "	2.5 "

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度172百万円、当連結会計年度180百万円です。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	666百万円	870百万円
未払事業税否認	189 "	254 "
退職給付に係る負債	5,051 "	5,558 "
貸倒引当金損金算入限度超過額	164 "	330 "
固定資産減損損失否認	563 "	776 "
関係会社株式評価損否認	852 "	870 "
役員退職慰労引当金否認	29 "	41 "
税務上の繰越欠損金	— "	1,737 "
未実現利益	1,016 "	1,495 "
その他	1,203 "	1,238 "
繰延税金資産小計	9,736 "	13,173 "
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 2	— "	△939 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	— "	△1,485 "
評価性引当額小計 (注) 1	△1,469 "	△2,424 "
繰延税金資産合計	8,267 "	10,748 "
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	△29 "	△28 "
その他有価証券評価差額金	△3,985 "	△4,001 "
企業結合により識別された無形資産	— "	△5,763 "
その他	△736 "	△1,458 "
繰延税金負債合計	△4,751 "	△11,251 "
繰延税金資産の純額	3,516 "	△502 "

(注) 1. 評価性引当額が955百万円増加しています。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額912百万円を認識している連結子会社Sipcam Nichino Brasil S.A.を新規連結したことに伴うものです。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
当連結会計年度 (2019年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	113	180	270	150	83	939	1,737
評価性引当額	—	—	—	—	—	△939	△939
繰延税金資産	113	180	270	150	83	—	798

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(b) 税務上の繰越欠損金1,737百万円 (法定実効税率を乗じた額) について、繰延税金資産798百万円を計上しています。当該税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分について評価性引当額を認識していません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった
 主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.3%	30.3%
持分法投資利益	△0.8	△0.5
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8	0.7
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.6	△4.4
受取配当金相殺消去	3.7	4.7
試験研究費等税額控除	△4.1	△3.9
評価性引当額	0.3	△0.3
住民税均等割	0.2	0.2
本邦と外国の税率差異	△1.9	△1.0
その他	0.3	1.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.3	26.9

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 日本農薬株式会社

事業の内容 農薬、医薬品、医薬部外品、動物用医薬品、木材用薬品、農業資材等

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは、2018年度から2020年度までの中期経営計画「BEYOND 3000」の期間中から次期中期経営計画（2021年以降）を見据えて、売上高3,000億円を超えた次のステージへの継続的な拡大・発展を実現するために、既存事業である「樹脂添加剤」「化学品」「食品」の3本柱の成長に留まらず、4本目の事業の柱を構築し、ポートフォリオを拡充することが不可欠であると判断しています。特に、継続的な企業価値及び株主利益の向上を実現するためにも、早急に新規領域（ライフサイエンス、環境、エネルギーの3分野を次世代の有望市場と考えています。）におけるビジネスモデルを構築することが喫緊の課題と考えています。

とりわけ、当社は、次世代事業の柱と位置付ける有望市場の一つであるライフサイエンス事業については、当社グループの既存事業で培った技術の応用可能性が認められ、従前より、速やかに事業領域を飛躍的に拡大させることを検討してまいりました。当社が、スピード感をもって、ライフサイエンス事業を拡充させ、かつ効果的なシナジーを創出するために、豊富な技術ノウハウを持ち、かつ企業として同じ起源を持ちコーポレートカルチャーにも親和性があり、長年に亘って良好な関係を構築してきた日本農薬株式会社を連結子会社化する判断に至りました。

(3) 企業結合日

2018年9月28日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とした株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

株式取得直前に所有していた議決権比率 24.21%

企業結合日に取得した議決権比率 26.79%

取得後の議決権比率 51.00%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とした株式の取得により、当社が日本農薬株式会社の議決権の51.00%を取得したことによるものです。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2018年4月1日から2019年3月31日

なお、被取得企業のみなし取得日を2018年9月30日としており、当該取得日までの期間に係る被取得企業の業績は、持分法による投資利益として計上しています。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

企業結合直前に保有していた株式の企業結合時における時価		12,927	百万円
追加取得した株式の対価	現金	10,850	百万円
第三者割当増資引受の対価	現金	8,000	百万円
取得原価		31,778	百万円

4. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差益 67百万円

5. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 478百万円

6. 発生した負ののれんの金額、発生原因

(1) 発生した負ののれん

205百万円

(2) 発生原因

日本農薬株式会社の企業結合時の時価純資産が取得原価を上回ったためです。

7. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその内訳

流動資産	64,652	百万円
固定資産	45,588	百万円
資産合計	110,241	百万円
流動負債	27,711	百万円
固定負債	19,815	百万円
負債合計	47,527	百万円

8. のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び種類別の内訳並びに償却期間

種類別の内訳	金額	償却期間
技術資産	9,948 百万円	10年
顧客関連資産	3,212 百万円	20年
無形固定資産合計	13,160 百万円	

9. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	24,257	百万円
営業利益	440	百万円
経常損失	303	百万円
税金等調整前当期純損失	162	百万円
親会社株主に帰属する当期純損失	18	百万円
1株当たり当期純損失	0.18	円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としています。

なお、当該注記は監査証明を受けていません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当連結グループの報告セグメントは、分離された財務情報が入手可能であり、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当連結グループは、製品・サービス別に区分した「化学品事業」「食品事業」「ライフサイエンス事業」ごとに国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しています。

したがって、当連結グループでは、「化学品事業」「食品事業」「ライフサイエンス事業」の3つを報告セグメントとしています。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

各報告セグメントの主要製品は、以下の通りです。

セグメントの名称	主な製品群及びサービス
化学品事業	ポリオレフィン用添加剤、塩ビ用安定剤・可塑剤、難燃剤、高純度半導体材料、電子回路基板エッチング装置及び薬剤、光硬化樹脂、光開始剤、エポキシ樹脂、界面活性剤、潤滑油添加剤、プロピレングリコール類、過酸化水素及び誘導品等
食品事業	マーガリン類、ショートニング、フィリング類等
ライフサイエンス事業	農薬、医薬品、医薬部外品、動物用医薬品、木材用薬品、医療材料等

(3) 報告セグメントの変更等に関する事項

第2四半期連結会計期間より、株式を追加取得した日本農薬株式会社及びその子会社を連結の範囲に含めたことにより、事業セグメントの区分方法を見直し、報告セグメントを従来の「化学品事業」「食品事業」に「ライフサイエンス事業」を加えています。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一です。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値です。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいています。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	化学品 事業	食品 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	158,596	69,872	228,468	11,143	239,612	—	239,612
セグメント間の内部 売上高又は振替高	133	25	158	14,121	14,280	△14,280	—
計	158,729	69,897	228,627	25,265	253,892	△14,280	239,612
セグメント利益	19,716	1,387	21,103	717	21,821	△485	21,335
セグメント資産	190,203	67,352	257,556	17,683	275,239	36,912	312,152
その他の項目							
減価償却費(注) 4	7,219	2,497	9,716	75	9,792	△125	9,666
持分法適用会社への 投資額	19,425	—	19,425	—	19,425	—	19,425
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額 (注) 5	11,875	3,456	15,331	119	15,451	△328	15,122

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、工事及び工事管理、物流業、不動産業等を含んでいます。

2. 調整額の内容は以下の通りです。

セグメント利益の調整額△485百万円は、セグメント間取引消去額を含んでいます。

セグメント資産の調整額36,912百万円は、主に当社での余資運用資金(現金預金及び有価証券)及び長期投資資金(投資有価証券)等です。

3. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っています。

4. 減価償却費には、長期前払費用の償却額が含まれています。

5. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用の増加額が含まれています。

6. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を2019年3月期の期首から適用しており、2018年3月期に係るセグメント資産については、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっています。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	化学品 事業	食品 事業	ライフサ イエンス 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	180,784	71,752	34,418	286,955	12,399	299,354	—	299,354
セグメント間の内部 売上高又は振替高	134	31	1	167	14,721	14,889	△14,889	—
計	180,918	71,783	34,420	287,123	27,121	314,244	△14,889	299,354
セグメント利益	21,594	1,258	3,324	26,177	1,147	27,325	△686	26,638
セグメント資産	193,999	67,931	110,412	372,342	19,236	391,579	22,970	414,549
その他の項目								
減価償却費(注) 4	7,797	2,667	1,289	11,753	77	11,831	△171	11,659
持分法適用会社への 投資額	6,407	—	2,360	8,768	—	8,768	—	8,768
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額 (注) 5	12,519	4,337	783	17,639	27	17,667	△247	17,419

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、工事及び工事管理、物流業、不動産業等を含んでいます。

2. 調整額の内容は以下の通りです。

セグメント利益の調整額△686百万円は、セグメント間取引消去額を含んでいます。

セグメント資産の調整額22,970百万円は、主に当社での余資運用資金(現金預金及び有価証券)及び長期投資資金(投資有価証券)等です。

3. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っています。

4. 減価償却費には、長期前払費用の償却額が含まれています。

5. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用の増加額が含まれています。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	その他	合計
138,318	70,122	31,171	239,612

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しています。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	アジア	その他	合計
70,127	11,507	3,911	85,546

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	その他	合計
158,853	89,049	51,451	299,354

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しています。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	アジア	その他	合計
89,434	14,279	4,959	108,672

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	化学品事業	食品事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	57	—	—	—	57
当期末残高	29	—	—	—	29

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	化学品事業	食品事業	ライフサイエンス事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	29	—	—	—	—	29
当期末残高	—	—	—	—	—	—

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

ライフサイエンス事業において、第2四半期連結会計期間より株式を追加取得した日本農薬株式会社及びその子会社を連結の範囲に含めたことに伴い、205百万円の負ののれん発生益を計上しています。なお、負ののれん発生益は特別利益のため、セグメント利益には含めていません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日))

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注3)	科目	期末残高 (百万円)
役員	郡 昭夫 (注1)	—	—	当社代表 取締役社長	(被所有) 直接 0.06	—	金銭報酬債 権の現物出 資(注2)	15	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社役員 郡 昭夫は、2018年6月22日開催の定時株主総会において、代表取締役会長に就任しています。

(注2) 譲渡制限付株式報酬制度(譲渡制限期間3年)に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものです。

(注3) 取引金額には消費税等を含めていません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注2)	科目	期末残高 (百万円)
役員	郡 昭夫	—	—	当社代表 取締役会長	(被所有) 直接 0.07	—	金銭報酬債 権の現物出 資(注1)	16	—	—
役員	城詰 秀尊	—	—	当社代表 取締役社長	(被所有) 直接 0.03	—	金銭報酬債 権の現物出 資(注1)	16	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 譲渡制限付株式報酬制度(譲渡制限期間3年)に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものです。

(注2) 取引金額には消費税等を含めていません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (万US\$)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注2)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	艾迪科精細 化工(浙江) 有限公司	浙江省嘉興市 平湖市独山港 經濟開發区	3,000	化学製品の 製造販売	(所有) 間接 100.0	製造子会社 役員の兼任	増資の引受 (注1)	3,491	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)子会社の資金需要等を考慮の上、増資の引受を行っています。

(注2)取引金額には消費税等を含めていません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	1,910円23銭	1,986円53銭
1株当たり当期純利益	149円18銭	165円78銭
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、潜在株式が存 在しないため記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、潜在株式が存 在しないため記載していません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りです。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	15,346	17,055
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	15,346	17,055
普通株式の期中平均株式数(千株)	102,875	102,879

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
㈱A D E K A	第1回無担保社債	2019. 3. 15	— (—)	10,000 (—)	0.18	なし	2024. 3. 15
その他の社債	—	—	300 (300)	1,812 (300)	—	なし	—
合計	—	—	300 (300)	11,812 (300)	—	—	—

(注) 1. ()内書は、1年以内の償還予定額です。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下の通りです。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
—	1,712	—	—	10,100

【借入金等明細表】

	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	15,567	21,718	2.728	—
1年以内に返済予定の長期借入金	6,495	6,600	0.460	—
1年以内に返済予定のリース債務	332	401	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く)	7,349	19,617	1.458	2020年4月～ 2028年3月
リース債務(1年以内に返済予定 のものを除く)	781	843	—	2020年4月～ 2026年6月
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	30,526	49,181	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しています。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載していません。

3. 長期借入金、リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下の通りです。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	3,664	8,690	1,651	3,181
リース債務	348	257	91	56

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しています。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	61,779	126,127	201,281	299,354
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円)	5,764	11,331	16,402	26,539
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益金額 (百万円)	4,090	7,961	11,445	17,055
1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	39.74	77.34	111.24	165.78

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	39.74	37.59	33.90	54.55

(注) 2018年9月28日に行われた日本農薬株式会社との企業結合について第2四半期連結会計期間において暫定的な会計処理を行っていましたが、第4四半期連結会計期間において確定しており、第2四半期及び第3四半期の関連する数値について暫定的な会計処理の確定の内容を反映させています。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	23,004	15,918
受取手形	※ 3,761	※ 4,007
売掛金	※ 30,994	※ 30,638
有価証券	7,598	3,000
商品及び製品	10,897	12,074
仕掛品	4,441	5,106
原材料及び貯蔵品	12,752	11,950
前払費用	249	268
未収入金	※ 3,547	※ 4,632
その他	※ 2,298	※ 4,194
貸倒引当金	△26	△18
流動資産合計	99,518	91,773
固定資産		
有形固定資産		
建物	14,498	15,850
構築物	2,801	2,893
機械及び装置	23,666	26,067
車両運搬具	51	42
工具、器具及び備品	3,696	3,359
土地	18,046	17,999
リース資産	346	240
建設仮勘定	2,883	4,059
有形固定資産合計	65,992	70,513
無形固定資産		
諸権利	1,286	1,318
設備利用権	130	129
ソフトウェア	1,035	1,164
リース資産	207	150
ソフトウェア仮勘定	290	106
無形固定資産合計	2,951	2,870
投資その他の資産		
投資有価証券	24,790	23,118
関係会社株式	10,705	30,875
関係会社出資金	7,488	7,488
長期貸付金	※ 4,841	※ 5,185
長期前払費用	59	65
繰延税金資産	1,648	2,437
その他	1,449	1,458
貸倒引当金	△729	△779
投資その他の資産合計	50,253	69,849
固定資産合計	119,196	143,233
資産合計	218,715	235,007

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	※ 1,620	※ 1,632
買掛金	※ 23,305	※ 23,040
短期借入金	4,000	4,000
1年内返済予定の長期借入金	5,000	2,000
リース債務	191	163
未払金	3,224	3,012
未払費用	※ 3,649	※ 3,683
未払法人税等	2,070	1,695
預り金	4	5
賞与引当金	1,852	1,903
役員賞与引当金	50	60
その他	410	302
流動負債合計	45,380	41,499
固定負債		
社債	—	10,000
長期借入金	4,001	7,000
リース債務	426	273
再評価に係る繰延税金負債	3,424	3,414
退職給付引当金	12,043	12,874
資産除去債務	109	109
長期預り金	1,541	1,548
固定負債合計	21,547	35,221
負債合計	66,927	76,721
純資産の部		
株主資本		
資本金	22,944	22,944
資本剰余金		
資本準備金	19,970	19,970
その他資本剰余金	—	50
資本剰余金合計	19,970	20,021
利益剰余金		
利益準備金	1,096	1,096
その他利益剰余金		
配当準備積立金	90	90
固定資産圧縮積立金	68	65
別途積立金	51,241	51,241
繰越利益剰余金	43,139	51,205
利益剰余金合計	95,635	103,698
自己株式	△119	△58
株主資本合計	138,431	146,606
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	9,079	7,426
土地再評価差額金	4,276	4,253
評価・換算差額等合計	13,356	11,680
純資産合計	151,787	158,286
負債純資産合計	218,715	235,007

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	※2 131,319	※2 134,612
売上原価	※2 94,325	※2 97,659
売上総利益	36,994	36,952
販売費及び一般管理費	※1 23,901	※1 24,741
営業利益	13,092	12,210
営業外収益		
受取利息	※2 140	※2 141
受取配当金	※2 3,114	※2 4,475
雑収入	※2 288	※2 269
営業外収益合計	3,543	4,886
営業外費用		
支払利息	106	135
為替差損	292	209
出向者差額	600	596
貸倒引当金繰入額	—	110
雑損失	188	280
営業外費用合計	1,187	1,330
経常利益	15,447	15,767
特別損失		
固定資産廃棄損	573	282
投資有価証券評価損	—	142
関係会社株式評価損	334	—
特別損失合計	907	424
税引前当期純利益	14,540	15,342
法人税、住民税及び事業税	3,280	2,961
法人税等調整額	△358	△112
法人税等合計	2,921	2,849
当期純利益	11,618	12,493

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			
					配当準備積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	22,899	19,925	—	19,925	1,096	90	90	51,241	35,379
当期変動額									
新株の発行	44	44		44					
剰余金の配当									△3,829
固定資産圧縮積立金の取崩							△22		22
当期純利益									11,618
自己株式の取得									
自己株式の処分									
自己株式の消却									△51
土地再評価差額金の取崩									
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	44	44	—	44	—	—	△22	—	7,760
当期末残高	22,944	19,970	—	19,970	1,096	90	68	51,241	43,139

	株主資本			評価・換算差額等			純資産合計
	利益剰余金 利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	87,898	△170	130,552	7,034	4,276	11,310	141,862
当期変動額							
新株の発行			89				89
剰余金の配当	△3,829		△3,829				△3,829
固定資産圧縮積立金の取崩			—				—
当期純利益	11,618		11,618				11,618
自己株式の取得		△0	△0				△0
自己株式の処分			—				—
自己株式の消却	△51	51	—				—
土地再評価差額金の取崩			—				—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			—	2,045	—	2,045	2,045
当期変動額合計	7,737	51	7,878	2,045	—	2,045	9,924
当期末残高	95,635	△119	138,431	9,079	4,276	13,356	151,787

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					配当準備積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	22,944	19,970	—	19,970	1,096	90	68	51,241	43,139
当期変動額									
新株の発行									
剰余金の配当									△4,453
固定資産圧縮積立金の取崩							△2		2
当期純利益									12,493
自己株式の取得									
自己株式の処分			50	50					
自己株式の消却									
土地再評価差額金の取崩									22
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	50	50	—	—	△2	—	8,065
当期末残高	22,944	19,970	50	20,021	1,096	90	65	51,241	51,205

	株主資本			評価・換算差額等			純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計						
当期首残高	95,635	△119	138,431	9,079	4,276	13,356	151,787
当期変動額							
新株の発行			—				—
剰余金の配当	△4,453		△4,453				△4,453
固定資産圧縮積立金の取崩	—		—				—
当期純利益	12,493		12,493				12,493
自己株式の取得		△0	△0				△0
自己株式の処分		61	112				112
自己株式の消却			—				—
土地再評価差額金の取崩	22		22				22
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				△1,653	△22	△1,675	△1,675
当期変動額合計	8,062	61	8,174	△1,653	△22	△1,675	6,498
当期末残高	103,698	△58	146,606	7,426	4,253	11,680	158,286

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの……………株式については、事業年度末前1ヶ月の市場価格等の平均、それ以外については、事業年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品……………総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

原料・貯蔵品……………移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建物(建物附属設備を除く)及び機械装置……………定額法

上記以外の有形固定資産……………定率法

2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっています。

なお、主な耐用年数は次の通りです。

建物 3～50年

構築物 3～60年

機械装置 3～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用)……………社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法

その他の無形固定資産……………定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しています。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

受取手形、売掛金、貸付金等の債権に対する貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(17年)による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(17年)による定額法により按分した額をそれぞれの発生の翌事業年度から費用処理しています。

6. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」1,166百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,648百万円に含めて表示しています。

(貸借対照表関係)

(注) 1

※ 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
短期金銭債権	15,291百万円	19,068百万円
長期金銭債権	4,836 "	5,180 "
短期金銭債務	8,486 "	7,774 "

(注) 2 保証債務

下記の会社の借入金に対し、保証債務があります。

	前事業年度 (2018年3月31日)		当事業年度 (2019年3月31日)
上原食品工業㈱	300百万円	上原食品工業㈱	300百万円
艾迪科食品(常熟) 有限公司	284 "	艾迪科食品(常熟) 有限公司	461 "
ADEKAライフクリエイト㈱	718 "	ADEKAライフクリエイト㈱	976 "
合 計	1,302 "	合 計	1,738 "

また、下記の会社の手形債権流動化取引に対し、保証債務があります。

	前事業年度 (2018年3月31日)		当事業年度 (2019年3月31日)
ADEKAケミカルサプライ㈱	34百万円	ADEKAケミカルサプライ㈱	43百万円
合 計	34 "	合 計	43 "

(注) 3 売上債権の流動化

売上債権の一部を譲渡し、債権の流動化を行っており、手形債権流動化取引による買戻し義務があります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
手形債権流動化取引による 買戻し義務	186百万円	126百万円
合 計	186 "	126 "

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度51%、当事業年度50%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度49%、当事業年度50%です。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下の通りです。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
販売運賃	8,273百万円	8,351百万円
開発研究費	5,848 "	6,207 "
給料諸手当	3,014 "	3,097 "
減価償却費	643 "	639 "
賞与引当金繰入額	482 "	495 "
退職給付費用	368 "	362 "
役員賞与引当金繰入額	50 "	60 "
貸倒引当金繰入額	△3 "	△8 "

※2 関係会社との取引に係るものが次の通り含まれています。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	53,886百万円	57,458百万円
仕入高	28,257 "	29,006 "
営業取引以外の取引高	2,730 "	3,938 "

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2018年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	1,365	9,980	8,615
合計	1,365	9,980	8,615

当事業年度(2019年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	20,693	18,841	△1,852
合計	20,693	18,841	△1,852

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
子会社株式	7,956	8,791
関連会社株式	1,382	1,390

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めていません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	561百万円	577百万円
未払事業税否認	169 "	154 "
退職給付引当金	3,649 "	3,901 "
貸倒引当金損金算入限度超過額	229 "	242 "
固定資産減損損失否認	563 "	483 "
関係会社株式評価損否認	852 "	870 "
株式評価損否認	227 "	224 "
たな卸資産評価損否認	119 "	152 "
減価償却超過額	121 "	101 "
その他	477 "	380 "
繰延税金資産小計	6,967 "	7,084 "
評価性引当額	△1,469 "	△1,485 "
繰延税金資産合計	5,498 "	5,599 "
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	△29 "	△28 "
その他有価証券評価差額金	△3,819 "	△3,133 "
その他	△0 "	△0 "
繰延税金負債合計	△3,850 "	△3,162 "
繰延税金資産の純額	1,648 "	2,437 "

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.3%	30.3%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	0.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.2	△7.2
試験研究費等税額控除	△6.0	△5.8
評価性引当額	0.4	0.1
住民税均等割	0.3	0.3
その他	△0.4	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.1	18.6

(企業結合等関係)

取得による企業結合

連結財務諸表の「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	14,498	2,264	11	900	15,850	22,384
	構築物	2,801	328	6	231	2,893	11,006
	機械及び装置	23,666	6,789	87	4,300	26,067	89,365
	車両運搬具	51	14	2	21	42	270
	工具、器具及び備品	3,696	1,133	21	1,448	3,359	19,694
	土地	18,046 [7,701]	—	47 [32]	—	17,999 [7,668]	—
	リース資産	346	83	73	115	240	211
	建設仮勘定	2,883	11,705	10,530	—	4,059	—
	計	65,992	22,318	10,780	7,017	70,513	142,932
無形固定資産	諸権利	1,286	354	28	293	1,318	—
	設備利用権	130	—	—	1	129	—
	ソフトウェア	1,035	620	—	491	1,164	—
	リース資産	207	—	—	57	150	—
	ソフトウェア仮勘定	290	436	620	—	106	—
	計	2,951	1,410	648	842	2,870	—

(注) 1. [] 内は、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号、平成13年3月31日公布法律第19号)により行った土地の再評価に係る土地再評価差額金です。

2. 当期増減額の主なものは以下の通りです。

資産の種類	増減区分	事業所	内容	金額(百万円)
機械及び装置	増加	千葉工場	化学品製造設備新設	1,682
建設仮勘定	増加	千葉工場	化学品製造設備新設	1,338
建設仮勘定	増加	三重工場	化学品製造設備新設	985

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	756	52	9	798
賞与引当金	1,852	1,903	1,852	1,903
役員賞与引当金	50	60	50	60

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(3) 【その他】

特記すべき事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
単元株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	_____
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	2007年6月22日開催の定時株主総会の決議により定款が変更され、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。 http://www.adeka.co.jp
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の受渡請求をする権利以外の権利を有していません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

- | | | |
|--------------------------------|--|----------------------|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書 | 事業年度(第156期)
自 2017年4月1日
至 2018年3月31日 | 2018年6月22日関東財務局長に提出 |
| (2) 内部統制報告書及びその添付書類 | | 2018年6月22日関東財務局長に提出 |
| (3) 臨時報告書 | 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書です。 | 2018年7月2日関東財務局長に提出 |
| | 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(親会社又は特定子会社の異動)に基づく臨時報告書です。 | 2018年9月20日関東財務局長に提出 |
| (4) 第1四半期報告書及び確認書 | (第157期第1四半期)
自 2018年4月1日
至 2018年6月30日 | 2018年8月8日関東財務局長に提出 |
| (5) 第2四半期報告書及び確認書 | (第157期第2四半期)
自 2018年7月1日
至 2018年9月30日 | 2018年11月14日関東財務局長に提出 |
| (6) 第3四半期報告書及び確認書 | (第157期第3四半期)
自 2018年10月1日
至 2018年12月31日 | 2019年2月14日関東財務局長に提出 |
| (7) 有価証券届出書及びその添付書類 | ストックオプション制度に伴う新株予約券発行 | 2018年6月22日関東財務局長に提出 |
| (8) 有価証券届出書の訂正届出書 | 訂正届出書(上記(7)有価証券届出書の訂正届出書) | 2018年7月2日関東財務局長に提出 |
| (9) 発行登録書(株券、社債券等)及びその添付書類 | | 2019年1月11日関東財務局長に提出 |
| (10) 発行登録追補書類(株券、社債券等)及びその添付書類 | | 2019年3月8日関東財務局長に提出 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年6月21日

株式会社A D E K A
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前 田 隆 夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 達 也 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社A D E K Aの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社A D E K A及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社A D E K Aの2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社A D E K Aが2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注記文) 1. 上記は、監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しています。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月21日

株式会社A D E K A
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前 田 隆 夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 達 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社A D E K Aの2018年4月1日から2019年3月31日までの第157期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社A D E K Aの2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注記文) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しています。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年6月21日

【会社名】 株式会社A D E K A

【英訳名】 A D E K A C O R P O R A T I O N

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 城詰 秀尊

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都荒川区東尾久七丁目2番35号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社A D E K A 大阪支社
大阪府大阪市北区曽根崎二丁目12番7号
株式会社A D E K A 名古屋支店
愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目20番12号

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長 城詰 秀尊は、当連結グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することが出来ない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、2019年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

内部統制の評価においては、当連結グループでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下「全社的な内部統制」という）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、関連文書の閲覧、当該統制に係る適切な担当者への質問、内部統制の実施記録の検証等を実施することにより、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社並びに連結子会社37社のうち34社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社4社及び持分法適用会社4社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の売上高の概ね2/3に達している7事業拠点を「重要な事業拠点」とし、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及びたな卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、財務報告への影響を勘案して重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス等を重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当社代表取締役社長 城詰 秀尊は、2019年3月31日現在における当連結グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。